

人 口 問 題 研 究 所 基

人 口 問 題 研 究 所

號十第 卷二第

昭和十年六月刊行

研 究

資 料

妻の婚姻年齢と出生との関係に就て.....
中川友長(一)
児山千秋(一)

最近各國の強制家族手當制度の概観(追補).....
本多龍雄(三)
(三六)

米國の婦人労働状態に就て(大月).....

彙 報

(三六)

初婚者結婚費用調査の施行——多産者同胞出産力調査の施行——労働母性の不妊並死流
産調査の施行——人口問題研究所調査指定村の設置並に右指定村に對する基本調査の施
行——人口問題研究所編「人口政策の乘」の刊行

國民體力審議會官制中改正の件公布——農地開發法一部施行期日の件並に農地開發
事業令の公布——勞務統制委員會官制の公布——勞務徵用に關する五勅令案要綱の決
定——緊急食糧對策の閣議決定に關する企畫院總裁談——拓務省の滿洲開拓團保健指導
員、滿洲開拓青年義勇隊訓練所醫師並に開拓醫學生の募集——財團法人人口問題研究會
主催第十三回人口問題同攻者會合の開催——財團法人人口問題研究會主催第五回人口問
題全國協議會の開催要綱の決定——西班牙に於ける婚資貸付金制度並に多子家族への賞
金交付制度の創設——濠洲聯邦に於ける強制家族手當制度實施の決定

文 獻

邦文人口問題關係文獻(一七)

厚 生 省
人 口 問 題 研 究 所

人口問題研究

第一卷 第十號

研 究

妻の婚姻年齢と出生 との關係に就て

中川友長

兒山千秋

(一)

以下に述べる所のものは昨年一月行はれた人口問題研究所の出産力調査に於て調査された妊娠期間経過後の初婚の夫婦中一三、九九三組に就て、其の妻の婚姻年齢と出生状況との關係に關し調査したる結果の一部である。此の一三、九九三組の夫婦の妻の平均婚姻年齢は二二・二五歳、モードは一九歳で、最高年齢は六七歳といふのが一件現はれて居る。

妻の婚姻年齢と出生との關係に就て

第一表 妻の婚姻年齢別夫婦數

妻の婚姻年齢	夫婦數	千分比
一五歳	二三、九九三	一、〇〇〇〇
一六歳	八〇八	五四・一
一七歳	一、二二八	五七・七
一八歳	一、五三七	八七・八
一九歳	一、六九二	一〇・九・八
一歳	一、五八〇	二二・九
二歳	一、三八九	九九・三
三歳	一、一八五	八四・七
四歳	九八八	七〇・六
五歳	七四〇	五二・九
六歳	五七〇	四〇・七
七歳	四三二	三〇・九
八歳	二七〇	一九・三
九歳	一九二	一三・七
一〇歳	一五二	一〇・九
一一歳	一〇九	七・九
一二歳	八七	六・二
一三歳	五九	四・二
一四歳	四三	三・一
一五歳	四五	三・二
一六歳	二六	一・九

六五歳
六六歳
六七歳

○一

妻の婚姻年齢別に見た出生兒數は、一五歳に於ては五・九〇人、一六歳及び一七歳の各年齢に於ては六人餘(最多は一七歳の六・一四人)、一八歳から二一歳迄の各年齢に於ては五人餘(最多は一九歳の五・八八人)、二二歳から二四歳迄の各年齢に於ては四人餘(最多は二三歳の四・九一人)、二五歳から二八歳迄の各年齢に於ては三人餘(最多は二五歳の三・八四人)、二九歳から三二歳迄の各年齢に於ては二人餘(最多は三〇歳の二・七九人)であつて、三三歳以上の各年齢に於ては觀察數の少なることに基くと認めらるる僅の例外はあるが二人未滿から年齢の高まるに伴ひ次第に其の數を減じ、四〇歳を超えると一人を割るに至つて居る。

第二表 妻の婚姻年齢別一夫婦當り出生兒數

妻の婚姻年齢	出生兒數	妻の婚姻年齢	出生兒數
一五歳	五・九〇	三二歳	二・三四
一六歳	六・一五	三三歳	一・九一
一七歳	六・二四	三四歳	一・六〇
一八歳	五・七四	三五歳	一・〇八
一九歳	五・八八	三六歳	一・〇〇
二〇歳	五・四九	三七歳	一・五三
二一歳	五・一五	三八歳	二・一七
二二歳	四・九一	三九歳	一・六七
二三歳	四・五七	四〇歳	一・〇〇
二四歳	四・二八	四一歳	〇・七八
二五歳	三・八四	四二歳	〇・二五
二六歳	三・六一	四三歳	一・〇〇



第一圖 妻の婚姻年齢別一夫婦當り出生児數

之によれば妻の婚姻年齢が二〇歳以上となると出生児數は婚姻年齢の高さに逆行して規則正しく減ずるのであるが、この事は理論上からも期待される所である。妊娠可能期間には終點があり而して子供が懷妊されて出産する迄には一定の期間を要するのであるから、此の終點に近い年齢で結婚せる妻程、其の出生能力は狭い限界内に抑へつけられてアヒ、産みたくも産み得ないといふことになると考へられるからである。

即ち妻の婚姻年齢別に見た出生児數別夫婦の分布状態は次に示すが如き値を得るのであつて、例へば五児以上を出生した妻の割合は婚姻年齢二〇歳迄の各年齢に於ては一五歳は七一%、一六歳は七四%、一七歳は七五%、一八歳は七二%、一九歳は七四%、二〇歳は七二%で七〇%臺、二一歳から二四歳迄の各年齢に於ては二一歳は六七%、二二歳は六七%、二三歳は六四%、二四歳は六一%で六〇%臺、二五歳から三〇歳迄の各年齢に於ては、二五歳は五五%、二六歳は五〇%、二七歳は三九%、二八歳は四七%、二九歳は三五%、三〇歳は三八%で五〇%臺から三〇%臺に低下し、三〇歳以上の各年齢に於ては觀察數の少い結果に基くものと認めらるる例外はあるが三〇%未満から年齢の高まるに伴ひ次第に其の割合が低くなり三五歳を超えると二〇%を割るに至つて居り、四十歳を超えると五児以上を持ち得た妻は殆ど現はれて居ないといふことからも示されて居るのである。

第三表 妻の婚姻年齢別に見たる出生児數別夫婦の分布割合(無児夫婦を含まざ)(總數一、〇〇〇に付)

年齢	出生児數	一子	二子	三子	四子	五子	六子	七子	八子	九子	一〇子	一一子	一二子	一三子	一四子
一五歳	1,000.0	四十九	廿九	廿二	一〇一〇	三九九	九六	二三七	一〇一〇	一〇一〇	七五四	四〇五	三六三	三六	一四
一六歳	1,000.0	二七二	六〇九	七五三	五九九	二七九	一三六	一〇六六	一三四	八五五	一〇四九	三一	三四六	二七	一三
一七歳	1,000.0	三六八	五五二	六四四	六六六	八六六	一一一	一三六	二九六	五九〇	四六四	一〇一	四三	四一	一一

併しそうに對し、早く結婚したものは妊娠期間が短くなるので遅れを取り戻さうと努力し、反対に早く結婚せるものは妊娠期間が長いので悠々と出生するといふことがないかといふことが反問されるかも知れない。

併し此の出生の速度といふものには限界があるのであり、汽車のやうに大幅の速度の調節といふことは出来ないし又本調査結果に現はれた所では婚姻後一年迄の間に第一子を出生する妻の割合は六〇%臺、同二年八〇%

臺、同五年九〇%餘、同一〇年九八%臺、同一五年九九%臺と殆ど一定し、婚姻後一五年以上を経過して始めて第一子を出生する妻の割合は婚姻年齢が二〇歳未満の若い場合に於ても一九歳〇・三%、一八歳〇・六%、一七歳

○・一%、一六歳○・四%、一五歳一・七%といふやうに極めて小なる値を示して居るのである。

第四表 第一子を出生する妻の婚姻後経過年数別割合(%)

尙参考迄に述べると、第一子を出生した丈けで出生を止めてしまつた妻の數は七五三人で、總數の五・五%に當り、又此の總數から一兒も出生せずに終つた妻を除くならば總數の六・一%に當つて居る。第一子出生丈けで終る妻の割合(一兒も出生せずに終つた妻を除いた)を婚姻年齢別にみると、一九歳迄は一%乃至三%，二〇歳乃至二二歳は五%臺、二三歳からは年齢が一つ加はる毎に大體一%づゝ増加し、二七歳からは一〇%臺、二八〇歳からは一五%乃至二〇%，三三歳以上に於ては三〇%に近い値を示し婚姻年齢の高まると共に高い値となつて居る。此の第一子出生に於ける出生

ける出生兒の男女別割合は女一〇〇に付男一一七、同じく第四子だけの妻は一、四二三一人その第一子出生に於ける出生兒の男女別割合は女一〇〇に付男一一一、同じく第五子だけの妻は一、五八四人その第一子出生に於ける出生兒の男女別割合は女一〇〇に付男一〇一、同じく第六子だけの妻は一、七四七人その第一子出生に於ける出生兒の男女別割合は女一〇〇に付男一〇九等の値を示して居るので上述の如き第一子出生に終る婚姻に於ける人爲的なファクター云々の結論は早急に下し難いのである。

次に此の一三、九九三組の夫婦の妻の婚姻年齢別に見た妻の各年齢に於ける出生兒數は第五表の如くである。之によつて出生率を計算してみると第六表に示した如き値を得るのであつて、婚姻年齢が何歳であつても婚姻後年數を経過するに伴つて出生率は低下するのである。例へば最も多くの子女を持つた婚姻年齢一七歳の妻の婚姻後一年を経過した年齢一八歳に於ける出生率は四五%強、同じく五年を経過した年齢二二歳に於ては三一%強、

同じく一〇年を経過した年齢二七歳に於ては一九%弱、同じく一五年を経過した年齢三三歳に於ては二三%強、同じく一〇年を経過した年齢三七歳に於ては一九%弱と婚姻後年數を経過するに伴つて出生率は低下し、此の婚姻年齢一七歳の妻の半分の子女を持つた婚姻年齢二七歳の妻の婚姻後一年経過した年齢二八歳に於ける出生率は三六%弱、同じく五年経過した年齢三三歳に於ては一九%強、同じく一〇年経過した年齢三七歳に於ては一六%弱、同じく一五年経過した年齢四二歳に於ては一一%強、同じく一〇年経過した年齢四七歳に於ては七%強と婚姻後年數を経過するに伴つて低下した出生率を示すのである。

第五表 婚姻年齢別に見たる妻の年齢別出生兒數（其の一）

妻の年齢	妻の婚姻年齢														
	一五歳	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳
一五歳	四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一六歳	三三	八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七歳	一七八	二九七	一五六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八歳	一六九	二五五	五三三	二一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九歳	一一〇	二五六	三四四	六七一	二五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇歳	一八二	二三七	三七七	四〇八	八八	二五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一歳	一七九	二三八	三五一	三四四	四六六	七四〇	二四二	—	—	—	—	—	—	—	—
二二歳	二一七	二三五	三六六	四七七	五一三	四三一	六三四	二三八	—	—	—	—	—	—	—
二三歳	一九一	二二七	三七二	四三五	五三五	四五五	五〇七	五一〇	一九二	—	—	—	—	—	—
二四歳	一九四	二四〇	三六一	四一四	四五一	四五九	四五六	三一九	四二九	一三六	—	—	—	—	—
二五歳	一六五	二二一	三〇三	四一〇	四五〇	四八一	三七〇	三六六	二五〇	三一九	一一五	—	—	—	—
二六歳	一〇五	二一七	三五一	四二一	五〇九	四七六	四〇七	三一五	三〇八	一九一	一一三	七〇	—	—	—
二七歳	一八二	一九九	三五六	四一三	四四四	四五九	三八六	三五九	一九〇	一一〇	一九〇	一九一	五三	一六	三〇
二八歳	一七三	二一四	三二一	四一一	四七六	四一四	三七四	三一六	一九一						

此の如く婚姻後年數の経過と共に出生率は低下し續け當然の結果として終には出生率が零といふ所に達するのであるが婚姻後経過年數が同じ所に於ける出生率は婚姻年齢の高いほど低いのである。此處に注目される事は婚姻年齢が何歳であらうとも婚姻後一年を経過した所に於ける出生率が一律に高く婚姻後年數を経過するに伴つて低下するのであるが同じ年齢に於ける出生率は大體等しい値を示して居ることである。例へば婚姻年齡が何歳であつても年齢二二歳に於ける出生率は三〇%前後、同じく年齢三〇歳に於ては二五%前後、同じく年齢三五歳に於ては一〇%前後、同じく年齢四〇歳に於ては一五%前後となつて居るのである。

四四四四四四三三三三三三三二二二二二二
九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一

— 1 —

一 一 三 一 四 六 三 九 五 七 八 八 八 一 五 三 | | | | | | | | | |

100
80
60
40
20
0

——— 田 用 11 用 中 用 長 旦 1 用 1 1

— 1 — 1 — 1 — 11 — 1 — 11 — 1 — 11 — 11 — 11 — 11 — 11 — 11 — 11 —

一 二 一 二 三 一 六 五

For more information about the study, please contact Dr. John P. Morrissey at (212) 305-6000 or via e-mail at jmorrissey@nyp.edu.

第六表 婚姻年齢別に見たる妻の年齢別出生率(%) (其の一)

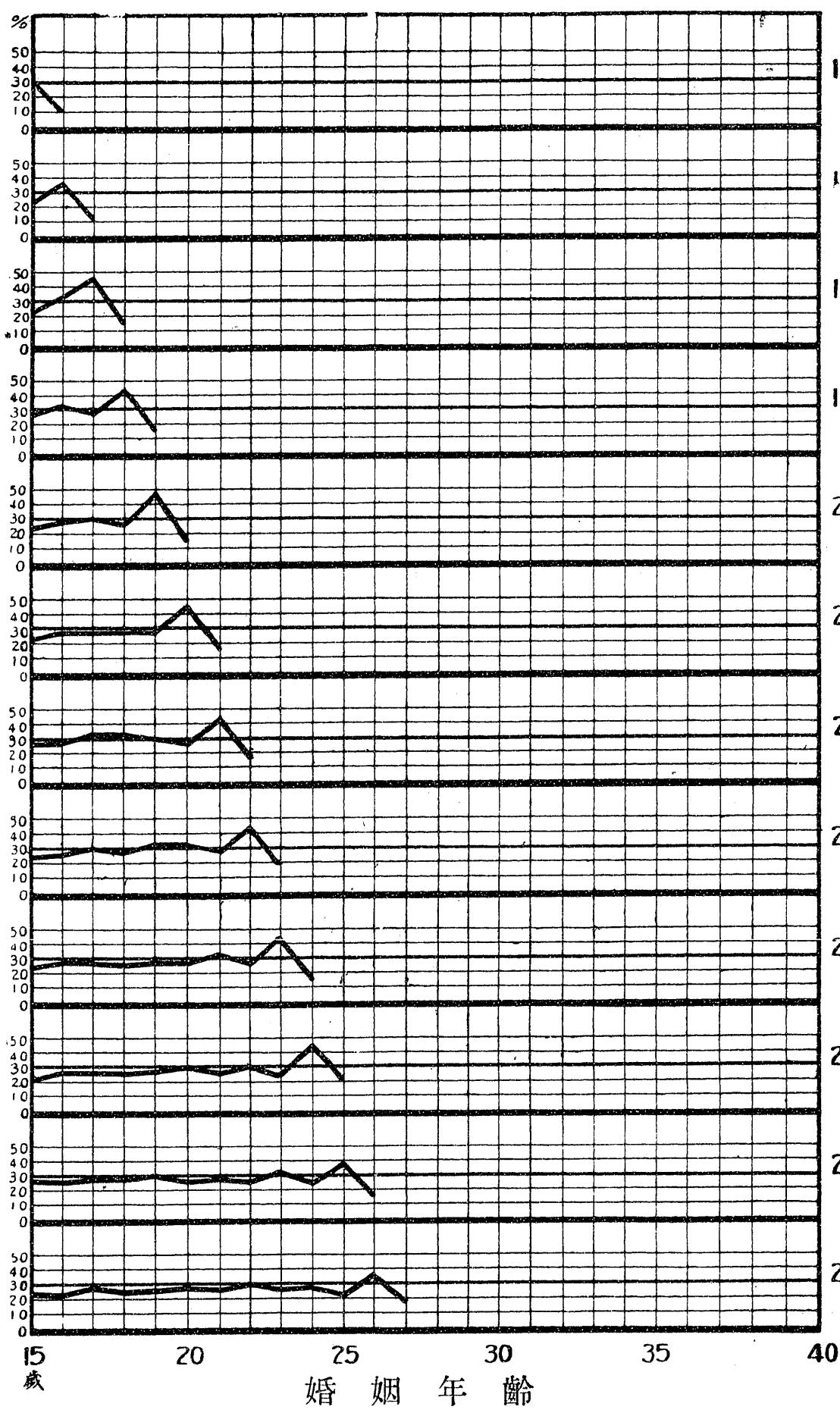
三	七	歳	一三四・七	一六五・八	一八八・九	一九〇・〇	一一〇・三	一八六・七	一九五・一	一八八・二	一九三・三	一八九・二	一九六・五	一七五・一	一五九・三	一八一・三	一〇一・八	
三	八	歳	一五五・九	一五五・九	一四九・〇	一五四・一	一八〇・三	一七四・一	一六一・〇	一六七・九	一六四・〇	一五六・八	一五九・六	一九六・八	一七四・一	一一八・七	一七七・六	一三七・六
三	九	歳	一四四・〇	一三六・九	一五八・八	一四九・〇	一五六・六	一五一・三	一三六・八	一六一・二	一五〇・八	一七一・六	一六一・四	一一五・〇	一三三・三	一八七・五	九二・一	一八三・五
三	十	歳	一〇五・七	一一五・一	一一四・八	九六・九	一二九・四	一一五・八	一一三・四	一二四・一	一三九・七	一一〇・六	一一一・八	一一〇・〇	一一一・八	一一八・四	一一〇・一	
四	一	歳	九六・四	九〇・三	九三・六	八五・九	九二・一	一〇八・一	九五・〇	一一一・一	八三・〇	一〇五・四	一〇三・五	一〇五・一	一〇五・一	九六・三	一〇〇・一	五九・二
四	二	歳	七一・三	四九・五	七九・八	七二・九	七一・五	七六・六	七七・〇	七一・七	八一・〇	九〇・五	八七・七	八六・〇	一一四・八	八三・三	五九・二	九一・七
四	三	歳	六〇・八	三九・六	四五・六	四八・八	五一・四	四五・〇	四五・七	五三・六	四五・六	四五・一	六七・七	五三・六	八二・六			
四	四	歳	三九・六	二二・三	二五・二	二〇・八	二六・〇	一五・九	三五・九	三二・九	三一・四	四〇・五	三二・八	四一・七	二九・六	四六・九	三二・九	五五・〇
四	五	歳	一八・五	六・一	一三・〇	八五	一三・六	一一〇・三	一〇・一	一四・三	一三・一	一二・一	一五・八	三〇・一	一四・八	三六・五	五三・六	三七・五
四	六	歳	一五・九	五・〇	五・七	五二・一	三・五	三八	七九	七六	五一	九五	一〇・五	一三・九	一八・五	三一・一	一三・一	三六・七
四	七	歳	九・二	三・七	〇・八	三・九	四・七	一・九	一一・一	五一	六一	三・七	八・八	九・三	七・四	一〇・四	一九・七	二七・五
四	八	歳	二六	一	一・六	〇・七	一・三	二・五	一一・一	一	六八	七〇	二・三	一四・八	一〇・四	六六	一八・三	
四	九	歳	一〇・六	一	〇・八	一・三	三・〇	—	一一・一	—	一一〇	—	—	一一・一	—	一〇・四	六六	一八・三

(其の 11)

妻の年齢 三一歳 三二歳 三三歳 三四歳 三五歳 三六歳 三七歳 三八歳 三九歳 四〇歳 四一歳 四二歳 四三歳 四四歳 四五歳 四六歳 四七歳

第一圖 婚姻年齢別に見たる妻の年齢別出生率（其の一）

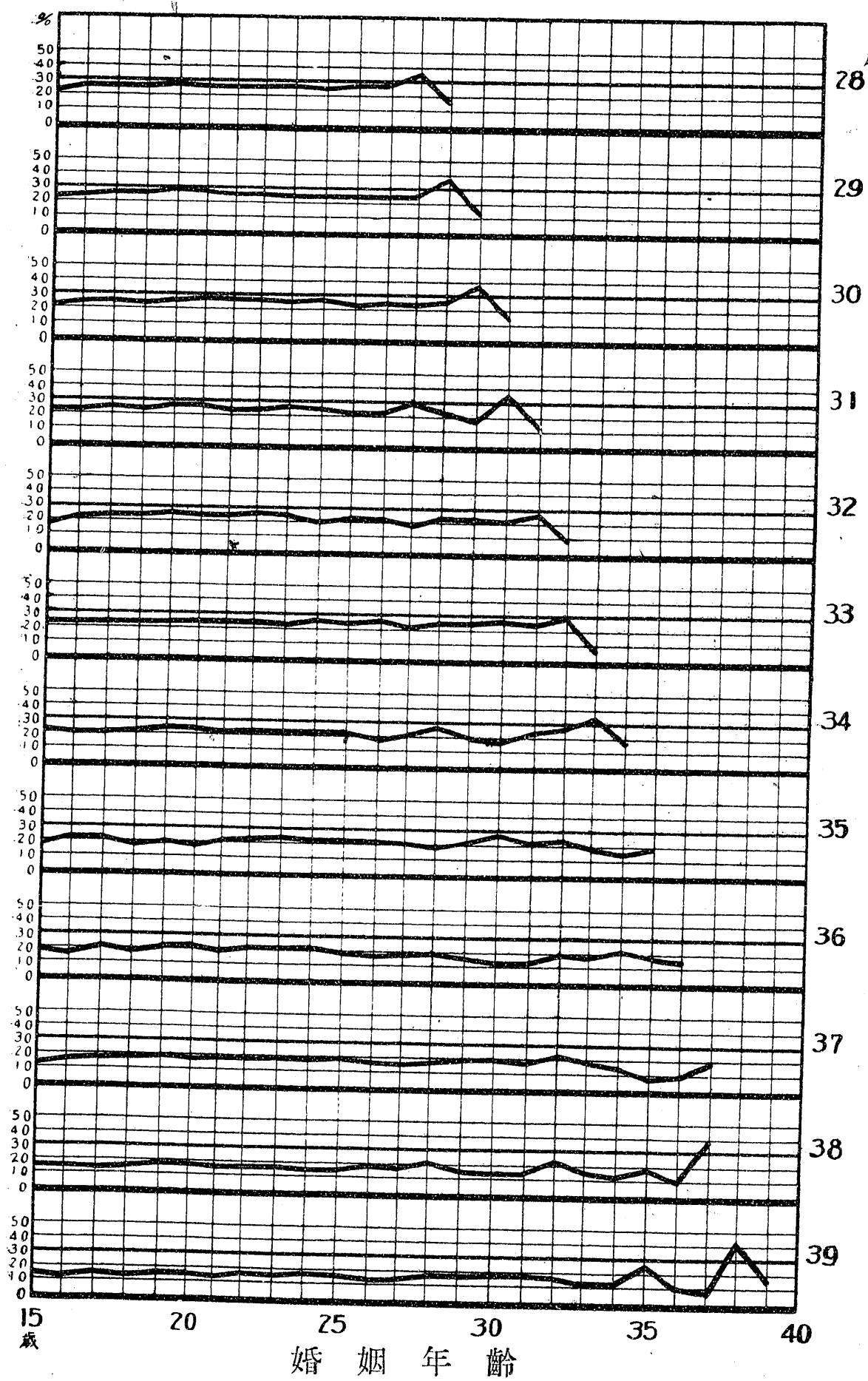
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27



妻の婚姻年齢と生出との関係に就て

(其の1)

一四

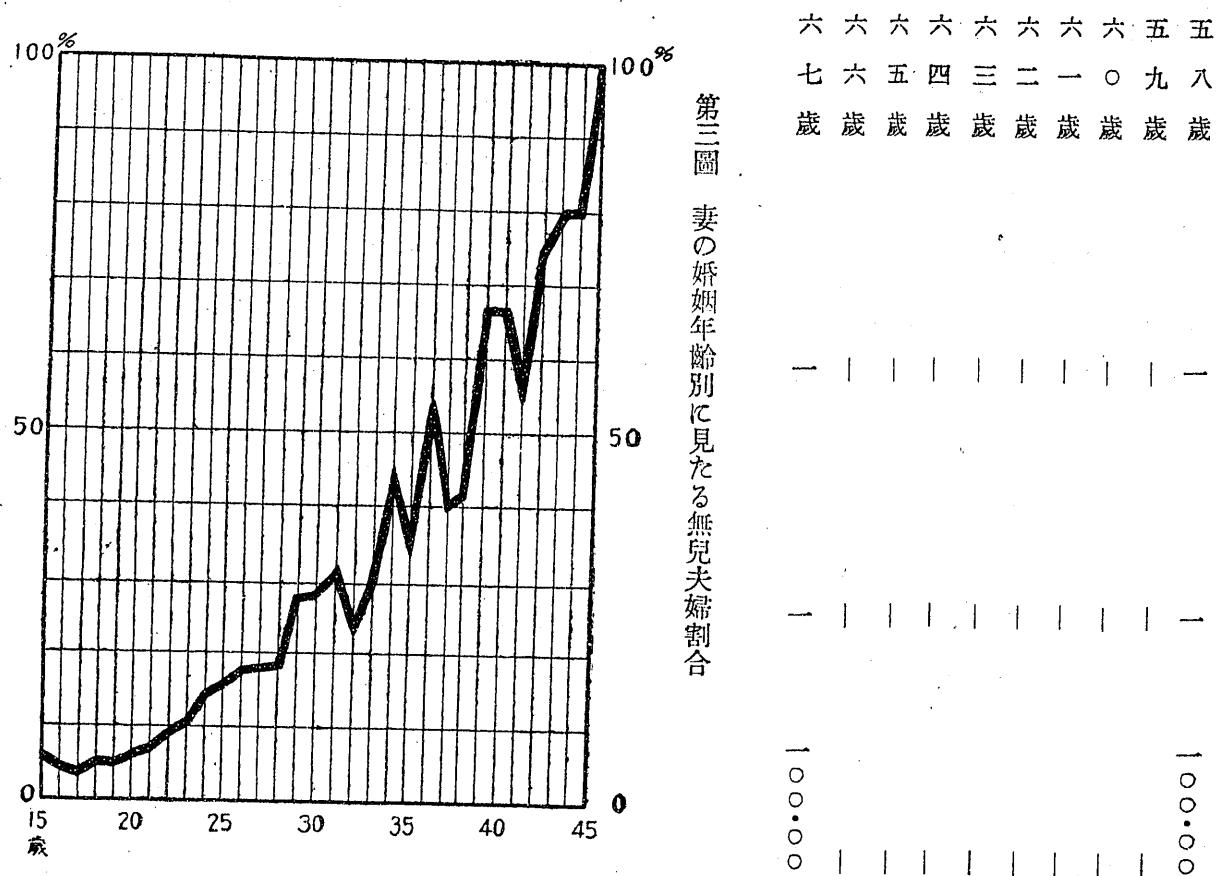


婚姻年齢が高くなると出生兒數が減ずること、同じく婚姻年齢が高くなると婚姻後同じ年數を経過した所に於ける出生率が低いといふ此等の事實は生涯遂に一人の子供も出生しなかつたといふ妻の割合が其の婚姻年齢が高い程高くなつて居る事實がらも示されて居る。即ち此の如き妻の割合は婚姻年齢一九歳迄の妻に於ては、三%乃至六%であるが、之より婚姻年齢が高くなるに従つて増加し、二三歳頃から一〇%臺、三〇歳近くに於て一〇%臺、三〇歳を超えると四〇%臺、四〇歳近くに於て四〇%より七〇%近くとなり、四〇歳を超えると大部分の者(四三、四歳には八〇%)が一人の子供も出生せずに終つて居る。

第七表 妻の婚姻年齢別に見たる無児夫婦割合

婚姻年齡	婚姻總數	割合	無兒夫婦數	割合
一歲	七五七	八〇八	四一	五·四二
二歲	三六	三三八	三六	四·四六
三歲	四三	五三七	三五〇	三·五〇
四歲	八四	一、六九二	五·三三	五·三三
五歲	九〇	一、五八〇	六·三九	六·三九
六歲	一〇一	一、三八九	七·一三	七·一三
七歲	一〇八	一、一八五	九·七〇	九·七〇
八歲	一一五	一、一八八	一〇·九三	一〇·九三
九歲	一〇七	一、一八五	一四·四六	一四·四六
十歲	九一	一、一八六	一五·九六	一五·九六
十一歲	四九	一、一七·八二	一八·一五	一八·一五
十二歲	三五	一、一八·一三	一八·一三	一八·一三

四



此の遂に一生涯子供を出生しなかつた者の外に少くとも一回の出生経験を有し而して未だ妊娠可能期間の終點が到來する遙か手前に在るのであるが何等かの理由で今迄行つて居つた出生を止めて了ふに至るのが相當に在るのである。(第八表及第九表)例へば最も多數の出生兒を示した婚姻年齢一七歳の妻の五%弱は婚姻後五年迄の間に少くとも一兒を出生した後出生を止め、一二%弱は同じく一〇年迄の間に、二五%弱は同じく一五年迄の間に、四五%強は同じく二〇年迄の間に少くとも一兒を出生した後に出生を止めしまつて居る。又此の婚姻年齢一七歳の妻の半分の出生兒しか示さなかつた婚姻年齢二七歳の妻の一三%弱は婚姻後五年迄の間に少くとも一兒を出生した後出生を止め、三七%弱は同じく一〇年迄の間に、七五%強は同じく一五年迄の間に、九七%弱は同じく二〇年迄の間に少くとも一兒を出生した後に出生を止めしまつて居る。此の如く少くとも一兒を持つた後に出生を止めしまふ者の割合は婚姻年齢の高い妻ほど高いことが見られるのである。然るに同年齢に於けるこの割合、例へば三〇歳に於ける少くとも一兒を出生した後に出生を止めしまふ妻の割合は婚姻年齢一六歳迄の各年齢に於ては二〇%強、一七歳から二三歳迄の各年齢に於ては二〇%に満たず、二十四歳以上の各年齢に於ては一〇%に満たず、又四〇歳に於けるこの割合は婚姻年齢一八歳迄の各年齢に於ては約七〇%の高い割合であるが、一九歳から二十四歳迄の各年齢に於ては七〇%に満たず、二十五歳から二九歳迄の各年齢に於ては六〇%に満たず、三〇歳以上になると觀察數の少なるに基くと考へらるゝ例外はあるが三〇歳から三四歳迄の各年齢に於ては五〇%に満たず、三五歳以上の各年齢に於ては四〇%にも満たざる割合となつて居るのである。

第八表 婚姻年齢別に見たる妊娠可能の妻の年齢別残存数（不妊及び出生を止めたるものと除いたる妻の数）（其の一）

妻の年齢	妻の婚姻年齢																		
	一五歳	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳			
一五歳	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳				
一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳					
一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳						
一八歳	一九歳	二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳							
一九歳	二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳								
二〇歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳									
二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳										
二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳											
二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳												
二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳													
二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳														
二六歳	二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳															
二七歳	二八歳	二九歳	三〇歳																
二八歳	二九歳	三〇歳																	
二九歳	三〇歳																		
三〇歳																			

妻の婚姻年齢と出生との関係に就て

第九表 婚姻年齢別に見たる妊娠可能の妻の年齢別残存率(不妊の妻を除きたる妻の年齢別婚姻總數一、〇〇〇に付) (其の一)

妻の婚姻年齢と出生との関係に就て

此の如く一生涯遂に一児も出生しないのではないが少くとも一児を出生してから出生を止めて了ふものの割合、換言すれば一児も出生せぬものを除けば之から子供を産んで行かうとする勢は同年齢者の間では少くとも當初の間は婚姻年齢の若い者より高い者に強いのである。

併し此の事實に一兒も出生せぬ者を含ましむるときは此の一兒も出生せぬ者の割合は前述の如く婚姻年齢の高まると共に高まるものであるから、何歳で結婚した者であらうとも同年齢の妻に於ける當初婚姻者數に對する

一児も出生せぬ者及び婚姻後此の年齢に至る間に於て少くとも一児を出生せる後出生を止める者の割合は、大體相似た値をとるといふ興味ある結果を生み出して居るのである。(第一〇表)

第一〇表 婚姻年齢別に見たる妊娠可能の妻の年齢別残存率(妻の年齢別婚姻總數一、〇〇〇に付) (其の一)

(其の二)

妻の年齢

三二歲

三三歲 三四歲

三五歲 三六歲

三七歲 三八歲

三九歲 四〇歲

四一歲 四二歲

四三歲 四四歲

四五歳 四六歳

四	二	二	歲	一八三・九	三三三・〇	二五五・八	一七七・八	四二三・一	一五七・九	三三三・三	四一六・七	三三三・三	二二二・一	四四四・四	二五〇・〇	—	—	—	—
四	三	歲	一六〇・九	二二〇・三	一六二・八	一五五・六	三〇七・七	一〇五・三	二六六・七	四一六・七	三三三・三	二二二・一	一五〇・〇	二〇〇・〇	—	—	—	—	—
四	四	歲	一一四・九	一八六・四	一一六・三	一一一・一	二三〇・八	五二六	二六六・七	三三三・三	三三三・三	一一一・一	一一一・一	—	二〇〇・〇	二〇〇・〇	—	—	—
四	五	歲	一一四・九	一〇一・七	九三・〇	六六・七	一九二・三	五二六	二〇〇・〇	二五〇・〇	三三三・三	一一一・一	一一一・一	—	二〇〇・〇	二〇〇・〇	—	—	—
四	六	歲	九二・〇	八四・七	四六・五	六六・七	一五三・八	五二六	一三三・三	一六六・七	三三三・三	一一一・一	一一一・一	—	二〇〇・〇	二〇〇・〇	—	—	—
四	七	歲	六九・〇	五〇・八	三三・三	六六・七	一五一・四	五二六	一三三・三	一六六・七	三三三・三	一一一・一	一一一・一	—	二〇〇・〇	二〇〇・〇	—	—	—
四	八	歲	五七・五	一六・九	二三・三	六六・七	一五一・四	五二六	一三三・三	一六六・七	三三三・三	一一一・一	一一一・一	—	二〇〇・〇	二〇〇・〇	—	—	—
四	九	歲	三三・〇	一六・九	—	六六・七	一五一・四	五二六	一三三・三	一六六・七	三三三・三	一一一・一	一一一・一	—	二〇〇・〇	二〇〇・〇	—	—	—

(五)

以上の事實から出生增加方策にとつて婚姻年齢を早めることが極めて肝要であると云ふことが導かれると思はれるのであるが、併し此の結論を得る爲には婚姻年齢別に見た各年齢の妊娠可能の妻に就てその出生率を検討してみなければならぬ。そのやうなことはないと思はれるが、若し婚姻年齢の高い妻程出生率が高いといふことがあれば、此の結論は覆へされる可能性を持つて来るからである。

其處で、當該年齢に至る迄の間に於て一児も出生せぬ者及び少くとも一児を出生せる後出生を止めてしまつた者を除いた殘餘の者に就て、婚姻年

齡別に各年齢に於ける出生率を計算して調べてみると第一表に示すが如き値を得る。之に依れば婚姻年齢が何歳であつても、婚姻後一年を経過した所に於ける出生率は一律に高く四〇%乃至六〇%の高い値を示して居る。

併し此のやうな高い率の示されるものは此の所一回限りで他は大體三〇%臺の率となる。尤も此の計算の性質上、次第に年齢が高まつて、それ以前に落伍して出生を止めて了ふ者の數が増加し、然らざる殘存者の數が僅少

となると、此の率は當然の結果として著しく高まつて來、遂には一〇〇%となつて停止するに至るのである。所で此處に注目せらるる事實は其の年齢が前述の婚姻後一年経過に該當せる場合を除き、婚姻年齢が何歳であつても、同じ年齢の妻の此の出生率は大差なき殆んど一様の値を示して居るといふことである。即ち年齢四〇歳頃迄の各年齢に於ては年齢が婚姻後一年経過に當る場合を除き婚姻年齢が何歳であつても三〇%臺の大體似寄りの出生率を示し、年齢が四〇歳を超えると此の率は急に増加して四〇%臺、五〇%臺……の高い出生率で夫々大體似寄りの値を示して居るのである。

かくの如く、婚姻年齢が何歳であらうとも、一定年齢迄の間に落伍して出生を止めて了ふ妻の割合は等しく、而して之を除いた殘餘の妻の此の年齢に於ける出生率は其の年齢が婚姻後一年経過に當れる場合を除き亦等しいといふことになつたのであるから、最前の結論即ち婚姻年齢を早めることは出生增加方策にとつて極めて肝要なことであるといふことは確實に主張出来るのである。婚姻年齢の若さはその若さに大體比例した丈、晩い婚姻年齢より餘分の出生數を與へるのである。

第一表 婚姻年齢別に見たる妻の年齢別出生率(不妊及び出生を止めたる妻を含まず)(%) (其の一)

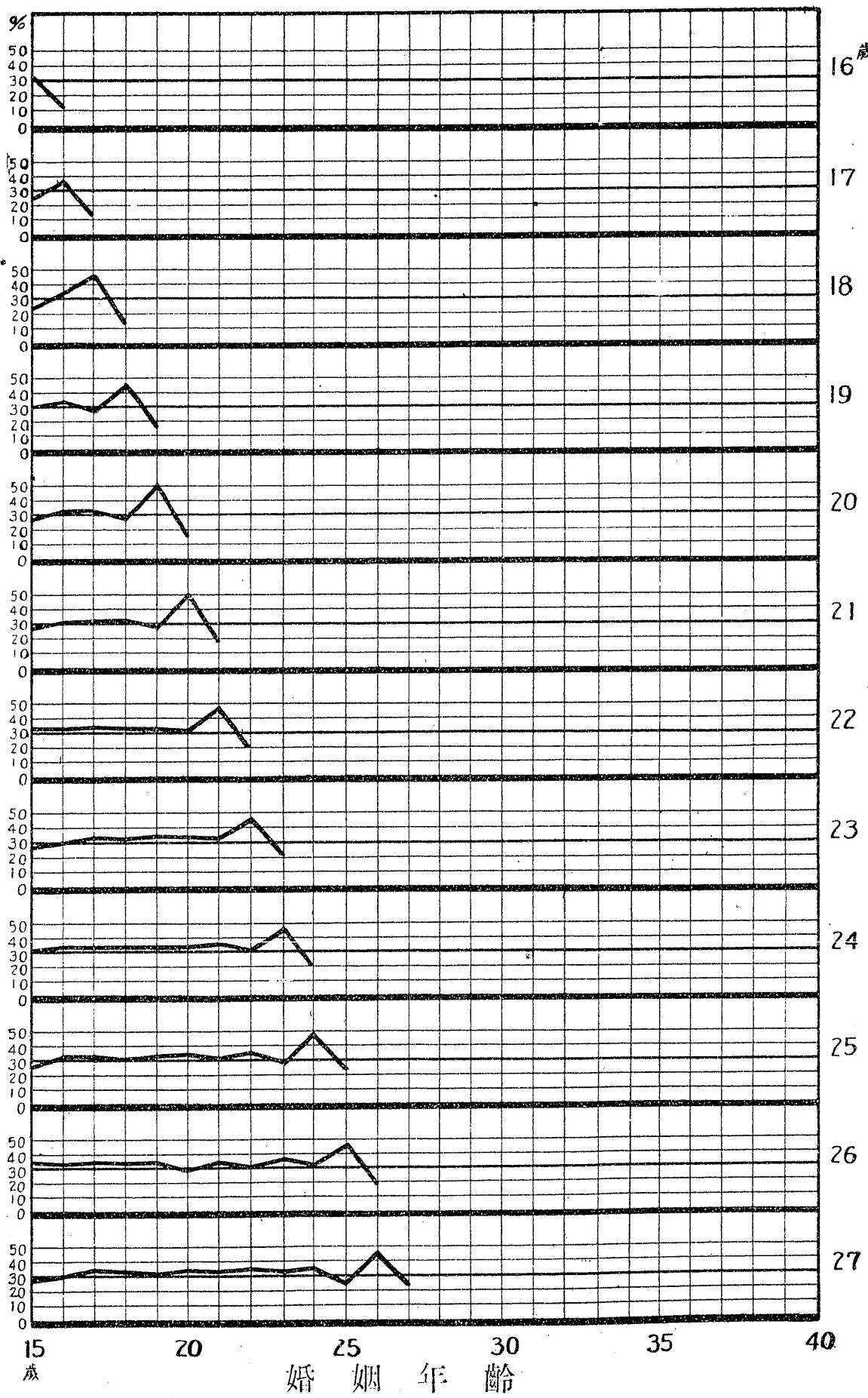
妻の年齢	妻の婚姻年齢														
	一五歳	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二十歳	二一歳	二二歳	二三歳	二四歳	二五歳	二六歳	二七歳	二八歳	二九歳
一五歳	六八・四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一六歳	三三・六	一一〇・一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七歳	三五・八	三八・五・七	一三一・六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八歳	三四一・四	三四四・一	四六九・〇	一四八・七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九歳	三〇三・〇	三三七・三	二九五・五	四六四・七	一六一・七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇歳	一六六・五	三一五・一	三三六・四	二八四・九	五一〇・九	一六九・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一歳	二六四・八	三〇六・五	三〇七・四	三一三・一	二九四・〇	五〇三・四	一八七・六	—	—	—	—	—	—	—	—
二二歳	三一六・三	三一〇・一	三四一・六	三三九・〇	三三一・八	三一〇・四	四九三・八	—	—	—	—	—	—	—	—
二三歳	二九三・五	三〇九・〇	三三五・三	三三三・四	三三二・七	三四三・一	三二四・六	四七八・四	—	—	—	—	—	—	—
二十四歳	二九三・五	三一九・四	三三五・七	三三三・四	三三一・一	三一七・〇	三三三・六	三六九・二	三〇四・一	四九一・〇	一〇一・一	—	—	—	—
二十五歳	二九九・八	三一八・六	三三〇・五	三三七・八	三三〇・五	三一九・九	三三一・九	三〇五・〇	三三一・九	三三一・九	二九一・七	五〇四・七	一四〇・一	—	—
二十六歳	三〇一・六	三一〇・一	三三〇・〇	三三一・五	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三〇六・一	三三一・六	三三一・六	三一五・七	四七三・五	一九七・一	—	—
二七歳	三〇六・三	三一六・三	三三八・五	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三七・〇	三三一・六	三三一・六	三一五・二	三六九・七	三五九・七	四六〇・〇	三三九・八
二八歳	二八九・八	三一九・七	三三一・六	三三一・七	三三一・七	三三一・七	三三一・七	三一五・五	三三一・九	三三一・九	三一五・四	三三一・七	三三一・七	三三一・七	一九一・一
二九歳	三〇一・一	三〇七・六	三三九・四	三三一・一	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三一八・〇	三三一・六	三三一・六	三一五・一	三三一・六	三三一・六	三三一・六	一六三・六
三〇歳	三〇六・三	三一六・三	三三八・五	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三七・三	三三一・六	三三一・六	三一五・一	三三一・五	三三一・五	三三一・五	五〇九・一
三一歳	三一九・一	三一九・八	三一八・一	三一六・八	三三四・六	三三一・八	三三一・八	三三九・四	三三一・七	三三一・七	三一五・九	三三一・九	三三一・九	三三一・九	一九三・三
三二歳	三三八・〇	三三五・九	三三一・四	三三一・四	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三一五・四	三三六・九	三三六・九	三三一・六	三三一・九	三三一・九	三三一・九	一九三・三
三三歳	三三五・四	三三七・五	三〇九・六	三三一・九	一八三・六										
三四歳	三九一・一	三五四・九	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三〇六・九	三三一・八	三三一・八	三三一・八	三三一・一	三三一・一	三三一・一	一九三・七
三五歳	三五四・一	三〇八・一	三六四・八	三三〇・八	三三五・三	三三六・六	三三六・六	三三八・八	三三五・六	三三五・七	三三一・一	三三一・一	三三一・一	三三一・一	一九三・一
三六歳	三七一・七	三五四・六	三三六・四	三三一・七	三三七・六	三三七・六	三三七・六	三三一・八	一九三・一						
三七歳	三七五・九	三五九・〇	三一七・一	三三四・〇	三三五・一	三三六・二	三三六・二	三三四・七	三三五・五	三三五・五	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三一・六	一九三・一
三八歳	三七五・九	三五四・一	三九一・六	四〇一・八	三七五・一	三七八・八	三三一・九	三三八・二	三三六・七	三三六・七	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三一・六	一九三・一
三九歳	三七五・九	三七五・九	三九一・六	四〇一・八	三七五・一	三七八・八	三三一・九	三三八・二	三三六・七	三三六・七	三三一・六	三三一・六	三三一・六	三三一・六	一九三・一

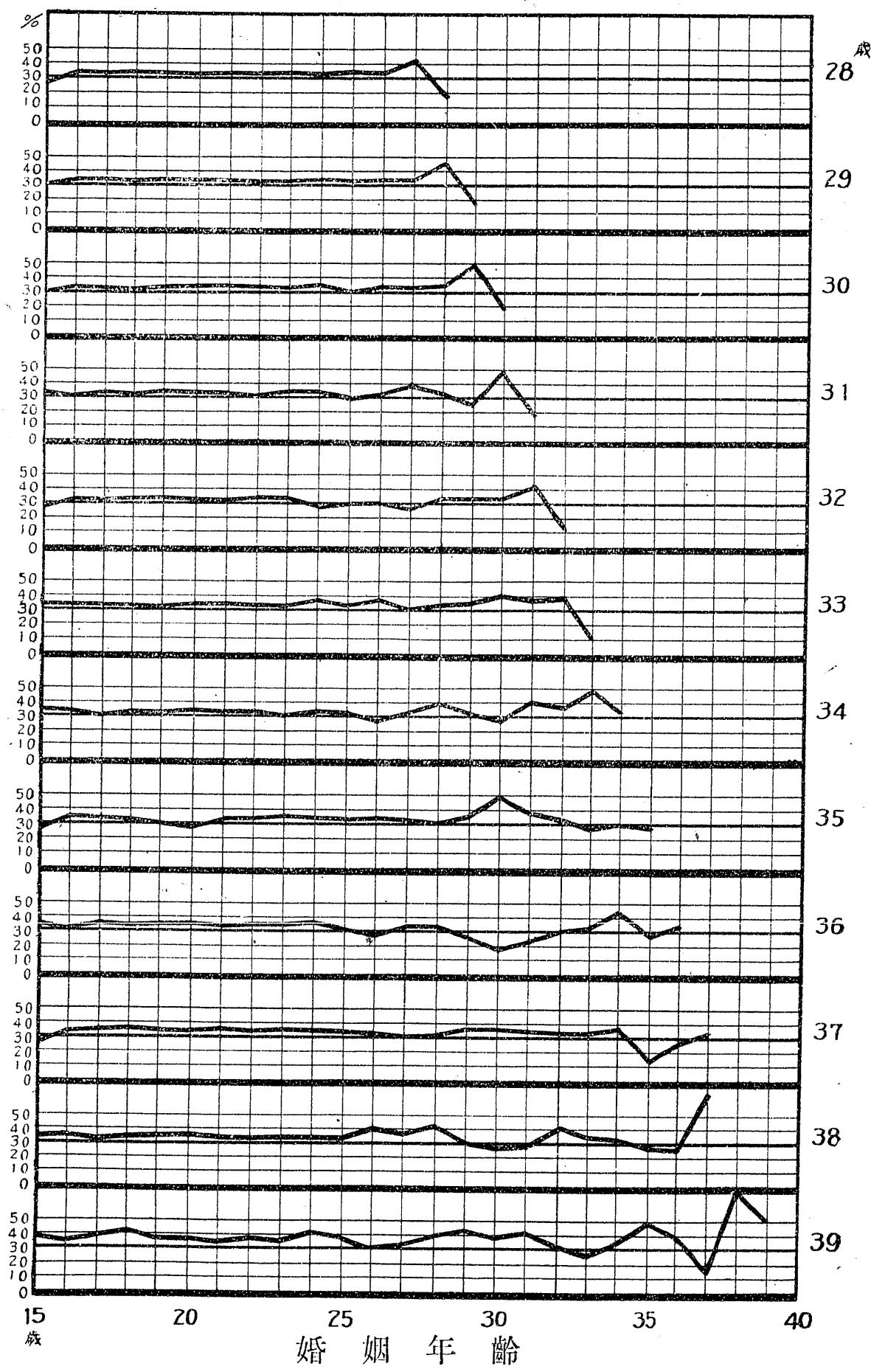
四〇歳	三四六・三	四一七・〇	三六九・一	三三五・六	三九九・六	三六〇・九	三八五・五	三七一・〇	四三一・三	三三八・八	三六一・七	三三九・九	三八一・〇	三五八・二	三九一・七	二九一・一
四一歳	三九八・九	四八〇・三	四〇一・一	三九六・四	三八八・一	四四七・六	四一九・〇	四五八・六	三四七・五	四〇〇・〇	四〇九・七	三七八・二	三四六・七	四三八・六	四六一・五	五六四・六
四二歳	四〇六・二	四一六・七	五一四・一	四八九・一	四四六・五	四八七・九	五〇九・五	四五三・七	四六五・五	四八九・一	五〇〇・〇	四四一・九	五六三・六	三九〇・一	三〇〇・〇	四二〇・四
四三歳	四九四・六	五五一・七	五一三・四	五七二・五	五三〇・五	四六五・八	四七四・六	四五三・〇	五一四・六	三九〇・一	四七二・七	三八三・三	四四八・三	四一九・四	三〇〇・〇	四三〇・〇
四四歳	五〇八・四	六四二・九	五一三・六	五〇七・九	五一一・六	四八八・一	五二一・七	五七四・〇	五七四・一	五七六・九	三九三・九	四二八・六	三〇七・七	四〇九・一	四〇〇・〇	四一八・六
四五歳	四二四・一	四五四・五	六一五・四	四一九・四	五三四・九	七四四・一	四一八・八	四五九・五	五110・〇	三四六・二	三七五・〇	三四二・一	二八五・七	二九一・七	三九四・一	三〇〇・〇
四六歳	五〇〇・〇	五七一・四	六三六・三	四〇〇・〇	三六〇・九	四〇〇・〇	五〇〇・〇	四二八・六	三五七・一	三七五・〇	三七五・〇	三七五・〇	四五四・五	六六六・七	四〇〇・〇	四〇〇・〇
四七歳	四三七・五	一〇〇・〇	一一〇・〇	五〇〇・〇	四七〇・六	三三六・三	三三〇・〇	三〇〇・〇	三〇〇・〇	一六六・七	一六六・七	二八五・七	二八五・七	三三三・三	三三三・三	三三三・三
四八歳	一八一・一	一〇〇・〇	一六六・七	五七一・四	三三三・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	九〇九・八	八〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇
四九歳	八八八・九	—	三三三・三	四〇〇・〇	五〇〇・〇	—	五〇〇・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(其の二)

妻の年齢	三一歳	三二歳	三三歳	三四歳	三五歳	三六歳	三七歳	三八歳	三九歳	四〇歳	四一歳	四二歳	四三歳	四四歳	四五歳	四五七歳
一五歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一六歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二一歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二二歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二三歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二四歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二五歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二六歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二七歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二八歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三一歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三二歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三三歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三四歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三六歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三七歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三八歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三九歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四一歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四三歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四四歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五七歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第四圖 婚姻年齢別に見たる妻の年齢別出生率(不妊及び出生を止めたる妻を含まず) (其の一)





資料

伊太利

〔被包括人員概數〕

最近各國の強制家族手當制度 の概觀(追補)

本多龍雄

各國強制家族手當の實施狀況

工 業	一九三九年	〔1,000,000〕	一 英1,100,000 ララ
商 業	〃	〔 英0,000〕	一 英0,000 ララ
農 業	〃	〔 英?〕	一 英1,000,000 ララ
銀行及保險業	〃	〔 英0,000〕	一 英0,000,000 ララ

〔備考〕一九三四年十二月十五日以降一九三九年未返の手當支給全額は約11十
五億リラとなる。尙、右一九三九年度には妻及び両親に對する手當支給な
く、一九四〇年には右妻及び両親への手當支給制度の制定、その他特に農業
部門に於ける擴充の結果支給手當年額約十億リラに及ぶと推定せらる。

獨
逸

〔一九四一年〕

0,000,000,000

トニタ
英0,000,000,000

〔備考〕新改正「兒童扶助金」制度の該當範圍概算數なり。

ス
ペ
イ
ン

〔一九四一年〕

至1,600

一
英0,000
ララ

ハ
ン
ガ
リ
ー

一九三九年

1,500,000

英0,000
ララ

チ
リ
ー

一九三七年

1,200,000

英1,200
ララ

ニ
ュ
ー
・
サ
ウ
ス
・
ウ
エ
ル
ズ

一九三六年

—

英0,000
ララ

ニ
ュ
ー
ジ
ー
ラ

一九三八年

六八零

英0,000
ララ

ハ
ド

一九三八年

六八零

英0,000
ララ

ベ
ル
ギ
ー

一九三〇年の
法律

英6,700

フラン
ララ

一九三七年的
法律

1,001,000

英0,000
ララ

一九三七年的
〔備考〕

1,001,000

英0,000
ララ

〔備考〕一九三〇年の法律は工、商、農及その他の企業の全賃金所得者及び自
由職業の被傭者を含み、一九三七年的法律は獨立の職人、農夫、商人、雇主等
の非給料所得者を包括す。

〔備考〕一九三九年立法の『家族法典』により翌四〇年以降全國民的規模に擴充
せられたると既述の如し。但し第一子への手當支給は廢止の上、第一子
出生に對する賞與金交付の制度と變る。

官公吏その他に對する家族手當制度

強制家族手當制度といへば法律により一般國民に對し強制せらるる制度をいひ、平準金庫の制度によりその經費を調達運用するものを指すを通例とするが、官廳その他特殊の半官的公共團體等自由競争の制約を受けざるものに於ては家族手當制度の施行は極めて容易であり、事實また本制度の發達は各國とも概ねかかる官公吏等に於ける先例にその發端をもつといつてよい。フランスに於ては既に前世紀末から大戰前にかけて既に「三の地方公共團體や鐵道會社等にその例を見、ベルギーに於ても一九一〇年郵便局職員に對して實施せられたのを同國家族手當制度その後の發展への最初の動因としてゐる。前大戰中には物價騰貴の現實的必要から各國とも家族手當を支給せざるはないとてもよく、戰後も私經營に於ける本制度の廢止傾向にも拘らず官公吏等に於てはその特殊の事情により續いて施設せられてゐるのを普通とし、支給手當率も一般より有利なるを通例とするやうである。

その一例として獨逸の最近改正までの官公吏に對する兒童手當率を見るところ如くで、一般の兒童扶助金と對照して極めて厚簿のあるのが認められよう。(年齢規定は満十六歳未満、學習中の場合等は満二十四歳未満)

一九二七年一月一六日奉
正法律
給法第十四條

一九四〇年一月二九日の改
正法律
正法律

第一子	月	マルク
第二子	月	マルク
第三子	月	マルク
第四子	月	マルク
第五子	月	マルク
(以下同之)		

右表中特に一九二七年の手當率につきグラフは其の俸給額に對する百分比を算出してゐるが、興味ある數字として参考の爲再録することとする。

(Class, Struggle for Population, 1936)

最低收入者群 中等收入者群 最高收入者群
(年俸一、九四四マルク) (年俸三、五六マルク) (年俸九、九五四マルク)
一 子 子 子 六・二 三・六 二・一
二 子 子 子 三・四・〇 一九・六 六・六
三 子 子 子 四九・四 三八・六 九・七
四 子 子 子 六八・〇 三九・三 一三・三
五 子 子 子 八六・四 五〇・〇 一六・九
六 子 子 子 六八・〇 三九・三 一三・三
(備考) 隆盛軍に於ける最高收入(年俸一八九六〇マルク)に對しては(二子)
○・六(三子)一・九、(三子)三・五、(四子)五・一、(五子)七・〇、(六子)八・九%
となる。

一昨四年の改正は手當率の累進強化をなす外、該當子女が生長して右該當資格を喪ふも子女順位を繰り上ぐることなく單に右表中の手當最低率を落してゆくようとする等人口政策的改善の跡特に顯著なるものがあつたが、今四一年初めの均一率への改正が同じく今年初頭以降實施せらるることとなつた兒童扶助金制度の全國民的擴充と歩調を合せたものであるは前號闡説の如くである。兒童扶助金と併給の結果は概ね第三子前後に於て月三百マルクの累進をみるとこととなる。

反之、官公吏の家族手當を一般國民に對する手當と全く均等化して不平等の非難を排除しようと試みてゐるのは前號にも開説の如くフランスの新『家族法典』の試みで、既得權は侵奪せらるることはないが、原則的には完全な平等化の好例として面白い。獨逸に於ても最近の兒童扶助金制度の全國民的擴充に伴ひ、右官公吏の家族手當をその他の私經營の重複手當と合せ

て今後如何に處置すべきやについては種々の論議が行はれており、將來完全に全國民的な均一組織に一元化せられるのではないかと忖度せしめるものがある。

公職員に對する家族手當制度中特異の例を爲すものは一九二〇年以降施行を見てゐる澳洲の政府職員に對する家族手當制度で、之は職員自身の醸金によつて運用されており、その點一般の強制家族手當制度の起源としてもよいものである。手當率は十四歳以下の子女一子に付最高週五シリングで、右手當は收入と合せて年收五〇〇磅を超ゆべからずとの制限がある。該當者中の最高收入者につき手當の收入に對する百分比を表示すると次の如くとなる。

各國の官公吏家族手當制度中特に異色のあるのはブルガリアの獨身者に對する減俸制度で、同國では一九二三年一般的な俸給引上げの結果從來の家族手當を廢止した結果、之に代へて爾後獨身者は同等級の有配偶者の俸給より一〇%だけ低額の俸給を支給せられることになった。又、減俸ではないが配偶の有無により給與を手加減する例には丁抹を擧げることができる。同國にも家族手當なるものはないが、基本俸給に加算せられる生計費手當は次の如き割合で家族關係を斟酌されてゐる。但し子女數による差別はない。

最後に家族手当制度の細則につき興味ある問題を二、三書きたすこととする。

稿後餘談

受益者たる爲の要件が扶養すべき子女の一一定數をもつことにあるのは一般の通則であるが、右該當子女には各國とも公生子孫の外、繼子女、養子女、及びそれらの子孫を含めるを通例とし、更に弟妹又は一般に養育子女をも含む場合があり、私生子女をも其の認知その他を條件として含める例も多い。私生子女への配慮が現在の西洋諸國で特に切實な問題であること

(備考) 有配偶男子には既婚男子の外、死離別せる男女にして獨立生計をする者、又は十八歳以下の子女を養育する獨身者を含む。

同じく丁抹のコペンハーゲン市でも左表の如き同趣旨の制度があり、こ

コペンハーゲン市吏員俸給に於て基本俸給に加算

有配偶者……

無配偶者(三五歳以上) 一一一
無配偶者(三五歳未満) 一一一

(備考) 右二表とも同じく上掲グラスによる。

其他瑞典で一律の児童手當を支給する外、住宅手當を配偶の有無によつて差別してゐる等も同趣旨の一例としよう。

は説明を要すまい。特に獨逸にこの種配慮の行き届いてゐるのも前大戦及びその後の社會事情を如實に物語るものとしてよい。

子女の年齢規定は義務教育修了年齢（一四歳）を以て最高限とし、學業繼續等の場合に之を多少延長するを通例としてゐるが、一二の例外はあり、獨逸の新改正の兒童扶助金制度に於ける二十一歳は特別の異例とするに足りよう。

受益者たるべき要件としての被扶養者の範囲を右子女以外に更に妻及び兩親にも及ぼしてゐるのは最近改正になる伊太利の現行制度で、その點チリーの制度も亦同じい。

（ロ）手當支拂及び清算方法

新改正の獨逸の兒童扶助金制度がその規模の擴充に伴ひ扶助金の交付に振替貯金を利用するに到つたことは前號所載の如くであるが、家族手當の支給に郵便局を利用することは屢々、その例を見るところで、フランスでも金庫は郵便局を利用するのを通則としてゐるらしい。フランスの制度では法制上原則的には父親に支給さるべきものであるが、實際には母親宛に支給するを通例とし、子供の爲の手當がアルコール購入費等に悪用されるのを防いでゐる。郵便局利用の他の一理由はここにあるといへよう。また伊太利の如く適用範囲を被傭者に限つてゐるものに於ては雇傭主が給料支拂と同時に支給するのが例であるが、この場合に於いても雇傭主と平準金庫との間の過不足清算にはやはり郵便局が利用されており、振替貯金制度は家族手當と極めて關係の深い因縁をもつてゐるといつてよい。

（ハ）手當額の均一制と差別制

支給される手當額の全國民に均一なのは新改正の獨逸の兒童扶助金制度をその代表的例證とするが、反之、職能別に且つまた勞働者と他の使用

人との別により支給手當額を極めて多様に差別してゐるのは伊太利で、賃金政策たることを主眼とするイタリー家族手當制度の本質を遺憾なく示してゐる。

右に對し特に手當額を地域別に差別してゐるのはフランスで、各縣別、並に都市及び農村別に決定せられる平均給料の如何により手當額は地域的の相異をもつこととなり、生活水準の地方的變化に順應せしむることをその特色としてゐる。反之、全國民的均一支給の制度は明日の國家を受け繼ぐものに對する國家の平等な關心を立て前としてゐるともいつてよく、人口政策としてのイデオロギー的前提は之に於て特に明瞭だともいへよう。

且つまた農村人口に對する受益度の累加こそ取りもなほさず現下の人口政策が同時に配慮しなければならない緊喫の問題に外ならぬともいへる。尤も現行各國の家族手當制度による國民所得の再配分はかかる支給手當額の均一制乃至差別制の可否を問題とせねばならないほどの大きな割合を占めてゐないことは事實である。

（ニ）平準金庫の二種、職能別と地域別

家族手當制度を全國民的な規模にまで強制する場合に之に伴ふ平準金庫の組織を職能別とするか地域別とするかについては多少の利害得失が考へられる。私的發達をとげて來た金庫制度をそのまま法律的に確認した一九三一年のフランスでは兩種金庫を同時に認めており、地域別の金庫については當該金庫へ加入せる雇傭主少くとも百人、被傭者は各地方別に所定の一定數（セーヌ縣の四萬人を最高とし、最低は勞働者數四萬以下の地方に於ける右勞働者數の二五%）を超ゆる場合、また産業別の金庫に於ては少くとも雇傭主三十人（又は二十人以下の時は當該地方の雇傭主全部）、被傭者は當該産業の勞働者の五〇%（但し最小三千人）を包括する場合に之を公

認するといふ方法をとつてゐる。事情はベルギーに於ても同様だが、かかる歴史的沿革を離れて兩種制度の特長を純理論的に考へてみると、職能別金庫は同業者間の競争による大家族扶養者忌避の弊害排除といふ平準金庫制度本來の發生理由に最も適切であり、反之、地域別金庫は産業別乃至業種別の利潤率の差等を清算し、また織維工業の如き女子労働を主とする産業をも統合することにより（女子労働については雇主の釀金率を割引するを通例とするにもせよ）金庫の財政を有利にするといふ特長もある。又、單なる負擔調整といふ實利の外に異種産業者間の國民的な連帶觀念の養成にも役立つといふ思想的理由も考へられる。但しこの種の各種産業間の利害調整や國民的連帶觀念の養成は平準金庫組織の細胞たる個々の金庫の形態に於て實現しなくとも、大きく全國的な清算組織として可能なわけで、農業その他特殊の事情にある業者への國家的補助制度により之を行ふこともでき、或は何處までも平準金庫組織を徹底するといふ意味では中央金庫の制定により之を行ふことができるわけである。原則的には職能別組織によるのが現在各國の趨勢と見てよいと思ふ。

(ホ) 中央金庫の問題

右中央金庫の效用については勿論多少の異論もあり、理論上は極めて完全だが實際には多少の行き過ぎた一元化であるとする場合もないことはない。ただ現在の家族手當金庫は各國とも本來の手當支給の外にその餘剩金を以て保健及び醫療救護の諸施設を行ふを通例としてるので、この種厚生施設の大規模な施行中樞機關として特に中央金庫の效用を考へられないことはないが、待望される程度の厚生施設が家族手當の平準金庫制度の範圍内で果して可能であるか如何かは問題とならう。

そういう點からも特に興味を惹くのは獨逸に於ける「ライヒ家族金庫」制

定の計畫で、その具體的な内容については猶ほ公式決定を見ないが、單に家族手當（即ち兒童扶助金）のみならず廣く人口政策的諸施設の金融上の中樞機關たらしむることを目的としてゐるものようである。ブルグドエルフナーの個人的試案として發表せらるる所を見ても、萬全の人口政策的配慮を加へた人口政策稅とも稱すべきものを制定して國民の全所得に課稅しその收入を全部この金庫に繰入れることとし、在來の所得稅はかかる課稅後の所得殘額に對して初めて賦課せられることにする。そして家族金庫は全國民所得再分配の中樞機關として、その全收入を擧げて萬般の人口政策的諸施設に流用することになるといふ。これは勿論個人的な試案に過ぎないが、ブルグドエルフナーの現在獨逸に於ける地位から見て大體その將來の姿を髣髴せしむるに足るものとしてよいかと思ふ。家族負擔均衡方策としてフランス型の家族手當制度と好対照を爲す獨逸式方式は、茲に於て更に廣く人口政策の國家的體系化としていよいよその特色を明かにしてくるといふこともできようと思ふ。

人口政策確立要綱

（昭和二六・一・三二）
閣議決定
(埋め草)

第四、人口増加の方策

一、出生増加の方策

(ト) 扶養家族多き者の負擔を輕減すると共に獨身者の負擔を加重する等租稅政策に就き人口政策との關係を考慮すること

(チ) 家族の醫療費、教育費其の他の扶養費の負擔輕減を目的とする家族手當制度を確立すること

之が爲家族負擔調整金庫制度（假稱）の創設等を考慮すること

総 介

米國の婦人労働状態に就て (1)

Women's Bureau. United States Department of Labor. Women in the Economy of the United States of America. Bulletin No. 155. Washington, D. C. 1937.

家庭以外に於ける婦人の労働問題は主として産業革命を契機として表面化したのであるが、これが歐米各國の國策として眞摯な態度で取組まれるに至つたのは比較的最近のことである。而も各國はその異なる国情と推移する國際情勢に支配され、その對策を講じてゐり、儼然と一貫した對策を有する國家は今假りに米ソ獨等を除くにして皆無に等しい現狀であると云つて過言ではあるまい。我が國に於ても國策的見地から近時漸くこの問題の重要性が社會の關心を促しつゝあり、その徹底的對策の樹立が要請されつゝあるのであるが、一般の認識は云はやめがな、識者及び當局の間に於ても未だ見るべき對策の立場が聊たれてゐるのである。これは一には問題の性質が非常に複雑多岐且つ廣範囲に亘るためと考へられるのであるが、世界未曾有の大動亂の只中にある我が國の人類史上に有する使命

以下數回に亘つて紹介を試みんとする本稿の内容は原著の題名の示す如く主として婦人労働と國家經濟の關聯を闡明せんとするもので一部に分れ、第一部は自活する女子の生活内容を扱ひ、職業界の動向、失業、賃銀に關して、第二部は女子に關する労働立法とその影響を扱つてゐる。今回は第一部の中、職業の動向と失業に關して紹介するに止む。

A. 婦人労働とその經濟的意義

I. 米國に於ける女子職業界の動向

職業別人口とその推移

米國は一九四〇年に第十六回國勢調査を施行してゐるが、職業別構成は未發表であるのでその數字は使用不可能であり、ここでは一九三〇年のものによる他に方法がない。一九三〇年現在に於ける國勢調査による女子職業人口及びその割合は左の如くである。

を併せ考へる時、今にして掛聲のみならぬ斷乎たる對策を講ぜざるに於ては、その對象が民族保存の大半の責務を擔ふ母性を包含するものであるだけに悔ひを百年の後に残す」となきかを憂ふるものである。

婦人の労働力を最も徹底的に且つ大量に動員しつゝあるのはソ聯であるが、これは資本その他の關係で暫く措き、ソ聯を除き世界で最もこの問題に當時より關心を示しつゝあるかに考へられる米國の實情に就て参考までに資料の許す範圍内で少しく觸れてみたいと思ふ。因に米國は一九二〇年労働省内に婦人局を設置して爾來婦人労働に關する凡ゆる問題を捉へて検討し、労働問題對策に協力せしめてゐるのである。本稿に引用せる資料は國際勞働局の要請に對する報告のため、同局の調査研究にかかるものであり、その眼目が婦人の労働狀態を鮮明にし問題の所在を探求せんとするものであるだけに、平素世人が米國とさくばくば聯想する浮薄な華やかさはない、寧ろその程度こそ異にすれ、世界人類の半ばを占める女子獨特の國家的乃至は民族的要素を超越した共通點をさく如實に、而して質實に示してゐるのである。

米國女子職業別人口(1930)	%
員 3,180,251	29.63
業 1,986,830	18.51
業 1,886,307	17.57
業 1,526,234	14.22
業 962,680	8.97
業 909,939	8.48
業 281,204	2.62
計 10,733,445	100.00
口 60,637,966	

女子有業人口は別表の示す如く
一〇、七三三、四四五人で、女子總
人口六〇、六三七、九六六人に對す
る有業人口の割合は一七・七〇%
であつた。これは一八七〇年の有
業人口の約六倍であり、一九二〇
年度の女子有業者に比較すれば十
年間に二六%の増加を示してゐる
のであるが、而も一九三〇年現在
に於て尙十歳以上の女子人口に對
しては約二〇%餘が有業者であり、九人の有業者中七人までは男子で残り
二人が女子であると云ふ低率振りを示してゐる。換言すれば女子人口十
人中八人は所謂無職者なのである。然し米國の九五%の世帯は使用人無し
で家政を處理して居り、後述の如くこれら二千四百五十萬人の主婦の勞力
は賃銀に換算されるものであるが、それが國家の經濟生活に如何に重大
なる意義を有するかは云ふまでもないことである。

家庭から職場へと遷り變る産業的時代相を物語るものとして左の若干の
數字は興味がある。即ち米國獨立當初の著名な政治家アレキサンダー・ハ
ミルトンは一七九一年に地方別により三分の一、四分の三又は五分の四に
も及ぶ住民の被服布地は全部女子の手によつて家庭内で織られてゐたと稱
してゐる。一八一〇年の國勢調査によれば五千一百五十萬弗の綿布及び毛
織物は大部分家庭に於て紡がれたのであるが、一八四〇年のこれらの生産
高は二千九百萬弗に減少してゐる。一八一六年頃にも未だ家庭の主婦は
屢々、その手で刈取つた羊毛や自作の麻から紡いだ布地で家族の衣類を調達

年	子供 有業 率	子供 人口 増加 率	子供 人口 率
1870—1880	44.2	29.0	27.9
1880—1890	51.3	27.9	22.5
1890—1900	32.8	22.3	17.1
1900—1910	51.8	20.6	20.6
1910—1920	5.9*	25.8	
1920—1930			

* 國勢調査の結果と計算方法
の変更による。

機械の發明とその應用化及びその後
急速に發達した分業、所謂第一及び第
二次産業革命は女子有業者の生活にも
甚大な影響を及ぼしてゐるのである。
産業革命初期の發明は力仕事と家庭
内の單調な仕事を除外することに主力
が注がれてゐた。植民地時代の家庭勞
働より解放した紡績機械の發明は女子
にとつて特筆すべきものであつた。紡績工場が最初に開かれたのは一七八
九年のロード・アイランド州に於けるそれであり、機械織機は一八一四年
に導入されて爾來機織は工場作業となつたのである。十九世紀中葉には裁
縫ミシンが實用化され、多くは女子によつて使用されるに至つたのであ
る。

斯くの如き發明の數々は從來の女子の家庭生活様式に影響するところが
少くなかつたのである。家庭内で細やかな女性の手を要する日常茶飯事の
量が著しく減少すると同時に、工場では機械の導入と共に夥しい人手を要
するに至り、この要求に應じて職場に進出する女子の數が増大して行つ
た。當時の女子労務者の特質を窺ふものとして米國初代大統領ワシントン
はボストン市の一紡績工場の女工を指して次の如く評したと傳へられてゐ

してゐた。然し一八三一年に紐育に於て産業有志協議會が開催された當時
は三萬九千人の女子が各地の紡績工場に從事してゐたのである。

爾來女子の家庭内の労働は文明利器の發達に伴つて漸次減少し、生産方
面に進出せる有業人口は左記の如く女子人口そのものの増加率にも増して
上昇を示してゐるのである。

る。「彼女等は衰頹家族の娘達であり、品性高き女性である。其の他の者は一切雇傭されない」と。

企業心効々たる事業家達は從來家庭内にあつて直接金錢に無縁であつた女子の勞働力に低廉なる賃金を支拂ふを常とした。然し當時は未だ家庭外の勞働に從事する婦人の職業は極めて小範圍に限られてゐたので、その低廉なる賃銀も貧困階級の婦人達の生計を維持するに充分であるとの議論が優勢であつた。

婦人を家庭外の勞働に進出せしめる他の一の理由としては初期植民地時代と異り、特に大都市に於て女子人口が男子のそれを超過してゐたことが挙げられる。これは一夫一婦制度の社會に於ては多數の女子が結婚の機會を逸することを意味し、これらの老嫗達は初期の工場に就働することにより、ささやか乍らその收入によつて暮しを立てて行けたのである。

十九世紀初期の工場賃金の報告によれば機織工の若干の例外を除き週給四弗を支拂はれる女子は皆無に等しい状態であつた。當時男子の週給は四弗五十仙から五弗が一般標準であつた。斯かる女子の低賃銀は勞働市場に於ける男子の收入減を來すものとしてその怨嗟をかひ、一八六〇年代の一勞働機關紙は企業家達が賃金の上昇を防ぐ手段として男子の半額程度のみより支拂はれない女子勞働者を男子に代替せしめんとするもの多きを懇へてゐるのである。

過去五十年間の機械類の發明とその應用に伴つて發達した微細に亘る分業化は機械の運用のみに止らず、實驗所及び職場に於ける技術への要望、

經營上の組織、雜務の増加、配給、販賣及び新規に增加されて行く幾多の生産物資の擴張等に多大の勞働力を要求するに至つた。

この工場の大量生産的傾向はその經營及び事務陣容の充實に伴ひ、農村

より都市への流動人口に拍車をかけ、その歸結として人口の稠密、雜居、家族人員數の縮少及び住宅、食糧問題、娛樂等に關する社會問題續出し、その對策樹立の問題が展開されてゐる。この生活の都市化が如何に大規模なものであつたかは、獨立當初の人口八千以上の都市居住者は米國全人口の三%に過ぎなかつたにみても明かである。

人口の都市集中の必然的結果として從來問題とされず、或は夢想だにされなかつた家政の社會化と云ふ現象が展開されてゐる。アパートメント生活、ホテル及び公共食堂數の増加等々とそれらの經營に要する類似の職業の發達がこの運動に伴ふ結果的現象であつた。

その結果として農業人口が激減したことは云ふまでもなく、農耕技術とその組織は著しく改良され、多種類の大規模農場、農村を對象とする農產物仲介者、少年少女俱樂部の指導者等は屢々、公共事業として州より援助され、又國庫の補助を受けることも少くなかつた。

斯かる諸方面の發展と關聯して交通運輸業及び販賣業の發達著しく、それらに伴ふ新發明又は文明利器の發達は幾何學的速度で續出し、特にラジオの完成と電話施設の擴張は交通運輸關係の從業者數を激増せしめてゐる。生活様式の複雜化、迅速を尊びその能率化に集中する一般にテンポの速い現代生活は、從來豫想だにされなかつた幾多の個人を對象とする職業を發達せしめた。斯かる發達が如何に女子の職業に影響したかの例を示すものとして美容術師の激増があり、洗濯業者の増加がある。これらも亦機械の發達と共に進歩した職業部門なのである。

以上に於て述べた如く、多くの職業部門では筋肉勞働及び在來の手工業より俸給生活者として精神勞働部門への一大轉換又は進出が行はれた。これは専門的職業への著しき進出を示し、技術及び職業教育への要求を激増

せしめたのである。

女子の地位が漸次向上して來たと云ふことは必ずしも經濟的な原因によるものではなく、主として女子教育、女子の能力とその地位に關する社會的思想及びその態度の變化に起因してゐるのであるが、本稿に於ては紙面の都合もあり、その問題の抽象的紹介は差控へることにする。

女子教育の普及と共に多數の女子が教員、社會事業家、速記者、タイピスト、事務員、技師及び廣汎に亘る俸給生活者としての職業分野に進出するに至つたのは當然の歸結と言ふべきであらう。斯くて女子有業人口は漸次增加の一途を辿つてゐるのであるが、左の職業部門に於ては一九一〇年より一九三〇年に至る二〇年間に各十萬人以上を増加してゐるのである。

家事使用人	看護婦	女工(紡績)
事務員(商店を除く)	店員	女給仕
速記者及びタイピスト	帳簿係及び現金出納係	交換手

廣範圍に亘る生活様式の變化と女子教育の普及は女子の職場への進出に拍車をかけ、既述の如く一九一〇年以来三三%の増加を示し、一八七〇年の女子有業者に比すれば六倍となつてゐる。而して一旦職場に進出した女子の多くは經濟的原因からその職場を固守する傾向を見せてゐるのである。

現在では十歳以上の女子人口の二〇%餘は主として家庭外の有業者であり、その職業部門は非常に廣汎に亘つて居り、米國の國家的經濟機構の一つ重大要素を爲してゐるのである。一九三〇年に於ける女子有業人口が一千七十五萬に及んでゐるにみても如何にこの問題が重要性を帶びてゐるかが明かである。然し乍らこれを諸外國のそれに比すれば米國の女子有業人口の割合は左程の高率ではないのであつて左はその若干の例である。

國名(調査年次)	年齢	女子有業人口	全有業者中女子の割合
イギリス(1931)	14歳以上	5,606,043	29.7%
フランス(1926)	11歳以上	7,837,776	36.6
聯合國(1933)	不明	7,066,900	37.7
ソ連(1930)	10歳以上	10,752,116	22.0
日本(1930)	全女子人口	11,479,041	35.4
イタリー(1936)	全女子人口	10,589,403	35.8
	全女子人口	5,246,991	28.6

註 フランスは1931年の女子有業人口は7,900,348人で1926年と大差なく、計算方法も不明のため舊い数字を使用した。尚本表中ドイツは1925年(11,478,000 35.9%)より1933年の数字に改め、日本、イタリーに關するものも筆者の追加せるものである。

女子有業人口増加率 1910—1930	女子有業人口配分率			統計は各部門に於ける一八八〇、一九一〇及び一九三〇各年度の變化を示すものである。
	1880	1910	1930	
全職業	農業及び類似産業	22.5	22.4	8.5
	製造及び機械工業	23.8	22.5	17.5*
家事及び個人被傭人	商業及び交通運輸	2.1	7.3	11.6
事務的職業	事務員	.3	7.3	18.5
製造及び機械工業	専門的職業人	6.7	9.1	14.2
主要手工業	家事使用人	44.4	31.3	29.6
女工	公職(他に分類されるもの)	.2	.1	.2
商業	* これは主として仕立屋其他の舊式手工業の減退を示すもので、當時と共に増加してゐるのである。			
専門的職業				

多數の女子が職業戰線に進出したと言ふことはその職業配置が男子と同等であることを意味するものではなく、雇傭狀態は云ふまでもなく異つてゐるのである。

一九一〇年以來女子の有業人口は三分の一の増加を示して居り、男子の同期間に於ける増加率に比して稍、大なのであるが、一九三〇年度の男子有業人口は女子有業人口の三倍半であつた。従つて男女の職業分布状態に著しい差異のあるのも當然なことである。即ち男子の職業部門をその重要性に従つて記せば工業、農業及び商業で男子有業人口の七〇%がこれらの部門に就労してゐるのであるが、女子のそれは家事及び個人被傭人、事務員、工業、専門的職業の順序である。後者の職業部門には女子有業人口の八〇%が從事してゐるのである。

	1910	1930
被傭人	373	354
員	48	56
工業*	192	103
工	485	648
動者	162	167
業	2,404	1,740
業	669	532
人口半	133	113
人	128	104

* 建築業を除く。この分野の数字は382及び516であった。

數の女教員が含まれてゐることに原因してゐる。機械工業及び商業では女子一人に對して男子は五人以上の割合を示してゐるのである。

女子有業人口增加率	
1910—1930	
	25.7
使用人	34.1
仕	170.4
家令	36.4
宿管理人	10.4
(非熟練)	22.2
術師	407.6

り大であつた。時代的經濟的傾向を反映する職業は特に増加率が著しいのである。その一例として洗濯所以外に於ける洗濯婦の數は一九一〇—三〇年間に三分の一近く減少してゐるが、同期間に洗濯所の従業員數は倍加してゐる。其他の増加状態は別表の如くである。

家事及び個人被傭人——女子有業人口中この部門に最も多く集中し、一九三〇年には三百萬以上の女子が從事してゐた。この部門には在來の女中奉公も含まれてゐる。

この反面には美容院の如き急激に發達した新分野もある。近代社會生活に伴ふ異常なる移動性及び工場、商業組織等は家庭經濟に大變化を來し、ホテル及び料理店等の發達を著しく促進してゐる。

稍、減少して居り、工業及び技術方面(中女工は極く僅かである)では著しく減少してゐる。これらの部門では一九一〇年のそれに比して一九三〇年現在の女子百人に對する男子數はより多くなつてゐる。

次に主要なる女子雇傭職業部門に關する變遷及びその分布狀態に就て少し検討してみる。

男子はホテル、料理店は勿論家庭に於ても料理人其他の使用人に稍々増加の傾向を見せて居り、ホテル、料理店、下宿業者に著しい増加を示してゐる。これに反して女子は洗濯従業員、給仕、美容術師として男子に比し著しい増加振りを見せてゐる。これらを性別に比較すれば左表の如くである。

	女子 100 人に對する男子數	
	1910	1930
48	56	
24	26	
112	70	
40	30	
74	99	
776	231	

事務的職業——一九三〇年には二百萬近くの女子がこの部門に從事して居り、女子有業者中第二位を占めてゐる。

一八九〇年に比して一九三〇年の本部門の

女子従業者は十六倍（一九一〇—三〇年のそれは四〇%）と云ふ驚くべき増加率を示してゐるのであるが、これは既述の如く主として

現代の經濟機構が高度に産業化し商業化せることに負ふ所多く、それに伴ふ諸般の事務取扱ひは女子に好適の職業であるによるものであ

る。斯かる機運の到來は必然的に女子に對する教育機關の解放設置となり、社會の女子教

育に對する態度の變更にも著しく拍車をかけてゐるのである。上記の表は近時に於ける女子の事務的職業への進出状態を示すものである。

現在では事務的職業は主として女子の職業分野と見做されるに至り、その實數に於ても男女の従業者は略、均等の割合を示してゐるのである。のみならず、家事及び個人被傭人、工場では男子に譲歩してゐる拘らず、本部門では女子が頗る優勢なのである。

タピスト及び速記者はこの種職業の創始と共に殆んど女子の手によつて占められ、一九三〇年には女子二〇人に對して男子一人の割合であった。近年は帳簿係及び現金出納係としても女子が著しく頭角を現してゐる。男子は事務員として女子に比し今尙優位を示してはゐるが、その地位は近年著しく低下し、一九一〇年の女子一人に對する男子五人の割合は一九三〇年には女子一人に對し、男子は一人足らずとなつてゐる。これらの關係は左表によつて明かにされてゐる。

	女子 100 人に對する男子數	
	1910	1930
192	103	
5	183	
487	16	
不	59	
144		

製造工場に於けると等しく、事務所に於ても機械的裝置により作業を著しく分業化せしめる傾向がある。即ち集計、圖表作製、簿記及び勘定書、宛名書き、複寫等々の廣汎に亘る事務所用機械の使用は女子の適職とされ、その係員數は一九三〇年の國勢調査に初めて報告されたのであるが、これによると、男子一人に對して女子六人の割合で後者が甚しく優勢を示してゐるのである。

事務的職業——女子有業人口中第三位を占むる部門である。本部門は女工の外に建築業及び裁縫其他の手工業を含んで居り、一九三〇年の従業者は約二百萬足らずであつた。この部門全體としての女子人口は最近稍々減少してゐるのであるが、これは女工數よりも手工業のそれに於てであつた。工場以外の主として家庭及び小工場に於て爲される作業中、一九一〇—三〇年間に減少した女子人口の割合を示せば左の如くである。

これに反し工場に於ける女子從業員、特に女工數は

草及び或種の金屬工業に於て増加してゐる。

年	女子100人に對する男子數	女子有業人口の減少率	
		1910—1930	1920—1930
1910	485	64.7	32.9
1920	565	67.2	42.4
1930	648	46.6	31.5

年	産業	女子有業人口增加率	
		1910—1930	1920—1930
1910	女工及び工場勞働者	40.8	54.0
1920	工 勵	39.7	8.6
1930	工 勘	56.6	26.1*

	女子有業人口の減少率	
	1910—1930	1920—1930
婦人服裁縫師(工場以外の)	64.7	32.9
婦人帽子屋及び婦人裝身具商	67.2	42.4
男子服裁縫師	46.6	31.5
	女子有業人口増加率	
	1910—1930	1920—1930
女工及び工場労働者	40.8	52.0
女 労 動 者	39.7	8.6
工 勤 者	56.6	26.1*

*ここでは稍、減少してゐる。

これに反し工場に於ける女子從業員、特に女工數は同期間に左の如く著しい増加を示してゐる。

一九一〇—三〇年間に半熟練工としての女子從業員は織維工業に於て多少に拘らず増加し、被服、食料品、製靴、電氣機械、化學、謹謨及び金属品製造工業等に於ては著しく増加してゐる。國勢調査資料によつて比較し得るもののみをとつてみても一八八〇年のそれに比して一九三〇年に

は女子の工場労務者は各産業に於て著しい進出振りを見せてゐるのである。

	女子100人に對する男子數	
	1910	1930
織工業	79	89
電氣機械及び部分品類似工場	124	159
化學及び印刷業	191	307
製紙、謨服靴	107	161
護被	203	280
製葉	63	41
料卷	205	157
鐵及び鋼鐵、機械及び運搬具	256	153
其他の金属	111	53
	1,467	972
	235	198

子有業人口は過去二〇年間に倍加して餘りある激増振りを示してゐるのであるが、これは大量生産とそれに伴ふ高度に組織化された金融制度の反映と考へられるのである。のみならず、多種多様の販賣方法が發達して、土地ブローカー及び保険外交員の如きも多數進出し、商店内に於ける賣捌きにも増して販賣能率をあげてゐるのである。毎を訪問する行商人の絶えぬことは都市在住の主婦の等しく認めるところである。

然し今これを男女の雇傭關係に就て比較してみれば、女子の地位は過去二〇年間に相當の退歩を示し、事務方面への進出と對蹠的現象を示してゐるのである。一九一〇年には本部門では女子一名に就き男子の割合は五人以下であつたものが、一九三〇年には六人以上となつてゐる。女子百人に對する男子の有業人口は次の如くである。

織維及び被服製產業に於ける女工の實數は男工のそれを凌駕して居り、一九二〇年及び一九三〇年には葉巻及び煙草製產業に於ても同様であつた。この間男子は織維工業、電氣機械、化學的製品、製紙、謹謨工業に於て稍々その從業員數を増加し、女子は被服、製靴、食料品、煙

女子有業人口増加率		女子100人に對する男子數	
1910—1930		1910	1930
商 業	103.7	79	89
店員及び商店事務員	94.9	124	159
小 賣 商	64.2	191	307
土地ブローカー及び職員	986.0	107	161
保 險 外 交 員	410.6	203	280
		63	41
		205	157
		256	153
		111	53
		1,467	972
		235	198

一人と云ふ低率に過ぎなかつたのである。この女子の激増は特に土地ブローカー及び職員、保険外交員の進出に俟つところ多く、店員の地位に關しては男女間の雇傭關係には殆ど變化は見られない。次の數字は女子を多數雇傭する本部門内の男女數を比較したものである。

専門的職業 専門家	女子有業人口增加率		女子100人に對する男子數		
	1910—1930	1910	1930	1910	1930
専門的職業 専門家	107.7	133	113	669	532
(助手及び手傳人、半専門的 及び娛樂機關從業者を除く)	100.7	128	104	249	239
商業				1,681	1,446
販賣				4,200	655
小売				3,387	1,884
土地					
ブローカー					
職員					
員外					
交換					
保					

職業に於ても男女の有業人口は略々均等の割合を示してゐるのであるが、質に於ては未しの觀あり、教員と看護婦を除いては女子は主として助手及び半専門的職務に從事してゐるのである。

一九二〇—三〇年間に於ける變化は男女共通のものであつた。女子教育の普及がその適應性と共に如何に女子の職業に顯著な影響を及ぼしてゐるかは俸給生活者群としての専門的職業及び事務員の二部門が略々男女同數であるに對して、製造及び機械工業部門では女子一人に對して男子六人以上の割合であるにみても明かである。

一九一〇—三〇年間に事務員の部門を除いて女子の實數に著しい増加振りをみてゐるものに本部門に及ぶものなく、商業がこれに次いで第三位を占め二〇年間に二倍以上となつてゐる。一九三〇年には百五十萬以上の女子が本部門に就労してゐたのである。一九一〇年以来の増加率と男女雇傭の關係を示せば上の如くである。

この女子進出の内容を更に詳細に検討してみる

専門的職業 専門家	女子有業人口增加率		女子100人に對する男子數		
	1910—1930	1910	1930	1910	1930
専門的職業 専門家	107.7	133	113	669	532
(助手及び手傳人、半専門的 及び娛樂機關從業者を除く)	100.7	128	104	249	239
商業				1,681	1,446
販賣				4,200	655
小売				3,387	1,884
土地					
ブローカー					
職員					
員外					
交換					
保					

専門的職業——事務員の部門と同じく専門的手及び半専門的職務に從事してゐるのである。

一九二〇—三〇年間に於ける變化は男女共通のものであつた。女子教育の普及がその適應性と共に如何に女子の職業に顯著な影響を及ぼしてゐるかは俸給生活者群としての専門的職業及び事務員の二部門が略々男女同數であるに對して、製造及び機械工業部門では女子一人に對して男子六人以上の割合であるにみても明かである。

と、その増加は主として從來より女子の傳統的適職とされてゐる教育と看護の二方面に限られ、單に増加の一〇%が女子手傳人、助手又は半専門的職務に進出してゐるのである。

一九一〇年以来半専門的職業又は手傳人、助手として女子の増加率は男子を凌駕してゐるが、より高級なる職業、例へば法律家、著述家としての女子の進出は數的には寥々たるもので、男子が斷然優位にある。注目すべき現象として挙げられることは、醫師及び外科醫としての女子の雇傭が一九一〇年以降二五%減少してゐることである。

専門的職業十六種の中(一九三〇年に五萬以上の有業人口を報告せるもの)歯科醫、製圖家、辯護士及び判事、牧師等の職域内にある女子人口は極く少數である。婦人技師は皆無に等しい状態であるので特にここでは考慮されてゐない。教育及び看護事業は大體女子の手に限られ、男子にしてゐるかは俸給生活者群としての専門的職業及び事務員の二部門が略々男女同數であるに對して、製造及び機械工業部門では女子一人に對して

この分野に從事する者は非常に少數で、一九一〇年以来看護婦の數は三倍以上となつてゐる。

前記六種の特殊職業分野に於て女子の増減率は大體現状維持又は稍々男子に譲る状態であつた。尤も中一種のみは女子が優位にあり、その實數も増加してゐると云はれるが何れの職業であるかは不明である。學校教員は男子一人に就き女子四人以上の割合で、二〇年間に八〇%に垂んとする増加振りを示してゐる。この方面的職業上の推移は上表數字の示す通りである。

十六種の主要職業中二種に於て、女子はその増加率に男子を凌駕してゐるのみならず實數に於ても過去一〇年間に増加してゐる。

	女子有業人口増加率		女子100人に對する男子数		
	1910—1930	1910	1930	1910	1930
社会、福祉、宗教事業家	401.1	80	2	40	2
護 婦	277.4	8			
農業	—	—	—	—	—
社会、福祉、宗教事業家	401.1	80	2	40	2
護 婦	277.4	8			

残餘の五種の職業（女子從業者の皆無に等しい技師を除く）に於ては一九一〇年以来女子の進出には量質共に目醒しいものがある。然し前述の如く男子に比すれば女子の數は尙僅かで例へば一九三〇年に於ける法律家の數は男子四六人に女子一人と云つた割合であつた。次の数字はその實狀を示すものである。

農業——この部門の女子有業人口は僅かに女子全數の八・五%で一九三〇年には農業及び類似の分野に從事してゐるのは百萬未滿の状態であつた。經濟情勢的一般的傾向の線に沿ひ農業も過去一〇年間に約半數の減少を見せてゐる。尤も一九一〇年に一五%であつた女子地主及び小作人は極く僅か減少してゐるのみである。

一九三〇年に於ける當部門の女子人口中七

〇%は農園労働者で、男子労働者は女子一人

に對し六人近くの割合を占めてゐる。

前述の如く女子の農業從事者は近年實數に

於て減少してゐるのみならず、男子との比較

に於ても讓歩して居り、一九一〇年に女子一

人に對する男子六人の割合であつたものが、

一九三〇年には男子は一〇人以上となつてゐるのである。

註 女子官公吏に關する資料は未完成のため、本稿に於ては發表されてゐない。

國家經濟機構中主婦の占める地位の importance — 多方面に亘る女子有業人口の經濟的地位其他に關しては比較的多くの資料が蒐集されてゐるのである

	女子有業人口増加率	女子100人に對する男子数		
	1910—1930	1910	1930	
農林、水産業	49.6	599	1,078	
農業(地主及び小作人)	3.8	2,145	2,189	
農園管理人及び監督者	87.6	547	6,880	
農園勞働者	57.6	307	580	

家庭の主婦として以上に於て述べた諸項は米國の十歳以上の女子有業人口に關するものであつた。
他の七五%の女子人口中には十六歳以下の者多數あり、妹や娘として家政に關係のない者も少くないが、然し大多數の女子は家庭の主婦である。次の數字はこれらの關係を示すものである。

女子數(単位百萬)				
有業人口		1910—1930	1910	1930
總數(10歳以上)	10.75			
主婦(16歳以上)	3.92			
家庭に在る者	.76			
家庭外居住者	3.15			
無職者				
總數(10歳以上)	38.02			
10歳—15歳	6.87			
16歳以上者	6.67			
(主婦以外)	24.48			
主婦(16歳以上)				

大多數の主婦は結婚して家庭を有する人々であるが、中には獨身婦人が父のために、姉妹が兄弟のために、或はこれらに類似の事情にあつて家政を處理している其他の部類の人々もある。前記統計の示す如く、これらの主婦達の多くは既婚者であると否とに拘らず、家庭外の労働によつて家計を補助してゐる者が少くない。
即ち米國に於ける家族員數一人以上よりなる一百五十萬世帯の戸主は女子であり、中約百萬世帯の女子は家庭外に働く主婦なのである、二百五十萬世帯中、五八%は少く共二一歳以下の子女一人を有し(年少の子女に關する數字は不明である)、一八%は三人の子持であつた。

が、家庭の主婦としての女子の経済的地位に關するそれは非常に貧弱なものである。然し多年に亘る經濟的不況は主婦が如何に家庭生活に對して大なる貢獻を爲しつつあるかに就てその重要性を再認識せしめたのであつた。主婦の家事に費す時間を賃金に換算し、或は彼女が家庭に於て生産する品々、手製の貯藏食料品等を市場で購入する場合に比して貨幣價値に換算するとすれば、彼女の經濟的貢獻は莫大なものなのである。

このやうな意味から一經濟學者は「若し家庭内の活動によつて生産される凡ゆる物資を貨幣價値によつて表現し得るとすれば、その國家的意義に比すれば、鐵道乃至は銀行事業も取るに足らぬ存在となるであらう」と云つてゐる。

家庭の主婦の經濟的地位は一の變則としての存在である。即ち彼女の労働力は決して市場に現れず、彼女は市價制度の境外にありながら、而も家庭内の生産者として凡ゆる社會に於てその經濟生活に絶對的地位を占め、多大の貢獻を爲しつつあるのである。それのみではない、彼女の消費物資生産方面に及ぼす影響は少くなく、更に彼女の主婦としての手腕はその家族員の家庭外に於ける生産能力を決定的に支配してゐると言つても過言ではない。而して彼女の消費經濟擔當者としての生活標準乃至理想は、食料品、家具等を含む廣汎に亘る商品生産に對して重大な意義と莫大な經濟力を有してゐるのである。

大多數の家庭は女中なしである——一九二九年は米國が好況時代の絶頂にあつた年とされてゐるのであるが、當時に於てさへ使用人を有するものは全國世帯中僅かに五%に過ぎなかつたと云はれてゐる。殘餘の九五%の家庭に於ては主婦が殆ど唯一の労働力の源泉であり、家政の切盛りを一手に引受けてゐるのである。その家政の切盛りの上手、下手、注意深き關心を

示すにせよ、無頓着にして除けるにせよ、又は農家の主婦であれ、都市の主婦であれ、大學卒業者であつても、無學の者であつても、この國家的繁榮期間であつてさへ、女子が家事に費す時間數はその環境と個性の如何を問はず、驚くべき一致振りを見せてゐるのである。而して常に物質文明の尖端を行く米國に於てすら婦人局當局は主婦の過勞と言ふことが未だ過去の歴史として葬り去られてゐないと云ふ事實を指摘してゐるのである。

最新式家庭用設備にも限度がある——最新式の家庭用品が市場に續出し、幾多の労力節約用の調度品が發達してゐる米國ではあるが、大多數の家庭はそれらの一部部分を取り入れ得る程度であり、或はそれらの恩恵に殆ど浴し得ぬ階級も少くない。一九三〇年度の國勢調査に從へば一世帯の平均人員は約四人である。この家族持ちの多くはその所得で從來の生活様式を維持するに追はれて多額の經費を要する新式調度品等の用途に當てる剩餘金は持合せないのである。このことは一九二九年度の米人家庭の平均收入が全世帯数の約七五%に相當する一千九百萬家族に於ては年收二千五百弗以下であり、一千六百萬以上の家族は二千弗以下であつたにみても明かであると言ひ得るのである。

この年收二千五百弗以下の一千九百萬の家庭の主婦は臺所は在來の既設のものを使用しなくてはならない。新築家屋に住む者、又は不況時にも拘らず夫が比較的富有名な者である場合に限り、經濟的で主婦の労働に便利な新式設計になる臺所を設備し得るのである。イリノイ州に於て簡単なる改善方法獎勵のために施行された臺所實驗所の一三七件の研究によれば臺所の平均壽命は三五年で、一二%は建築後七〇餘年を経た舊式家屋に設備されたもので、僅かに一〇%が建築後十年以内のものであつた。

家事に費す時間——一般產業部門に於ける労働時間が一週四〇時間制に

ならうとしてゐる現在、家庭の主婦の一日が如何に長時間に亘るものであるかを聞いて驚く人があるかも知れない。米國農業省家政局の調査によれば一般家庭の主婦が家事に費す時間は一週平均五〇時間で、子女のある農家のそれは七三時間である。今日の主婦の仕事が往年のそれに比して安易化されたかと云へば強ちさうとは云へないのである。即ち彼女の祖母の時代には往々獨身の叔伯母や姉妹が家事を手傳つてゐたのであるが、今日では同様の境遇の人達が起居を共にしてゐるにしても、それらの人々は家庭外で就働してゐるので家事に携はり得る人手は以前に比して減少してゐると云ふことは兎角忘れがちである。

多くの主婦の家庭に於ける時間は依然として一日三回の食事、家の掃除や手入れ、洗濯、縫ひ物等の日常雜務に消費されてゐる。一般的には主婦には休暇も祭日もなく、彼女の務めは一週間は七日であり年中無休なのである。

先年家政局が若干の大學生調査班の援助を得て調査したものに、二千餘名の主婦に一週中の數日間、日々の時間の消費経過を記録せしめたものがある。大多數は農村乃至農園の主婦であり、少數が町や都市の主婦であつた。この中一週四二時間を費すのみの者は僅かに六分の一で、六分の五はそれ以上を費してゐる。大半以上は四八時間餘を、三分の一は五六時間以上を費し、全數に対する一週の平均は五一時間餘であつた。

都市の家庭に於てさへ料理のために一週二一時間を費して居り、農家はより長時間をこれに費してゐる。掃除、洗濯、アイロン掛け等が残餘の時間で爲されてゐる。

大都市の主婦ほど家事に費す時間は少くなつてゐる。即ち人口五萬以下の小都市の主婦は一週平均五一時間を費してゐるに反して、人口五萬以上

の大都市では四八時間を、中僅かに一〇%の主婦が家事に一週三五時間以下を費してゐるに過ぎないのである。

九五〇名の農家の主婦に關する調査によれば家畜の世話、牛乳搾り、野菜園の手入れ等を含む彼女達の家政に費す時間は一週六二時間以上であった。この調査は大體中產階級の主婦を對象としたものであり、全國各地に在住する彼女達の生活様式及び時間の消費量は驚くべき均一振りを示してゐるのである。又家政局の協力の下に行はれた、ペーネル財團の數州に於ける同様の調査によれば、五州の農村主婦の平均勞働時間は一週六〇時間以上であつた。

調査族 数	一日平均消費時間 家事のみ時間 分	其他事 分			
		農業時間	其仕業時間	農の時間	平日
農家(25州)	559	4.3	7 23	22	39
地方在住非農家(22州)	249	4.0	7 21	0	18
都市(43州及びアラバマ州)	692	4.0	6 52	0	18

一般都市世帯の平均人員數は四・一人で農村のそれは四・四人であるが、都市及び農村の主婦が食事の準備以外に費す時間數は略々等しく、掃除に七・五、洗濯に五・二五、縫物に一・五、裁縫に四・五時間を費してゐる。都市の主婦は農家のそれに比して一週中數時間を多分に子女の世話及び買物に、又料理及び後片附に費す部分は數時間少くなつてゐる。

其後家政局によつて集計されたこれらの記録分類に従へば上表の如き數字が擧げられてゐる。

幼兒のある農家の主婦の勞働時間總數は約六六時間で一歳未満の乳幼兒のある場合は七三時間に及んでゐる。夫婦のみの世帯では五六時間以内であつた。又一歳未満の乳幼兒のある家庭の主婦が子供の世話に費す時間は一週二一時間

で一〇一一四歳の年齢層に於ては一週一時間半以内であつた。

米國東部の某女子大學卒業者にして全國の人口二、五〇〇以上の都市在住の七〇〇世帯の主婦に關する調査に從へば、彼女等は一五歳以下の子女を有し、家事に費す時間は一週約五二時間であつた。この中一三時間は子供の世話を費してゐる。彼女達の八〇%は一週平均三〇時間の女中其他による家庭内の手傳を得てゐるのであるが、この援助に對して一週五時間を計畫、買物其他に關して使用者のために費して居り、而も殘餘の大部分を依然食事の準備、後片附、掃除、洗濯、繕物等に費してゐるのである。これららの主婦は大體中產階級に屬する人々でその臺所には近代的設備を施してゐるのであるが、尙且この状態であることを思へば家庭の主婦が未だ主として家庭内の人たるの感を深うするのである。

上述の子女の世話に費された時間の報告中には子供達と共にした散歩、自動車散策其他の娯楽に費したもの、子供の保健を目的とする運動等は含まれてゐない。即ちこの時間は主婦の閑暇の時間として計算され、報告されてゐるのである。

大學卒業生が主婦である夫婦のみの世帯では一週三六時間を家事に費してゐるのであるが、これとて餘暇の仕事とは稱し難い實状にある。

一九三六年一月號の *Journal of Home Economics* 掲載の全國代表的地域にあり、多大の農村人口を擁する別表四州の農家の主婦に關する調査に従へば、世帯人員數、女中の有無、臺所設備様式等の詳細に亘る實狀は不明であるが、主婦の遂行しつつある勞働狀態は何處に於ても類似のものであり、彼女達の國家經濟に及ぼしつつある影響が如何に莫大なものであるかを窺ひ得るのである。

	オレゴン	南ダコタ	モンタナ	紐 育
各 州 農 家 數	57,754	83,628	49,152	176,440
本調査報告主婦數	288	100	92	139
	1 週 間 時 間 數			
家 事 及 び 農 業 全 勞 働 時 間 數	60.26	63.88	62.70	58.70
家 事 のみ	49.77	52.99	53.53	51.88
食 事一仕 度	16.95	17.05	17.00	17.35
後 片 附	7.50	8.85	8.42	8.50
一般家屋整 理	7.55	8.60	7.85	8.25
燃 料、用 水 仕 度	1.05	1.87	1.25	2.28
洗 灌一洗 灌	3.60	3.41	3.42	3.17
アイロン掛け	2.00	2.53	2.01	2.18
被 服 整 理裁縫	3.01	3.57	4.25	3.63
繕 物	2.64	1.72	2.75	2.52
家 族 の 世 話	3.82	3.72	4.58	2.43
其 他 の 處 理	1.65	1.67	2.00	1.57
農業一野菜作り農場 養鶏、家畜、搾乳	10.49	10.89	9.17	6.82

主婦の地位に関する意義——家庭に於ける主婦の任務には主觀的な解釋が附されがちであり、事實その範圍外に出ることの困難を感じしめる幾多の複雜なる條件を具備してゐるのである。然し、先年米國大統領夫人エリーノア・ローズヴェルト女史が主婦に對して月給制度の實施を提倡して世人の注目を惹いたことがあるが、世上この種の理念を抱く人が皆無ではないのである。次に原著記載の一、二の例を擧げて参考に供したいと思ふ。

エリーノア・ローズヴェルト女史は著名な一經濟學者の夫人であるが、十五年間に亘つてその近代的設備を有する臺所で生産コストを科學的に記録してゐる。それによると彼女は主婦が家族のために食事を準備し、罐詰其他の方

法で食料品を貯藏し、パンや洋菓子を焼き、洗濯することによつて、實質的に産業界に男子の貢獻する經濟價値と同等のものを生産することを實證してゐる。原料品、材料、燃料、勞働力等を貨幣價値に換算すると主婦の一週間の收入は五弗乃至二〇弗であつて、その額の多寡は主婦が市場の生産によらず家庭で生産する物品の多少、家族人員數及び生活程度によつて決定される。一九三六年のある一ヶ月間の商店より購入せる食料品支額と、翌月家庭に於て生産せる同様品種に就て比較せるものによれば、市價二二弗一八仙、家庭生産費一〇弗八二仙、家庭で料理することによる節約額一〇弗三六仙となつてゐる。

北部ミシガン州の一農家の主婦が三十年間に亘つて記録せるものによる
と、この間彼女は約三五、四二五回の食事を準備し、これ二二回一五山

労力単	價値位	30年間の 労力價値
0.05	弗	1,770
.10		593
.05		398
.50		762
.25		906
.50	弗	1,595
.03		5,831
.10		3,564

ルは我が約二斗一

労力の三分の一を代表するものと假定すれば、その年額は三、五〇〇弗以上となる。斯かる方法による計算に従つて若干の例を示せば主婦の労働

は上表の如き經濟的內容を有することになるのである。

期様に中産階級以下の主婦の労働内容は略、類似のもの

であるが、その環境、個性、

度	支	品	料	食	数
焼	ン	パ	菓	パ	35,400
子					5,930
イ					7,960
物	菜	野			1,525*
物	詰	罐			3,625
其他の家庭労働					
縫(枚數)	裁				3,190
濯(個數)	洗				177,525
時間數)	掃				35,640

* ブツシェル數
升餘に當る。

趣味等によつて家政の様式に變化のあるのは云ふまでもなく、又如何に科學的に計畫せる家庭生活に於ても往々にして不時の事故等の突發することは免れない。豫算に彈力性のあることが必要であり、育児、保健等にも外部の補助よりも主婦の手腕に俟つこと甚大である。要するに主婦は斯くの如く國家の經濟面に多大の意義ある貢獻を爲しつつあり、かくて加へて其の他の方面に、夫を始めその家族をして社會の有用人物たらしめるために、明朗にして情操豊かな家庭生活を築き指導する大任を有することを思へば、その存在には凡ゆる角度よりより高き社會的認識の與へらるべき性質のものである。

二、女子の失業に就て

第二次大戰開始以來、特に最近米國が民主主義國の兵器廠を以て任ずるに及び、軍需工業の活潑化と共に女子の勞働力も勿論動員され、このことあるを豫期して政府當局は逸早く雇傭條件に關する注意事項を告示したほどであり、一九三七年當時の狀態が現在のそれと異つてゐるのは言を俟たないのである。然し本研究は第一次大戰後の經濟狀態を反映してゐるものであり、今次大戰後のそれに對しても亦示唆するところは少くないので、本項はその意味に於てのよき資料であると思ふ。

一九二九年末に始まつた極度の不況時代は女子にも左の如く多大の影響を及ぼしてゐるのである。

一、そのため多數の女子が失業してゐる。

二、收入減に對して凡れる方法を講じて生活程度を切詰めてゐる。

女子失業者に關する全國的な統計には信賴するに足るものなく、多く

の場合推定によるものであり、性別の判明せぬものもあるのであるが、以

女子の失業範囲——婦人局及び各地で於ける開拓

女子の失業範囲——婦人局及び各地に於ける調査研究に従へば不況の略
最悪状態にあつた頃全國には少く共二百萬の女子失業者があつたと云はれ
てゐる。これは女子有業人口の約二〇%に相當するものである。

政府發表の全國十九大都市に關する不況當時の統計は當時の狀態を如實に物語るものであるが、これは女子全有業者の二〇%餘に匹敵し、これらの都市では一九三一年一月に平時の有業人口中、男子二六・二%、女子一八・九%が失業してゐたことを示してゐる。

其他の調査に於ても略々同様の結果が現れてゐる。中央非常時救濟管理法の一九三四年の報告によれば人口二、五〇〇以上の都市在住の女子要救濟者は常時女子有業人口の約三〇%であつた。

不況時初期の多くの調査の示すところによれば、大體女子の失業者數は男子のそれに比して低率なのであるが、女子を多く雇用する産業部門、例へば電氣工業、毛織物や毛絲製品、或種の食料品工業等では云ふまでもなく女子がより多く失業の憂目に遭遇してゐるのである。

のみならず、一九三〇年の國勢調査に従へば女子失業者の 10% は世帯主であり、これらの世帯では彼女等が唯一の家計の支持者なのである。

一九三三年十月に中央非常時救済管理法は農村救済世帯中の一二%は女子が戸主であつたと報告してゐる。

特殊産業部門に於て多數の女子が就業してゐる場合、女子が男子以上に

州には多數の女子を雇用する大産業があるが、ミシガン州では主として明

子産業陣が優位であり、従つて前者は女子、後者は男子がより多く失業に

米國の婦人勞働狀態に就て

米國職業紹介所が一九三四年七月一日より
一九三六年六月三〇日に至る二ヶ年間に同機
關利用者を分類したものによれば、女子の就
職希望者は約三百萬人で全數の二七%を占め
てゐた。一九三〇年の國勢調査による女子の
有業人口は全有業人口の二三%を占めてゐた
のであるから、右の數字は女子失業者の比較
的大なるを暗示するものとして注目されるの
である。

全就職希望者中雇人及び店員としての女子の割合は當時全有業人口中の同種職業部門にある女子の割合よりも左の如く大であつた。

全有業人口中 女子の割合	1930年	就職希望者中 女子の割合	1936年7月
事及び人 被傭人 務員	64.2	雇 事 務	65.4
務員	49.4	員 事 務	46.9
門的職業	46.9	門 類似 職業	28.8
業	15.8	店 員	27.6
種及 び業	13.4	製 業	4.2

特殊産業状態又は慣例による女子雇傭の減少——國家の産業状態の變遷に伴ひ、勞働能力の需要供給の關係も變化するのが一般的現象である。不況時には事業不振のため雇

而してこの状態は程度こそ異なれ男女共に

業の全女子 193
び入員業業 び業及工
事人及被務業 産械
個事専商製機
園にその影響を蒙つてゐるのである。斯か
急速に遷り變る技術的變化によつて生ずる事業上の衝撃等による場合に多
く見られるのである。

時間雇ひ——一般就業時間以内の時間數で就労する時間雇ひには少く、其次の三の型がある。

一、定期時間雇ひとして、一日幾時間を、又は一週中の數日、又は兩者を兼ねる者で共に一般有業者以下の時間數就労する者

一、不定期時間雇ひとして、臨時雇ひ、代理又は豫備労力に、又クリフ

三、諸種の原因による變動の結果としての不定期雇ひ——例へば季節、

狀態、即ち工場内の勞動力流動及び註文の增減等の狀態に支配される者

多くの商店では一週幾日或は一日數時間と言ふが如く臨時雇ひを使用し

金を支拂ふを常としてゐるが、この方面的に雇ひ従業者は大體女子である。 料理店に於ても出納係や給仕に對してはこの雇傭制度を有し、低賃てゐる。

商店に於ける豫備労力としての臨時雇ひは女子商業組合同盟の役員による未發表の研究によれば一ヶ年十二週間乃至十四週間就勤するのみである。

一九三四年度春期に於ける、こもがやアーバンの受業者範囲には、
女子生産人口の一五%餘及び男子の一七%近くは時間雇ひであつた。又二
九三一年五六月に於けるコネクティカット市の全有業人口中一・五%は

不規則なる歯磨状態と時間差ひが他の一般歯磨状態と異なる點はその歯磨

人員數が時と共に變化して行くことである。多くの産業ではそれは多分に季節的色彩を帶びてゐるのであるが、この季節的性質と關係の深い部門は又被服、食料品製産業等に見る如く、主として女子從業者が大多數を占むる分野なのである。これらの多くは一年の中ある時期が最も多忙であり、同様の狀態が年々繰返されて行くのである。果物、野菜類等の罐詰は特殊地 方を除いて大體八、九月頃がその絶頂の時期である。製菓事業はクリスマス及び復活祭以前、肉類貯藏は一月より三月まで、煙草の除葉作業は早春及び貢夏がその季節である。クリスマス季節に於ける百貨店の眼まぐるしさは周知の事實である。これら及び類似の職業部門は多く女子の活動分野なのである。

一ヶ年平均 就業週數	
靴	24—25
服	26
袋	35—40
子	26—30
刷	41 $\frac{1}{2}$ (約)
業	27

一九三六年秋期の女子商業組合同盟の報ずるところに従へば、女子を多數雇用する産業部門に於ける一ヶ年中の就業週數は上表の如くであ

維工
つた

被手印纖刷備指數の示すところに従へば一年を通じて

雇傭状態は時と共に變化してゐるのであるが、時間雇ひの範圍はこれのみでは明かでない。婦人局の研究になる女子の多數從事する四產業に就て見れば、一ヶ年中女子の雇傭状態が如何に甚しく變動するかを示してゐる。左は上下兩極端の雇傭範圍を示すものである。

指 標	數
一年中の最高週	133
	166
	132
	115

多くの重要産業部門に於ては雇傭の
變動は男子以上に女子に甚大な影響を

多くの重要産業部門に於ては雇傭の
變動は男子以上に女子に甚大な影響を
及ぼしてゐる。婦人局の報告によれば
、十六ラジオ工場に於ける受信機製
作作業の従業員中、好況時代の絶頂と
される一九二九年を通じて女子の雇傭
が男子以上の減少を示してゐるのであ
る。

これは女子が閑散期に男子以上に失業してゐたことを意味するのみなら

成期に男子以上に
意味するのみなら

す 特種其他の多忙期の絶頂にあつても収入減に悩む女子の割合は遙かに大であつたことを示すものである。又下の

男子	女子
2,640	2,172
988	479
1,652	1,693
62.6	77.9

言へるのである

技術的變遷による移動——技術上の變化と勞働力には不可分の關係があるのであるが、新發明にはそれによつて失業群を出すものと、その作業上

米國の婦人勞働狀態に就て

の必要から更に多數の労働者を要するものの二者がある。斯かる場合女子は往々にしてこの新發明による機械が彼女等の労力を驅逐するために失業することが多いが、反面又熟練工が機械の發明によつて失業し、單調なる工場作業に女子が代つて從事するに至ることがある。時には又新産業や新事業の勃興によつて多數の女子が就業することもある。

技術的變化による女子の大量失業の例に就て婦人局の調査せるものに葉巻作業がある。一九三〇年以前に本業に從事せる者にして失業中の女子一千餘名の中、九六%はその勤務工場の閉鎖によるものであつた。これは主として其他の工場に斬新なる設備の改善が行はれたために合併を餘儀なくされたものであつた。これらの女子の大半はこの職場に十年以上を、二〇%は二〇年を費した者であつたが、三三%餘は機會を失して再び同様作業に從事し得ぬ人々であつた。國際葉巻業者組合の推定によれば一九一九一三年間に約二二六〇〇〇人の葉巻工場從業員が失業してゐるが、これは生産によるものでなく、純全たる技術的變化によるものであると云はれる。

婦人局は更に多數の女子を雇傭する二五〇件の各種工場内に於ける技術的變化を研究してゐる。これらの變化は主として一九二七—三一年間に生じ、斬新なる機械又は用具の設置、労力節約方法の導入等によるものであつた。その作業に從事せる労働者數は六、〇〇〇餘名であつたが、前記諸改善實施後六ヶ月にしてその數は四四%に減少してゐるのである。これは工場生産額の減少によるものではなくして、全く技術的改革によるものな

工場生産額の減少によるものではなくして、全く技術的改革によるものなのである。

期かる事實を如實に物語る例として現時廣範圍に使用される日常用品——食料品、粉石鹼其他の塗材、包装に一工場では從來四八人の女子を雇傭してゐたが、設備改善後は一二〇人に減少した。他の一例は塙の貼紙、包装用

の機械は從來一五人であつたものが、改善後は六人となり、而もその生産量は少人數で從來の一倍となつてゐる。

或る職場では前例のない女子の半熟練工を雇用するに至つたが、その反面全従業員數は七五%に減少してゐる。これは從來二三人の男子熟練工を使用した自動車の筋附作業であつた。改善後は僅かに五人を要するのみで

中男子一人、青年女子四人となつてゐる。

斯かる實例は枚舉に遑ないほどで、長期に亘る工場施設の改革は深甚なる影響を各方面の産業陣にある男女労働者の上に及ぼしてゐるのである。

左は女子に最も關係深き若干の例である。

製針——從來女子九人で監督してゐたもの、現在は女子一人である。

紙箱作り——紐育市の雇傭人員は三三%減少し、一九一四——二五年間に

従業員一人の生産額は一二一%に増加してゐる。

電話交換臺——新英蘭の一大都市に於けるダイアル様式の改善は従業員を半減した。

堅焼ビスケット箱包装——從來女子三人が手で一分間に九箱を包んでゐたもの、現在は女子二人が機械で五五箱を包装する。

穀類の包装——從來女子一二人が一日一七、〇〇〇箱を包んでゐたもの、機械では五人が同様の仕事をしてゐる。

洗濯——從來敷布は女子一人がアイロン掛け以前に手で絞つてゐたもの、現在は機械で爲される。

タイプ打ち——女子一人が三箇の電力タイプライターを使用し得る。

自動車用座蒲團作り——從來印附、かぎり綴、綿挿入等は女子の手に俟つたもの、現在これらは全部機械で爲される。

これらの例を擧げてゐれば際限がないのであるが、同時に亦現在では未

だ女子が單にこの技術的變化のみによつて如何なる範圍に影響されてゐるかに就てはその詳細は不明である。又從來男子熟練工によつて爲されたものが機械の導入と共に女子の半熟練工によつて代替されるに至つた職種の範圍も明かでない。

前記婦人局の二五〇件のみに就て見れば、設備改善のために女子の雇傭は四一%減少してゐる。然しこれは勿論極限された分野に關する研究であつて全般的な事情を物語るものとは斷じ難く、反面從來例なき新部門への女子の大量進出は右の減少を償ひ得て餘りあるものかも知れないのである。前記の葉巻産業の失業者中六〇%は其後何等かの職業に再び就職してゐるのであるが、充分に安定した職に就き得た者は一〇%餘に過ぎない。

多くの調査や推定によれば近年從來より有業者であつた多數の女子が失業してゐるのであるが、再び相當恒久性ある職業部門に就職する者も少くない。然しこの間に在つて機械及び施設の改善、工場組織又は生産様式の變更等によるものと、特殊産業に於ける生産額減少による失業との關係は判然としてゐないのである。

男子の代替に就て——不況時に女子が男子の失業を助成してゐるかとの質問が屢々繰返へされる。而してこの質問は近年に至つてより緊迫性を帶びて來つつあるかに見える。これに對する根本的解答は多くの場合、男女の適職は異つて居り、從つて女子が男子の職場を犯すといふやうな現象は一般には生じてゐないと思惟されてゐる。

このことは散在する若干の資料にみても明かで男子にしても女子にしても同じ職場で異性と競争すると言ふ現象は特筆する程度には生じてゐない。特殊産業部門に於て作業様式變更のために女子が男子に代ることがあるが、この場合の理由は大體女子の賃銀が低廉であるに起因してゐるので

ある。女子の昇給及び適當なる最低賃銀の實施は性別による移動の有力なる防止策と見做されてゐる。

第一次大戦當時男子の勞力が大量に女子によつて代替されつたあつた際、紐育州に於ける諸産業に關して州勞働課産業婦人部によつて爲された特殊研究によれば、調査された工場主の八〇%は女子の勞働が満足すべきものであり、或は代替した男子以上に好成績であると斷言してゐる。然し乍ら、斯くの如く女子による生産額が男子のそれを凌駕した場合に於ても女子は同工場に於て男子以下の賃銀を支拂はれてゐるのである。

最新式の機械、新しき作業様式及び新組織の絶えず導入される職場に於ては失業は不斷の現象であり、男女共にその影響は免れ得ないのである。

只時に女子がより多く、或は男子がより多い場合があるのみである。ベンシルヴァニア州の一九三四年度の失業調査に於ては女子三一%に對して男子は二七%のより低い失業率を示してゐたのである。又新式作業様式に對する新規雇傭は性別によつて制限はされてゐないのである。

全國産業會議委員會は労務關係の一大調査機關であるが、その女子有業者及び勞力供出の研究に於て次の如く述べてゐる。「これらの資料の示す範圍では不況時に於ける女子労務者の雇傭が男子の失業を増加すると言ふ結論に到達すべき何等の實證も擧げられてゐない」。

イリノイ、紐育、オハイオの大産業地區を爲す三州の雇傭者統計を不況前及び不況時初期に亘る一九二八—三年間に及んで調査したものによるところ、當時失業者が續出しつつあつたにも拘らず、女子が如何なる産業又は職業部門に於ても男子と代替したと云ふ傾向は一般的には見られないものである。

尙又國勢調査の統計に従へば重要な女子雇傭産業及び職業部門に於て

女子有業者が高率を占めるに至つたのは最近の不況時に際して生じた現象でないことを示してゐるのである。即ち主要部門に於て女子有業者が最高率を示してゐた國勢調査年次は左の如くである。

同年度に於ける女子の割合	有合
20.2	20.2
82.3	82.3
48.9	48.9
73.2	73.2
51.8	51.8
23.3	23.3
34.4	34.4
84.5	84.5

女子の最高率を占めし年	同年度に於ける女子の割合
1900	20.2
1900	82.3
1900	48.9
1910	73.2
1910	51.8
1910	23.3
1920	34.4
	84.5

全製産業及び機械工業	仕業場業員
1900	1900
1900	1900
1900	1910
1910	1910
1910	1920

一九三〇年に女子が大多數を占めてゐた職業は、左の三部門に分類し得る所以である。

全有業人口中女子の割合 1930	女子が長期間に亘り就業せるもの	服 話 灌 溼 務	被 電 洗 事	子職業として比較的組織の新たなるもの	理髪師及び美容術師	女著
	70.1	94.5	73.8	49.4	30.2	37.8
						59.9
						21.6

註 本稿に於ては資料未完成のため、女子の結婚其他の理由と失業に關する研究は含まれてゐないのである。(大月照江)

列國の生計費及び飲食料費指數
(1929 = 100)

國名	アルゼン ティン	オースト ラリア	ベルギー	ブラジ ル	ブルガ リア	ビルマ	カナダ	チリ	中華民 國	コロン ビア	コ스타 リカ
都市又は 地 區 數	ブエノス アイレス	30	59	リオデ ジロ ネイ	12—671	ラ ソ グーン	69	サンチ アゴ	上海	ボゴタ	サンホ セ
原指數基準 年次(=100)	1933	1923— 1927	1921	1928— 1929	1914	1931	1935— 1939	1928	1936	1937	1936

生計費

構成指數	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ
1 9 2 9	100	100	100	100	100	*	100	100	100	*	*
1 9 3 0	101	95	104	91	92	*	99	99	115	*	*
1 9 3 1	87	85	93	88	80	100	90	98	112	*	*
1 9 3 2	78	81	84	88	74	98	81	104	106	*	*
1 9 3 3	83	78	83	87	68	90	78	130	95	*	*
1 9 3 4	78	80	79	94	64	87	79	130	95	*	*
1 9 3 5	83	81	80	99	60	89	79	132	97	*	*
1 9 3 6	91	83	85	114	57	88	81	144	103	*	100
1 9 3 7	93	85	92	123	58	89	83	162	122	100	106
1 9 3 8	92	87	94	128	60	88	84	169	157	113	107
1 9 3 9	93	89	93	—	62	86	84	171	209	118	108
1 9 4 0	96	93	—	—	68	—	87	193	451	115	105
1940 : 5月	97	93 ²	—	—	65	93	86	189	394	118	105
6//	97	*	—	—	65	96	87	195	—	117	105
7//	97	*	—	—	66	95	87	194	463	115	105
8//	95	93 ²	—	—	67	97	87	197	456	112	105
9//	95	*	—	—	68	100	88	207	496	113	105
10//	94	*	—	—	73	—	89	208	540	112	105
11//	93	96 ²	—	—	74	—	89	205	557	112	106
12//	94	*	—	—	74	—	89	197	597	108	105
1941 : 1//	94	*	—	—	74	—	89	198	615	111	105
2//	92	—	—	—	75	—	89	200	620	112	105
3//	94	*	—	—	—	—	89	206	700	114	104
4//	—	*	—	—	—	—	—	211	755	116	—
5//	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

飲食料費

1 9 2 9	100	100 ³	100	100	100	*	100	100	100	*	*
1 9 3 0	102	90	96	88	82	*	98	96	118	*	*
1 9 3 1	89	79	81	84	64	100	77	87	107	*	*
1 9 3 2	73	77	69	90	59	97	64	97	99	*	*
1 9 3 3	81	72	69	88	56	87	63	124	86	*	*
1 9 3 4	73	75	65	98	56	84	69	125	87	*	*
1 9 3 5	81	77	67	102	55	88	70	130	91	*	*
1 9 3 6	94	79	73	115	56	87	73	144	99	100	100
1 9 3 7	96	82	80	128	59	91	77	172	120	100	107
1 9 3 8	91	85	82	128	64	88	77	180	133	112	105
1 9 3 9	92	89	80	—	67	86	75	177	190	120	103
1 9 4 0	—	90	—	—	72	—	79	206	464	114	97
1940 : 5月	95	90	—	—	69	97	77	204	380	119	96
6//	95	90	—	—	69	102	78	208	—	118	96
7//	95	90	—	—	70	102	78	202	481	115	98
8//	92	90	—	—	71	105	78	206	469	111	97
9//	91	90	—	—	74	112	79	224	527	111	97
10//	89	91	—	—	78	—	81	226	576	109	97
11//	88	92	—	—	82	—	81	220	599	110	98
12//	—	92	—	—	83	—	81	205	655	104	96
1941 : 1//	—	93	—	—	83	—	81	200	668	108	96
2//	—	—	—	—	84	—	81	204	667	108	95
3//	—	—	—	—	—	—	82	213	767	110	95
4//	—	—	—	—	—	—	—	219	807	114	—
5//	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

註 本表は International Labour Review 1941年7月号記載のもの、各國より蒐集されたる大多數の指數は國際労働局に於て均一に1929年を100として再計算されたものである。尙注意すべきことは各國の生計費指數は往々にしてその算定方法を異にして居り、斯る資料紹介の眼目とするところは、諸國内に於ける生計費の變動を示すにあり、諸列國の生活程度を比較し得るものではないと言ふことである。

記號説明：* = 統計無し — = 統計未著

指數内容：イ = 飲食料費 ロ = 光熱費 ハ = 被服費 ニ = 住居費 ホ = 其他の諸費

1929—1930: 65 都市 月別指數: 12 都市 2 四季別平均 3 燃料費を含む

列國の生計費及び飲食料費指數 (1929 = 100)

國名	チエコ スロヴァ キア	デ ン マー ク	エジプ ト	エスト ニア	フィン ラント	フラン ス	ドイツ ³	大英帝國 及び北部 アイルラ ンド	ギリシ ヤ	ハンガ リー	イ ン ド	
都市又は地 區數	ブラー グ	全 國	カイロ	タリン	36 ²	45縣	72	24— 509	44 ⁴	ブダペ スト	ボンベ イ	アーマ ダバー ド
原指數基準 年次(=100)	1914	1935	1913— 1914	1913	1935	1930	1913— 1914	1914	1914	1913	1933— 1934	1926— 1927
生計費												
構成指數	イ一ホ	イ一ホ	イ一ホ	イ一ホ	イ一ホ	イ一ホ	イ一ホ	イ一ホ	イ一ホ	イ一ニ	イ一ニ	イ一ホ
1929	929	100	100	100	100	100	*	100	100	100	*	100
1930	930	98	96	98	89	92	100	96	96	87	91	*
1931	931	93	90	91	86	85	97	88	90	100	86	*
1932	932	92	90	87	80	84	91	78	88	106	83	*
1933	933	91	92	83	75	82	87	77	85	114	77	*
1934	934	90	96	84	74	80	83	79	86	116	76	100
1935	935	92	99	86	75	81	78	80	87	117	78	100
1936	936	93	101	86	84	81	86	81	90	121	82	101
1937	937	94	104	85	89	86	102	81	94	131	87	106
1938	938	99	106	87	93	88	117	82	95	130	88	106
1939	939	—	109	87	95	90	—	82	96	130	87	106
1940	940	—	—	98	—	107	—	84	113	—	94	112
1940: 5月	—	—	*	91	113	*	—	85	110	140	92	111
6月	—	—	135	93	—	*	—	85	114	144	92	111
7月	—	—	*	92	—	108	*	86	113	144	94	113
8月	—	—	*	96	—	*	—	86	114	145	94	114
9月	—	—	144	97	—	*	—	85	115	147	96	112
10月	—	—	*	101	—	113	*	85	117	149	100	113
11月	—	—	*	103	—	*	—	85	119	155	100	113
12月	—	—	150	104	—	*	—	85	120	—	100	115
1941: 1月	—	—	*	103	—	118	*	85	120	—	101	—
2月	—	—	*	105	—	*	—	86	120	—	101	—
3月	—	—	—	—	—	*	—	86	121	—	—	—
4月	—	—	*	—	—	*	—	—	122	—	—	—
5月	—	—	*	—	—	*	—	—	—	—	—	—
飲食料費												
1929	929	100	100	100 ¹	100	100	*	100	100	100	*	100
1930	930	94	92	94	82	86	100	94	94	87	85	*
1931	931	86	79	85	71	77	97	84	85	100	78	*
1932	932	82	76	79	64	80	89	74	82	108	74	*
1933	933	79	79	72	61	80	84	73	78	118	65	*
1934	934	76	85	80	60	78	79	76	79	120	62	100
1935	935	79	91	84	62	81	72	77	81	122	66	103
1936	936	81	92	80	71	80	82	79	84	129	70	107
1937	937	81	95	79	76	87	99	79	90	141	76	114
1938	938	83	98	82	80	88	113	78	91	138	77	113
1939	939	—	100	80	82	91	—	79	92	137	75	114
1940	940	—	—	87	—	111	—	83	107	—	85	125
1940: 5月	—	—	*	85	97	113	—	83	103	150	82	122
6月	—	—	117	85	—	109	*	84	109	157	83	124
7月	—	—	*	84	—	109	*	85	106	158	84	127
8月	—	—	*	87	—	112	—	86	107	160	85	129
9月	—	—	133	90	—	113	*	84	110	162	87	125
10月	—	—	*	89	—	115	*	82	112	165	93	127
11月	—	—	*	91	—	117	—	82	112	174	93	127
12月	—	—	143	91	—	119	*	82	112	—	93	128
1941: 1月	—	—	*	93	—	122	*	82	111	—	—	—
2月	—	—	*	—	—	125	—	82	110	—	93	—
3月	—	—	—	—	—	*	—	83	110	—	—	—
4月	—	—	*	—	—	*	—	—	111	—	—	—
5月	—	—	*	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1 燃料費及び石鹼を含む
都市、被服及び住居費を除く

2 1936年迄は21都市

3 1938年以前の領土

4 1930年末迄: 106

列國の生計費及び飲食料費指數 (1929=100)

國名	佛領印度支那	イラン	アイル蘭	イタ利	日本			ラトヴィア	リスニア	ルクセンブルグ	メシコ	オランダ	蘭領印度
	國立銀行	内統計局	閣新局	大阪朝日新聞社	日本銀行								
都市又は地 區數	サゴン	7	105	50	24	13	東京	リガ	104	9	メシコ	アムステルダム	バタヴァイ
原指數基準 年次(=100)	1925	1936— 1937	1914	1928	1937	1914	1914	1930	1913	1914	1934	1923— 1924	1929

生 計 費

構成指數	イニホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーハ	イーホ	イーホ	イーハ	イーハ	イーホ	イーホ
1 9 2 9	100	*	100	100	*	*	100	*	100	100	*	100	100
1 9 3 0	107	*	97	97	*	*	86	100	89	102	*	96	*
1 9 3 1	93	*	91	87	*	98 ¹	75	94	83	91	*	90	*
1 9 3 2	81	*	89	83	*	100	75	86	71	79	*	84	62 ¹
1 9 3 3	75	*	86	80	*	103	80	79	61	79	*	83	*
1 9 3 4	69	*	87	76	*	106	82	77	57	76	100	83	*
1 9 3 5	69	*	89	77	*	110	84	76	50	74	108	81	52 ¹
1 9 3 6	70	100	91	83	*	113	88	77	51	75	114	79	49 ¹
1 9 3 7	83	115	97	91	100	118	96	84	56	79	139	82	52
1 9 3 8	95	131	98	98	110	126	110	90	57	81	153	83	53
1 9 3 9	97	140	101	102	121	135	123	94	60	81	155	83	53
1 9 4 0	—	—	117	—	143	—	139	—	—	—	157	92	55
1940 : 5月	—	157	116	117	144	—	145	101	77	—	157	89	55
6ヶ月	—	158	—*	—	146	—	145	101	77	—	157	90	55
7ヶ月	—	157	—*	—	150	—	147	—	78	—	158	90	55
8ヶ月	—	158	117	—	150	—	146	—	79	—	155	91	55
9ヶ月	—	154	—*	—	147	—	146	—	79	—	156	94	55
10ヶ月	—	154	—*	—	144	—	144	—	—	—	156	97	56
11ヶ月	—	—	122	—	144	—	144	—	—	—	156	100	56
12ヶ月	—	—	—	—	144	—	144	—	—	—	158	101	57
1941 : 1ヶ月	—	—	—	—	145	—	143	—	—	—	158	102	59
2ヶ月	—	—	124	—	—	—	143	—	—	—	159	—	59
3ヶ月	—	—	—	—	—	—	144	—	—	—	158	—	59
4ヶ月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	157	—	60
5ヶ月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60

飲 食 料 費

構成指數	イニホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーホ	イーハ	イーホ	イーホ	イーハ	イーハ	イーホ	イーホ
1 9 2 9	100	*	100	100	*	*	100	*	100	100	*	100	100
1 9 3 0	105	*	95	94	*	*	85	100	80	100	*	93	*
1 9 3 1	82	*	87	82	*	94 ¹	74	88	71	85	*	84	*
1 9 3 2	68	*	83	78	*	100	78	74	58	69	*	73	46 ¹
1 9 3 3	62	*	78	73	*	103	79	71	49	70	*	74	*
1 9 3 4	51	*	80	70	*	110	81	68	46	66	100	76	*
1 9 3 5	57	*	83	72	*	120	84	66	38	65	107	73	41 ¹
1 9 3 6	60	100	87	77	*	125	91	68	41	66	111	74	38 ¹
1 9 3 7	78	115	92	85	100	131	95	74	48	71	137	78	42
1 9 3 8	97	128	94	92	110	140	103	78	48	74	158	80	44
1 9 3 9	97	131	96	96	123	153	117	80	49	74	156	80	44
1 9 4 0	—	—	108	—	—	—	138	—	—	—	154	—	46
1940 : 5月	—	148	107	111	154	—	139	88	64	—	152	—	46
6ヶ月	—	148	—*	—	155	—	138	87	64	—	151	—	46
7ヶ月	—	145	—*	—	164	—	143	—	65	—	151	—	46
8ヶ月	—	146	108	—	165	—	141	—	66	—	151	—	46
9ヶ月	—	140	—*	—	158	—	139	—	66	—	153	—	46
10ヶ月	—	139	—*	—	150	—	137	—	—	—	152	—	46
11ヶ月	—	—	115	—	—	—	135	—	—	—	153	—	46
12ヶ月	—	—	—	—	150	—	136	—	—	—	155	—	48
1941 : 1ヶ月	—	—	—	—	—	—	134	—	—	—	154	—	49
2ヶ月	—	—	116	—	—	—	135	—	—	—	157	—	49
3ヶ月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	155	—	49
4ヶ月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	152	—	49
5ヶ月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49

1 一年未満の平均算定による

列國の生計費及び飲食料費指數 (1929=100)

國名	ニュージーランド	ノルウェー	パレスタイン	ペルー	ボーランド	ポルトガル	ルーマニア	南方ローデシア	スイーツ	スウェーデン	スイス
都市又は 地 區 數	4—25	31	3	リマ	ワルソ	全 國	ブカレスト	6	マドリッジ	49	34
原指數基準 年次(=100)	1926— 1930	1914	1922	1913	1928	1914	1936	1914	1939	1935	1914
生・計・費											
構成指數	イーホ	イーホ	イ、ロ、ホ	イーホ	イーホ	イ、ロ、ホ	イーホ	イ、ロ、ニ	イーホ	イーホ	イーニ
	1929.2.9	100	100	100	100 ¹	100	100	*	100	*	100
	1930.3.0	98	97	89	96	92	95	*	100	*	98
	1931.3.1	90	92	80	90	82	81	*	96	*	94
	1932.3.2	84	90	82	86	74	83	*	92	*	92
	1933.3.3	79	89	79	83	67	83	*	87	*	81
	1934.3.4	81	89	80	85	62	83	*	86	*	80
	1935.3.5	83	91	79	86	60	84	*	85	*	82
	1936.3.6	86	93	84	90	58	86	100	85	70	81
	1937.3.7	92	100	88	96	62	89	108	88	*	85
	1938.3.8	95	103	80 ¹ 86 ²	97	61	86	114	90	*	85
	1939.3.9	98	105	82 87	96	—	81	131	90	101	86
1940:	1月	102	119	89 92	102	—	84	177	92	113	*
	2月	102	119	93 96	103	—	84	180	92	114	93
	3月	102	120	97 98	104	—	84	185	91	117	*
	4月	104	121	99 101	106	—	85	189	91	118	*
	5月	105	130	104 104	106	—	87	—	91	122	95
	6月	104	131	106 109	105	—	88	—	92	128	*
	7月	105	132	109 114	107	—	89	—	92	128	99
	8月	105	135	—	108	—	90	—	92	135	99
	9月	105	136	—	107	—	91	—	92	—	101
	10月	105	138	—	108	—	91	—	—	—	101
	11月	105	139	—	111	—	—	—	—	129	102
	12月	—	—	—	109	—	—	—	—	—	105
1941:	1月	105	136	—	107	—	91	—	92	—	—
	2月	105	138	—	108	—	91	—	—	—	—
	3月	105	139	—	111	—	—	—	—	—	—
	4月	—	—	—	109	—	—	—	—	—	—
	5月	—	—	—	110	—	—	—	—	—	—
飲・食・料・費											
構成指數	イーホ	イーホ	イ、ロ、ホ	イーホ	イーホ	イ、ロ、ホ	イーホ	イ、ロ、ニ	イーホ	イーホ	イーニ
	1929.2.9	100	100	100 ⁴	100	100	100 ⁵	*	100 ⁵	*	100
	1930.3.0	96	96	89	99	86	95	*	95	*	97
	1931.3.1	83	88	80	93	76	84	*	89	*	86
	1932.3.2	77	85	82	90	67	83	*	87	*	83
	1933.3.3	72	83	79	87	60	83	*	84	*	81
	1934.3.4	76	84	80	93	54	83	*	83	*	74
	1935.3.5	82	87	79	93	51	84	*	92	*	85
	1936.3.6	86	91	84	99	50	86	100	81	59	77
	1937.3.7	94	100	88	109	56	89	112	83	*	91
	1938.3.8	98	104	80 ² 86 ³	106	54	86	119	85	*	95
	1939.3.9	104	106	82 87	100	—	81	141	84	—	85
1940:	1月	108	127	—	109	—	88	—	85	—	112
	2月	106	125	89 92	106	—	84	202	86	118	92
	3月	106	124	93 96	109	—	84	207	85	118	93
	4月	106	125	97 98	110	—	84	219	85	125	93
	5月	106	126	99 101	113	—	85	227	84	126	94
	6月	108	136	104 104	113	—	87	—	84	130	96
	7月	107	137	106 109	112	—	88	—	85	140	98
	8月	107	139	109 114	116	—	89	—	85	139	100
	9月	107	141	—	117	—	90	—	86	151	101
	10月	106	143	—	116	—	91	—	86	—	127
	11月	106	146	—	117	—	91	—	—	—	130
	12月	107	150	—	123	—	—	—	—	—	103
1941:	1月	—	—	—	120	—	—	—	—	—	133
	2月	—	—	—	121	—	—	—	—	—	107
	3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1 1933年9月迄燃料費を除く

2 アラブ人市場時價、舊指數算定法による飲食料費、石鹼、石油の新指數

3 ユダヤ人 〃 〃 同上

4 1937年以前は光熱費を含む

5 光熱費を含む

列國の生計費及び飲食料費指數 (1929 = 100)

國名	チュニス	トルコ	南アフリカ聯邦	アメリカ合衆國		ウルグアイ	ヴェネゼエラ	ユーゴースラヴィア	
				労働統計局	全國産業會議			國立銀行	勞動會議所
都市又は地 區數	チュニス	イスタンブール	9	32—51	51—174	モンテヴィデオ	カラカス	ペルグラード	3(クロエー シア及び スラヴィニア)
原指數基準 年次(=100)	1914	1914	1938	1923—1925	1923	1929	1933	1926	1914

生 計 費

構成指數	イホ	イホ	イホ	イホ	イホ	イホ	*	イハホ	イホ
1929	100	100	100	100	100	100	*	100	100
1930	100	92	98	97	100	100	*	92	92
1931	96	87	94	89	87	100	*	87	85
1932	83	85	90	80	78	99	*	81	77
1933	76	76	87	75	75	93	*	79	66
1934	73	75	89	78	79	93	*	75	61
1935	69	69	88	80	82	96	*	74	60
1936	79	70	88	81	84	96	*	74	61
1937	96	71	91	84	88	98	*	78	65
1938	111	70	94	82	86	98	*	87	69
1939	—	71	94	81	85	103	*	90	70
1940	—	78	97	82	85	108	*	117	93
1941	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1940: 5月	—	79	97	*	85	107	*	109	92
6月	*	78	97	82	86	108	*	112	91
7月	*	77	97	*	85	108	*	113	94
8月	—	77	97	*	85	108	*	118	93
9月	*	78	98	82	86	108	*	124	98
10月	*	80	98	*	86	108	*	129	100
11月	—	81	98	*	86	108	*	137	101
12月	*	84	98	82	86	109	*	142	103
1941: 1月	*	85	98	*	86	109	*	147	105
2月	—	87	99	*	86	108	*	150	107
3月	—	—	100	83	86	108	*	—	—
4月	*	—	101	*	87	—	*	—	—
5月	*	—	—	*	87	—	*	—	—

飲 食 料 費

1929	100	100	100	100	100	100	*	100	100
1930	—	83	96	95	98	98	*	90	91
1931	93	72	91	78	96	96	*	85	83
1932	77	66	83	65	97	97	*	77	76
1933	72	55	86	63	91	100	73	73	64
1934	70	59	90	71	91	91	69	69	60
1935	64	57	88	76	96	89	69	69	60
1936	74	60	88	76	95	91	70	70	62
1937	92	61	89	79	96	94	74	74	67
1938	108	59	93	74	92	96	83	83	74
1939	—	62	93	72	97	—	85	85	74
1940	—	73	96	73	102	—	105	105	95
1940: 5月	—	75	97	73	102	—	97	103	103
6月	*	72	96	74	102	—	98	100	100
7月	*	69	96	74	103	—	100	102	102
8月	—	70	95	73	102	—	105	102	102
9月	*	71	96	73	102	—	112	110	110
10月	*	74	98	73	102	—	119	114	114
11月	—	77	96	72	103	—	128	117	117
12月	*	86	96	73	104	—	130	116	116
1941: 1月	*	88	97	74	104	—	139	120	120
2月	—	91	98	74	102	—	142	120	120
3月	—	—	99	74	102	—	—	—	—
4月	*	—	101	76	—	—	—	—	—
5月	*	—	—	77	—	—	—	—	—

1 石炭及び石鹼を含む

彙報

の配付は當該區役所に委嘱するものとす。
農村に於ては専ら農業者のみを對象となし、婚姻届ありたる場合別添の「初婚者結婚費用調査票」に村役場戸籍吏員をして必要なる事項の記入を依頼するものとす。

三、調査の地域

大阪市に於ては俸給生活者並に工場労務者の多數住居せる地域(約五・區)を選定す。之が選定は大阪市役所に依頼するものとす。

山形、長野、滋賀、廣島及び熊本に於ては夫々約十村を選定す。農村の選定は各縣廳に依頼するものとす。

四、調査の期間

大阪市に於ては昭和十六年九月一日より同年十一月三十日の三ヶ月間。

山形他四縣の農村に於ては九月以前の最近婚姻十五件。

五、調査の客體

選定したる前記各地域に本籍を有し又は寄留せる者にして前項の期間内に婚姻の届出をなしたる者、但し雙方初婚者にして且つ普通婚姻の場合に限る。

- 14 結婚の爲に要したる費用(夫妻別に自己負擔又は自己以外の負擔に區分すること)
(イ) 結納金
(ロ) 結婚式に要したる費用
(ハ) 被露宴に要したる費用
(ニ) 支度費
(ホ) 世帯を持つに要したる費用

六、調査の事項

大阪の場合は

- 1 住 所
2 夫の氏名
3 妻の氏名
4 夫の生年月日
5 妻の生年月日

標本調査の方法により大阪市に於ては主として俸給生活者並に工場労務者の多數住居せる地域を選定し、其の區内に本籍を有し又は寄留せる者にして婚姻届をなしたる場合別添の通りの「初婚者結婚費用調査票」を配布し其の記入を依頼す。但し右調査票

- 6 夫の長男と否との別
7 妻の長女と否との別
8 結婚年月日
(イ) 異式の年月日
(ロ) 届出の年月日

七、夫の職業

妻の職業(現在及結婚前)

妻の親元の職業

俸給又は賃銀月額(俸給以外の手當及賞與も月割として加算)

(イ) 夫
(ロ) 妻

13 其の他の收入月額
(イ) 営業收入月額
(ロ) 財産收入月額

(ハ) 父兄等よりの補助月額
(ニ) 其の他

12 奉給又は賃銀月額(俸給以外の手當及賞與も月割として加算)

(イ) 夫
(ロ) 妻

11 其の他の收入月額

(イ) 営業收入月額
(ロ) 財産收入月額

(ハ) 父兄等よりの補助月額
(ニ) 其の他

10 妻の職業(現在及結婚前)

妻の親元の職業

俸給又は賃銀月額(俸給以外の手當及賞與も月割として加算)

(イ) 夫
(ロ) 妻

9 夫の職業

妻の職業(現在及結婚前)

俸給又は賃銀月額(俸給以外の手當及賞與も月割として加算)

(イ) 夫
(ロ) 妻

8 妻の職業(現在及結婚前)

妻の親元の職業

俸給又は賃銀月額(俸給以外の手當及賞與も月割として加算)

(イ) 夫
(ロ) 妻

7 妻の長女と否との別

夫の長男と否との別

初婚者結婚費用調査票

昭和十六年

No.

1. 住 所	縣		郡	村	番地	
2. 夫ノ氏名			4. 夫ノ生年月日	年	月	日
3. 妻ノ氏名			5. 妻ノ生年月日	年	月	日
6. 夫ト長男ト否トノ別	長男	否	7. 妻ノ長女ト否トノ別	長女	否	
8. 結婚月日	昭和 年 月 日	届出年月日	昭和 年 月 日	現住		
9. 夫ノ職業	自作	小作	10. 妻ノ職業	現婚姻前		
11. 妻ノ親元ノ職業			12. 夫ノ耕作面積	町	段	
13.	(一) 結納金	(口) 給付金	(ハ) 授産費	(ニ) 支度費	(ナ) 世帯持分	(シ) 合計
	自己負担	自己以外ノ負担	自己以外ノ負担	自己以外ノ負担	自己以外ノ負担	自己以外ノ負担
夫	國	國	國	國	國	國
妻	國	國	國	國	國	國
14. 父兄ノ世帯ニ同居スルト否ヤノ別						
15. 備 考						

初學者結業書用調查要

自 附註 16 年 9 月 1 日 至 同 年 11 月 30 日

四

(二) アパート月額

(ホ) 借間月額

(ヘ) 其の他月額

農村の場合

16 備考

夫の住所

2 1 夫の氏名

3 妻の氏名

4 夫の生年月日

5 妻の生年月日

6 夫の長男と否との別

7 妻の長女と否との別

8 結婚年月日

(イ) 舉式の年月日

(ロ) 届出の年月日

9 夫の職業

10 妻の職業(現在及結婚前)

11 妻の親元の職業

12 夫の耕作面積

13 又は自己以外の負擔又は譲出に區分すること

(イ) 結納金

(ロ) 結婚式に要したる費用

(ハ) 被露宴に要したる費用

(ミ) 支度費

(ホ) 世帯を持つに要したる費用

父兄の世帯に同居するや否やの別

15 14 備考

記入に就いての注意

I 此の調査の目的は所得と結婚との関係を明かにし、現時に於ける結婚年齢遅延の原因を究明して我が國人口政策に關する基本資料の一たらしめようとするものであります。

II 記入事項は凡て嚴密の取扱をなし、統計作成以外の目的には絶対に使用致しませんから有りの盡を正確に記入して下さい。

III 本調査の對象となるのは昭和十六年九月一日から同年十一月三十日迄の間に婚姻の届出をした夫妻双方初婚者に限ります。

1 住所 現在の住所を記入して下さい。
2 夫の氏名・3 妻の氏名 氏名を記入する
ことを避けたい方はこの欄は空欄のまゝでも構
いませんが、此の調査は極めて重要な調査であ
りますからその他の記入事項は正確に記入して
下さい。

4 夫の生年月日・5 妻の生年月日 生れた
年月日不詳の場合には「數へ年」を記入して下
さい。

6 夫の長男と否との別 長男の場合には長男
に○を、否の場合には否に○をつけて下さい。

7 妻の長女と否との別 長女の場合には長女
に○を、否の場合には否に○をつけて下さい。

8 結婚年月日

(イ) 舉式の年月日 實際に結婚した年月日を
記入するのです。

(ロ) 届出の年月日 區役所の戸籍係で婚姻の
届出を受理した日即ち婚姻届書記載の年月日
を記入して下さい。

9 夫の職業 現在の職業を詳しく記入して下
さい。

10 妻の職業 現在又は結婚前の職業あらば記
入して下さい。

11 妻の親元の職業 父又は戸主の職業を詳
しく記入して下さい。

12 債給又は賃銀月額 月額は勤労に依り受ける
過去一ヶ年間の總收入の平均月額を算定し圓
位未滿を切捨て記入するのです。債給又は賃銀
以外の手當、賞與の類も月額にしたものと加算
して記入して下さい。此の場合も圓位未滿は切
捨てて下さい。

13 其の他の収入月額 月額は各欄共前項と同
様過去一ヶ年間の總收入の平均月額を算定して
記入して下さい。

14 結婚の爲に要したる費用 此の欄には結婚
の爲に要した費用を夫及妻に就て夫々自己負擔
又は自己以外の負擔に區分し記入するのでは
が、平素の生活費と明かに區分し得ないものは
書くに及びません。「自己負擔」とは自分で稼いで結婚の爲の費用
に充てた場合兄妹が負担し、又は夫婦せる会社、工場等で譲出した場合で
あります。

(イ) 結納金 普通婚姻の場合のみに限ります
から結納金は夫の欄に限つて記入して下さい。

(ロ) 結婚式 (ハ) 披露宴に要したる費用、それ
ぞれに直接要した費用は日借入りにて
記入して下さい。式服を作つた費用は當日借り
りませんが若し衣裳屋等からこゝに支拂つた場合には
その借貸を支拂つた場合には此の欄に記入して下さい。

(ニ) 支度費 舉式する爲に紋付、袴、國民服
其の他式服を調製し簞笥、洋服簞笥等を購入
した場合の費用は此の欄に記入して下さい。
媒酌人への謝禮金も此の欄に記入せんが、
結婚の爲の所持參入する金は記入を代りに充
つべき金額を現金又は預金等を持参する場合
には此の金額を此の欄に記入して下さい。

(ホ) 世帯を用意する爲に特に用意した費用、例
へば勝手を用意する爲に此の欄に記入して下さい。
する爲の費用は此の欄に記入して下さい。
從つて結婚の欄の世帯入事項はないわ
けです。

15 住居の種類及家賃の記入する
室料に就いて記入する
の後は夫の妻の住居に就いて記入する
種類に記入して下さい。アパート
の場合は室料に○印を附記して下さい。
家賃又は室料は月額を記入して下さい。
ト等にて室料の外に瓦斯代、電燈料、雜費等を
毎月定額にて支拂ふ場合に記入して下さい。
16 備考 以上に記入した事項で尙説
明を要すること又はお氣付の點がありま
したら此の欄に記入して下さい。
尙、記入の必要のない欄は斜線を引いて下さい。

多産者同胞出産力調査の施行

本研究所に於ては前年度神奈川縣に於ける多産子女育成功勞被褒賞者に就き實施せる多産者家系調査中第一調査に引續き、更に第二調査として「多産者同胞出産力調査」を施行することに決定したが、右兩次調査の要綱を掲ぐれば次の如くその調査票は別掲の如くである。

多産者家系調査要綱

一、調査目的

本調査は多産者の家系を調査し、多産の遺傳するや否やの事實を明かにし以て人口政策の基礎資料の一となすため實施するものなり。

二、調査客體

昭和十四年五月神奈川縣に於て行ひたる多産子女有する婦人) 九九三名に就き調査す。

三、調査方法

(A) 第一調査

神奈川縣警察部に依頼し前記九九三名の婦人に別添の調査票を配布し調査事項を記入せしむ。

調査項目

(一) 夫妻に關する調査事項

イ 現住所
ロ 本籍地
ハ 氏名
ニ 職業

ホ 出生年月日

ヘ 婚姻年月日	ニ 配偶者死亡せるものなるときはその年月日
ト 初婚再婚ノ別	ホ 初婚再婚の別
チ 死亡の場合の年月日	リ 同胞數
(一) 夫妻の父母に關する調査事項	(二) 子供に關する調査事項
イ 夫の父母の同棲期間	イ 男女別の子供數
ロ 妻の父母の同棲期間	ロ 右の内死亡者の數
(三) 子供に關する調査事項	多産者同胞出産力調査要綱 (多産者家系調査中第二調査)
イ 出生順位	
ロ 性別	
ハ 出生年月日	
ニ 死亡の場合の年月日(數×年)	
ホ 配偶者の有無	
ヘ 配偶者の年齢(數×年)	
ト 婚姻年月日	
チ 子供の數	

昭和十五年九月神奈川縣に於ける多産子女育成功勞被褒賞者に就き實施せる多産者家系調査中第一調査(別添多産者家系調査要綱參照)に引續き多産者同胞の出産力を調査し、我が國人口政策に關する基礎資料たらしめんとす。

一、調査の客體

神奈川縣施行の多産子女育成功勞被褒賞者の同胞約四、三〇〇名(その住所氏名は第一調査により調査済)を調査の客體とす。

二、調査の方法

調査の客體を神奈川縣内在住者と同縣外在住者とに二分し、各左記の方法により調査す。

1 縣内在住者の場合

縣内在住多産者同胞約三、三〇〇名に關しては神奈川縣警察部に依頼し之と協同調査の形式により施行す。

而して別紙A號の如き調査票を本研究所より被調査者に對し直接送付し調査事項を記入せしめたる上九月一日迄に之を最寄の巡査派出所又は駐在所に提出せしめ神奈川縣警察部に之が蒐集方を依頼す。

縣外在住者の場合は

現存同胞に對し調査票を配布し次の事項を記入せしむ。
(二) 夫妻に關する事項
イ 氏名
ロ 出生年月日
ハ 婚姻年月日
ホ 縣外在住多産者同胞約一、〇〇〇名に關しては

問合せ調査の形式により施行す。即ち別紙B號の如き調査票を本研究所より被調査者に對し直接送付し調査事項を記入せしめたる上九月五日迄に同一封の返送用封筒により返送せしむ。

三、調査ノ事項

(1) 夫妻に關する調査事項

- 1 氏名
- 2 出生の年月
- 3 職業
- 4 初婚再婚の別
- 5 事實上の婚姻年月
- 6 死亡の場合の年月

(2) 出生兒に關する調査事項

- 1 出生の順位
- 2 男女の別
- 3 出生の年月
- 4 死亡の場合の年月

労働母性の不妊並死流産調査の施行

高度國防國家建設に伴ふ女子の産業戰線への需要は感、強化されむとするの傾向あり而して之が將來の母性的活動殊に母性労働の姉妹、産褥、哺育等に及ぼす影響は頗る重大にして近時母性労務者にして不妊又は死流早産の多きを聞くは憂慮に堪へざる所である。仍て本研究所に於ては我が國人口政策の一部たる母性労務者保護對策樹立の基礎資料たらしむるため「労働母性の不妊並死流産調査」を實施することに決定したが、其の調査要綱を掲ぐれば次の如くその調査票を示せば別掲の如くである。

〔多產者家系調査表裏面〕

記入上ノ注意（インキ又ハ墨デ 書イテ下サイ）

(一) 夫妻ニ關スル調査事項

イ、「職業」ハ出來ルダケ詳シク書イテ下サイ

例へバ農業（地主、自作、自小作、小作、小作及ビ時

時日儲等ノ別）、青物商、魚行商、土木工事請負等

ロ、「農業ノ場合ハ耕作反數」

現在田畠ヲ耕作シテキル場合ハ反未滿ヲ切り捨

テ何町何反ト記入シテ下サイ

ハ、「夫妻ノ平均月收」

夫妻ノ收入ヲ合計シタ月額平均ノ金額ヲ圓未滿

ヲ切り捨て、書イテ下サイ

ニ、「初婚、再婚ノ別」

初婚者ハ「初婚」ニ再婚者ハ「再婚」ニ○ヲ書イテ
下サイ

ホ、「夫ノ同胞數」ハ夫ト同ジ父母カラ生レタ兄
弟姉妹ヲ全部數ヘテ下サイ

夫自身モ死ンダ者モ（生レテ直グ死ンダ者モ）數

ノ中ニ加ヘテ下サイ

父又ハ母ノ異ル同胞、養子等ハ數ヘナイデ下サ

イ「妻ノ同胞數」モ同様記入シテ下サイ

二、夫妻ノ父母ニ關スル調査事項

イ、「夫ノ父母ノ同棲期間」

(二) 子供ニ關スル調査事項

右ト同様ニ記入シテ下サイ

イ、男ハ「男」ニ女ハ「女」ニ○ヲ書イテ下サイ

ハ、子供ノ申デ結婚シタ者ハ「配偶者ノ有無」ノ欄

ノ「有」ニ○ヲ書キマダ結婚シナイ者ハ「無」ニ○

ヲ書イテ下サイ

二、子供ガ結婚シテ子供ヲ生ソデキル場合ハソノ

數ヲ書イテ下サイ、生レテ直グ死ンダ子供モ加

ヘテ下サイ

三、夫ノ同胞ノ中デ現ニ生キテキテ而モ配偶ヲ有

スル者ニ就テ姓名、年齢（數ヘ年）現住所ヲ書イ

テ下サイ、父又ハ母ノ異ル同胞ハ書カナイデ下

サイ

(三) 夫ノ同胞ニ關スル調査事項

夫ノ同胞ノ中デ現ニ生キテキテ而モ配偶ヲ有

スル者ニ就テ姓名、年齢（數ヘ年）現住所ヲ書イ

テ下サイ、父又ハ母ノ異ル同胞ハ書カナイデ下

サイ

(四) 妻ノ同胞ニ關スル調査事項

夫ノ同胞ノ中デ現ニ生キテキテ而モ配偶ヲ有

スル者ニ就テ姓名、年齢（數ヘ年）現住所ヲ書イ

テ下サイ、父又ハ母ノ異ル同胞ハ書カナイデ下

サイ

(五) 右ト同様記入シテ下サイ

労働母性の不妊並に死流産の調査研

究要綱

一、調査の目的

事變の擴大進展と共に女子の産業戦線への動員は漸強化されんとする傾向があり、而して之が將來の母性的活動に及ぼす影響甚だ大なるべきことは豫想に難からず、殊に母性労働の妊娠、産褥、哺育等に及ぼす影響は頗る重大にして近時母性労務者にして死流早産の多きを聞くは憂慮に堪へざる所なり。

本調査は之が實情を明かにし、以て人口政策の一部たる母性労務者保護対策樹立の基礎資料を提供せんと爲に施行するものなり。

二、調査の客體

イ、母性労務者（九州地方の鐵山、日立製作所、其の他東京市内の工場從業者）
ロ、農村母性（本研究所調査指定村二村、愛育村一村其の他）

ハ、有配偶女教員（東京市内國民學校及女學校教員）

三、調査の方法

所員自らの問診により或は委託により、調査の結果を所定の調査票に記入をなすものとす。調査を委託する場合にありては醫師、保健婦、産婆又は看護婦等妊娠、乳幼兒の保健指導の心得あるものに限るものとし、所員の指導の下に調査の實施に當るものとす。

四、調査の項目

（一）住所氏名、夫の氏名、家計の主なる職業

葉報

（一）夫婦に關する調査事項

イ、生年月

ハ、初婚再婚の別

ニ、生育地

ホ、教育程度

ヘ、健康狀態

ト、既往歴（主に結核及性病）

チ、職業

リ、收入

ヌ、職業歴

リ、収入

ヌ、職業歴

（二）本人に關する調査事項

イ、本人の勤務狀態（労働時間、労働程度、労働時の姿勢）

ロ、初經

ハ、閉經

二、月經型

ホ、白帶下

ヘ、現在妊娠（最終月經、浮腫、流涎、歯痛等）

（三）児及分娩に關する調査事項

イ、分娩順位

ロ、體性別

ハ、分娩年月

二、分娩種類（妊娠月數、自然分娩、人工分娩の別、生死産の別）

ホ、妊娠障害

ヘ、妊娠時の職業

ト、分娩前の休養

チ、分娩經過（難易の別、難産なれば其の理由）

リ、異狀妊娠

ス、分娩の場所及介助（病院、産院、自宅、醫師、家人、産婆、隣人の別）

ル、産褥経過（順、不順の別、不順なれば發熱、出血子癆等の別）

ヲ、分娩後の休養（ヘ、ト、ルの三項目は家庭外聯業に從事するものに就て記入）

ワ、出産時の體重

カ、生後六ヶ月迄の營養方法（天然混合又は人工營養の別、混合營養なれば添加物及開始時期、人工營養なれば使用營養品）

ヨ、兒現在死亡せし場合（死亡年月及死因）

（四）死流早産に關する研究

イ、母の労働、非労働別に見たる死流早産率

ロ、労働狀態別に見たる死流早産率

ハ、出産順位別に見たる死流早産率

（五）就職による母性機能の變化に關する調査事項

イ、月經

ロ、分娩、產褥

五、研究すべき事項

（一）死流早産に關する研究

イ、母の労働、非労働別に見たる死流早産率

ロ、労働狀態別に見たる死流早産率

ハ、出産順位別に見たる死流早産率

（二）労働母性に關する出産力に關する研究

イ、労働女子の結婚年齢

ロ、労働母性の初姪期、不姪率、妊娠率

ハ、労働母性婚姻經期間別舉子數

（三）労働母性の母性的活動狀況に關する研究

イ、妊娠、分娩、產褥狀況

ロ、乳兒哺育狀況と乳兒死亡率

ハ、月經狀況

ヘ、特に就職による變化

票査性調母母世帶者獎

昭和五年八月一日編成

人口問題研究所調査指定村の設置並に 右指定村に対する基本調査の施行

我が國人口政策に関する基礎資料を得る爲には各種の實地調査を行ふの要あるは言ふを俟たざるも就中我が國農村に於ける社會經濟的並社會生物學的實状につき相當長期間に涉り精密なる臨地的調査を行ふに非ざれば所期の成果を得ること難きものあるを以て本研究所に於ては昨年九月人口問題研究所調査指定村設定要綱により

埼玉縣入間郡東吾野村

の二ヶ村を指定し當時繼續的に諸種の調査を行ふこととなつたが、今般右指定村に對し基本調査を施行することとなつた。

右指定村設定要綱並に今回的基本調査要綱を掲ぐれば次の如く今次基本調査の調査票は別掲の如くである。

人口問題研究所調査指定村設定要綱

一、調査指定村設定の目的

我國農村の社會生物學的實情を知り農村に於ける

諸種の人口問題に關する基礎資料を得んが爲には一定の村につき相當長期間に涉り研究所員自ら精密なる臨地的調査を行ひ深く探究するを要す、斯かる目的の爲調査指定村を設定せんとするものなり。

二、調査指定村に於て實施すべき調査事項

(一) 基礎資料の蒐集整理

イ、村内人口の個票作成

ロ、現住人口動態簿の作成

ハ、家系調査票の作成

三、調査方法

(一) 現住人口動態簿の作成整理

現住人口動態調査に要する個票を印刷し之を村民に配布し記入の上蒐集す。研究所員は右個票を整理し現住人口動態簿を作成す。

(二) 本籍人口にして他府縣、他町村に在住する者に關する調査

本籍人口にして他府縣、他町村に在住する者に就ては出寄留簿を參照し更に村當局の助力を得て其の現住所を知り之に當て、必要なる調査事項を印刷せる調査票を配布し蒐集整理す。

(三) 家系調査

戸籍簿、除籍簿に基き村當局及び村の古老の助効を得て村民の家系調査を行ふ。

(四) 事變の人口に及ぼしたる影響の調査

イ、村の既存資料を基礎とし、出生率、死亡率の變化に關する調査を行ふ。

(五) 人口の體力に關する調査

ロ、一及び二に基き人口の地域及職業的變化の調査を行ひ、更に將來の移動變化に就ては村當局及び區長の援助を得て之を知り右調査を補足す。

(六) 人口の質に關する調査

イ、出產力に關する調査票を村民に配布蒐集し所員之を整理す。

(七) 家系調査

ハ、社會的諸因子の村民殊に青少年乳幼兒の體力精神力に及ぼす影響に關する調査

(八) 家系調査

ロ、青少年乳幼兒の體力、精神力検査及び發育検査

(九) 家系調査

ハ、兩親の體格智能と兒童の體力智能との相關に就ての調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(二十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(三十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(四十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(五十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(六十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(七十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十一) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十二) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十三) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十四) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十五) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十六) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十七) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十八) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(八十九) 家系調査

ロ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(九十) 家系調査

ハ、兩親の年齢、家庭の生活程度、兄弟の數及順位、等と兒童の體力智能との關係調査

(九

人口問題研究所調査指定村基本調査票
(昭和十六年十月一日)

(昭和十六年十月一日)

調查員檢印

(10) 昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年九月三十日ニ至ル間ノ出生、死産及死亡

(イ) 出生及死産

出生兒ノ氏名	男別女	出産ノ年月日	出産ノ場所	母ノ氏名	母ノ出生年月日	職業ノ上ノ地位及
男女	男女	昭和年月日			年月日	
男女	男女	昭和年月日			年月日	
男女	男女	昭和年月日			年月日	
男女	男女	昭和年月日			年月日	

(ロ) 死亡

死亡者ノ氏名	男別女	死亡者ノ出生年月日	死亡ノ年月日	死亡ノ場所	死亡原因	及職業當時ノ職名
男女	男女	年月日	年月日	年月日	年月日	
男女	男女	年月日	年月日	年月日	年月日	
男女	男女	年月日	年月日	年月日	年月日	
男女	男女	年月日	年月日	年月日	年月日	

調査票記入例

シニ著在常(乙) 者在不テ	者	在現(甲)				
3	2	1	10	9	8	7
原田次郎	原田次郎	原田惣作	原田とよ	原田惣作	原田とよ	原田惣作
次男	次男	主人	父	父	父	父
男女	男女	男女	男	男	男	男
年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
原田英次郎	原田英次郎	原田清藏	原田健治	原田夏子	原田夏子	原田英次郎	原田英次郎	原田惣作	原田とよ
次男	次男	父	長男	長男	長男	次男	次男	主人	父
男女	男女	男	男	男	男	男女	男女	男女	男
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
原田英次郎	原田英次郎	原田清藏	原田健治	原田夏子	原田夏子	原田英次郎	原田英次郎	原田惣作	原田とよ
次男	次男	父	長男	長男	長男	次男	次男	主人	父
男女	男女	男	男	男	男	男女	男女	男女	男
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
原田英次郎	原田英次郎	原田清藏	原田健治	原田夏子	原田夏子	原田英次郎	原田英次郎	原田惣作	原田とよ
次男	次男	父	長男	長男	長男	次男	次男	主人	父
男女	男女	男	男	男	男	男女	男女	男女	男
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(10) 昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年九月三十日ニ至ル間ノ出生、死産及死亡

(イ) 出生及死産

死亡者ノ氏名	男別女	出生兒ノ男女	出生ノ年月日	場所	母ノ氏名	母ノ出生年月日	職業ノ上ノ地位及
男女	男女	昭和十五年十月十六日	自村	原田英次郎	昭和十五年十月十六日	自村	
男女	男女	昭和十五年十月十六日	自村	原田英次郎	昭和十五年十月十六日	自村	
男女	男女	昭和十五年十月十六日	自村	原田英次郎	昭和十五年十月十六日	自村	
男女	男女	昭和十五年十月十六日	自村	原田英次郎	昭和十五年十月十六日	自村	

(ロ) 死亡

死亡者ノ氏名	男別女	死亡者ノ男女	死亡年月日	死亡場所	死亡原因	及職業當時ノ職名
男女	男女	昭和年月日	昭和年月日	自村	死亡原因	
男女	男女	昭和年月日	昭和年月日	自村	死亡原因	
男女	男女	昭和年月日	昭和年月日	自村	死亡原因	
男女	男女	昭和年月日	昭和年月日	自村	死亡原因	

上表記入上特ニ注意スペキ點

(イ) 出生及死産

一、出生兒ノ氏名：未ダ命名シナイ者ハ名ヲケズト記入シテ下サイ。死産兒

(懷胎四箇月ヲ経過シタル胎兒ニシテ出

産後又ハ出産ニ際シ死亡シタルモノノ

下各欄ニ該當ノ事項ヲ記入シテ下サイ。

二、出産ノ場所：自村デ出産シタ場合ハ自村外ノ出産場所名ヲ記入シテ下サイ。

三、死産ノ場所：自村外ノ出産場所ハ其ノ道府

名又ハ事由ヲ記入シテ下サイ。

ハ郡市區町村名ヲ記入シテ下サイ。

ハ市區町村名ヲ記入シテ下サイ。

ハ自村外ノ出産場所ハ其ノ道府

名又ハ事由ヲ記入シテ下サイ。

ハ郡市區町村名ヲ記入シテ下サイ。

ハ自村外ノ出産場所ハ其ノ道府

名又ハ事由ヲ記入シテ下サイ。

區又は部落毎に時々村民の健康診斷、體力検査を行ふ。

一、出生及死産 口、死亡

人口問題研究所調査指定村基本 調査要綱

一、目的

調査指定村に於ける調査研究上必要な基本的資料を得るため

二、方法

調査指定村に於て若干名の調査員を委嘱し別紙の調査票を各世帯に配付し自計主義に據り記入せしむ

三、期日

昭和十六年十月一日午前零時現在

四、客體

調査時に於ける現在者及常住者

五、調査事項

- (1) 氏名
- (2) 世帯に於ける地位
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月日
- (5) 配偶の關係
- (6) 職業
- イ、職業名及職業上の地位
- ロ、從業の場所
- 出生地
- 常住地
- 民籍又は國籍
- (10) 昭和十五年十月一日より昭和十六年九月三十日に至る間の出生、死産及死亡

- 21 婚姻件數 22 婚姻率 23 婚姻の季節 24 婚姻の種類
- 25 婚姻年齢 26 平均婚姻年齢 27 職業別平均婚姻年齢 28 夫妻婚姻年齢差 29 早婚 30 夫妻年齢組合せ
- 31 婚姻前の配偶關係 32 初婚者の結婚費用
- 33 離婚件數及離婚率 34 離婚の種類としての理由

人口問題研究所編「人口政策の 葉」の刊行

本研究所に於ては人口政策の立案計畫並に実施上の参考資料として人口問題に関する主要統計資料に簡約なる解説を附したる規格 A5 版約二百頁の「人口政策の葉」を刊行したが、その内容目次を掲げれば次の如くである。

「人口政策の葉」内容目次

- 1 我が國全版圖の人口 2 内地人口 3 内地人口の變遷 4 道府縣別人口
- 5 都市人口 6 人口三萬以上の都市人口 7 人口階級別市町村人口 8 都鄙別人口 9 年齢構成 01 配偶關係別人口 11 出生地別人口 12 職業別人口 13 職業別人口の年齢構成 14 産業別人口
- 15 世帶 16 住居の室數 17 民籍及國籍別人口 18 在外本邦人 19 內地在留外國人
- 20 將來人口
- 70 人口自然增加數 71 人口自然增加率 72 人口增加率 73 人口の再生産率 74 總再生産率 75 純再生産率
- 76 生命表 77 生命表より見たる日本人の壽命
- 附錄
- 1 明治前の人口 2 世界の面積及人口 3 植民地及委任統治區域に於ける白人の分布 4 道府縣別人口動態摘要 5 人口政策確立要綱

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發事業令 (勅令第八百五十三號)

〔參照〕

武道振興委員會官制ハ之ヲ廢止ス

國民體力審議會官制中改正の件公布

國民體力審議會官制中改正の件は昭和十六年九月二日付官報を以て公布せられたが、從來の審議事項たる國民體力に關する重要事項に更に武道振興に關する重要事項の一項を加へたるをその主なる内容とするもので、之を掲ぐれば次の如くである。

國民體力審議會官制中改正

(昭和十六年九月二日勅令第八百四十一號)

第一條 第二項ヲ左ノ通り改正ス

第一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

審議會ハ前項ノ外文部大臣又ハ厚生大臣ノ諮詢ニ關シテ武道振興ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

審議會ハ前二項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 第一項中「委員四十五人以内」ヲ「委員七十人以内」ニ改ム

第五條ヲ第六條トシ第六條ヲ第七條トシ第七條ヲ第八條トス

第五條 厚生大臣ハ必要ニ依リ審議會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

審議會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ審議會ノ決議ト爲スコトヲ得

農地開發法一部施行ノ件並に農地開發事業令 (昭和十六年九月二日勅令第八百四十一號)

農地開發法一部施行期日の件並に農地開發事業令 (昭和十六年九月二日勅令第八百四十一號)

農地開發法一部施行期日の件並に農地開發事業令の公布

第一條 農地開發事業 (以下農地開發事業ト稱ス) の施行地區若ハ實施計畫ヲ變更シ又ハ施行ヲ廢止セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ其ノ事業ノ全部又ハ一部ノ施行ヲ停止セントスルトキ亦同ジ

農地開發法第四十四條第二號ノ農地開發事業ニ關シ前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ同法第四十六條第二項乃至第五項ノ規定ハ其ノ認可ニ之ヲ準用ス但シ

實施計畫書中輕微ナル事項ノ變更ニシテ農林大臣ニ於テ縱覽ニ供スルノ要ナシト認メタルモノニ關シテ

ハ同條第二項乃至第四項ノ手續ヲ省略シ同條第五項ノ手續ヲ爲スヲ以テ足ル

第二條 農地開發營團御料地及國有地ニ付當該官廳ノ承認ヲ得タルトキハ之ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スルコトヲ得

國又ハ道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ハ之ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スルコトヲ得ズ但シ農地開發營團當該行政廳又ハ公共團體ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

之を掲ぐれば以下の如くである。なほ農地開發事業令施行規則も同日付の官報を以て公布せられてゐる。

第五條 厚生大臣ハ必要ニ依リ審議會ニ部會ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

農地開發法一部施行ノ件並に農地開發事業令 (昭和十六年九月二日勅令第八百四十一號)

農地開發法第四十四條第一項ノ土地ハ當該耕地整理施行者、普通水利組合 (水利組合法第九條第二項ノ場合ニ於ケル水害防組合ヲ含ム以下同ジ) 若クハ北海道土功組合ノ同意ヲ得タルトキ又ハ左ノ各號ノ一一該當シ農林大臣ノ認可アリタルトキハ之ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スルコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ農地開發事業ノ施行ニ因

リテ生ズル利益ガ當該土地ニ付其ノ事業施行者ガ行フ事業ノ施行ニ因リテ生ズル利益ヲ著シク超過スルトキ

二 施行地區ノ狀況又ハ實施計畫ノ內容ニ依リ農地開發事業ノ目的ヲ達成スル爲特ニ必要アルトキ

第四條 耕地整理施行地又ハ普通水利組合若ハ北海道土功組合ノ區域内ノ土地ノ全部又ハ一部ヲ農地開發事業ノ施行地區ニ編入スル場合ニ於テ第一條第一項又

ハ農地開發法第四十六條第一項ノ認可アリタルトキハ農地開發營團ハ遲滞ナク當該耕地整理施行者、普通

水利組合又ハ北海道土功組合ニ對シ其ノ施行地區ニ編入シタル土地及之ニ關スル實施計畫ヲ通知スベシ

前項ノ通知ヲ受ケタル者ハ農地開發事業ノ施行地區ニ編入セラレタル土地ニ付農地開發事業ノ實施計畫ニ抵觸又ハ重複スル事業ヲ爲スコトヲ得ズ

農地開發營團ハ耕地整理施行者、普通水利組合又ハ北海道土功組合ガ前項ノ場合ニ於ケル已ムコトヲ得定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

農地開發法第五十五條第二項、第三項及第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 農林大臣ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命ズルコトヲ得

農地開發營團ハ工事竣工ノ認可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ノ施行地區内ノ土地ヲ處分スルコトヲ得ズ

第六條 農地開發法第五十條第一項第二號ノ規定ニ依リ收用セラレタル土地ノ舊所有者又ハ其ノ相續人ハ農地開發事業ノ工事竣工ノ認可アリタル後其ノ收用セラ

レタル土地ヲ第七條第一項ノ價格ヲ以テ買受クルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ農地開發營團ハ自作農創設ノ爲特ニ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ土地ヲ以テ收用セラレタル土地ニ代フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買受ハ第三者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第七條 農地開發營團ハ農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ノ工事竣工ノ認可アリタルトキハ遲滞ナク前條第一項ノ規定ニ依リ賣渡スベキ土地及價格ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

前條第一項ノ規定ニ依リ賣渡スベキ土地ガ第十四條但書ニ該當スルモノナルトキハ前項ノ手續ハ第十三條第三項ノ規定ニ依ル申出ニ依ル買受ヲ爲スベキ者

ナキコト明ト爲リタル後之ヲ爲スベキモノトス

第一項ノ認可アリタルトキハ農地開發營團ハ舊所有者又ハ其ノ相續人ニ對シ其ノ者ニ讓渡スベキ土地及

其ノ價格ヲ通知スベシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ舊所有者又ハ其ノ相續人ガ買受ノ通知ヲ爲サザルトキハ前條ノ權利ヲ失フ

農地開發法第三十五條ノ規定ハ第三項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第八條 農林大臣ハ農地開發營團農地開發事業ノ實施計畫ヲ以テ其ノ施行地區ヲ數區ニ分チタツ場合ニ於テハ其ノ各區ニ付農地開發法第五十七條ノ規定ニ依ル工事竣工ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第十二條 農林大臣農地開發法第五十七條ノ規定ニ依リ工事竣工ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十三條 農地開發營團ハ農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ付工事竣工ノ認可アリタルトキハ遲滞ナク同法第五十八條第一項ノ規定ニ依リ讓渡スベキ土地ノ價格ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

農地開發營團前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ命令ノ定期ムル所ニ依リ農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノムル所ニ依リ農地開發法第五十三條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ施行ニ前項ノ價格ヲ以テ讓渡スベキ旨ヲ公告スベシ

營團ニ支拂フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 農地開發法第五十三條第一項ノ規定ニ依リ支拂フベキコトヲ命ジ得ベキ費用ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル事業費ノ一定割合ノ額ヲ以テ

其ノ限度トス

第十條 農地開發法第五十三條第二項ノ異議ノ申立ハ異議ノ要點及理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スペシ

異議ノ申立アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト認ムルトキハ農地開發法第五十三條第一項ノ規定ニ依ル命令ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

異議ノ申立ハ命令ヲ以テ定ムル期間ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 農地開發營團農地開發事業ノ實施計畫ヲ以テ其ノ施行地區ヲ數區ニ分チタツ場合ニ於テハ其ノ各區ニ付農地開發法第五十七條ノ規定ニ依ル工事竣工ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第十二條 農林大臣農地開發法第五十七條ノ規定ニ依リ工事竣工ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

農地開發營團前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ命令ノ定期ムル所ニ依リ農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノムル所ニ依リ農地開發法第五十三條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ施行ニ前項ノ價格ヲ以テ讓渡スベキ旨ヲ公告スベシ

農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ者

所ニ依ルベシ

前項ノ公告後三月内ニ第一項ノ價格ヲ以テ買受クベキ旨ヲ申出タルトキハ農地開發營團ハ農地開發法第五十八條第一項ノ規定ニ依リ其ノ土地ヲ讓渡スベシ

第十四條 前條第一項ノ土地ニシテ同條第三項ノ規定ニ依ル申出ニ依ル讓渡ヲ爲サザルモノニ付テハ農地開發營團ハ自作農創設ノ用ニ供スル爲之ヲ處分スベシ但シ其ノ管理又ハ處分ノ方法ニ付別ニ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二號ノ規定ニ依リ收用シタル土地ニシテ第六條第一項

第十五條 前二條ノ規定ハ農地開發法第五十條第一項第二號ノ規定ニ依リ農地開發法第五十九條ノ規定ニ依リ引渡ヲ一項ノ規定ニ依リ農地開發營團ガ賣渡サザルモノニ之ヲ準用ス

第十六條 農地開發法第五十九條ノ規定ニ依リ引渡ヲ受クベキ者ハ道府縣、市町村及水利組合ノ外左ニ掲

一 北海道土功組合

二 市町村組合、町村組合

三 市制第六條ノ市ノ區

四 前各號ノ外農林大臣ノ適當ト認ムル者

第十七條 農地開發法第五十九條ノ規定ニ依ル引渡ハ農地開發事業ノ工事竣工ノ認可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十八條 農地開發法第五十九條ノ規定ニ依ル引渡ヲ爲サントスルトキハ農地開發營團ハ引渡ヲ受クベキ者ト協議ヲ遂げ命令ノ定ムル所ニ依リ

協議書ヲ作成シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ
農地開發法第五十九條ノ規定ニ依ル引渡及維持管理ハ前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル協議書ノ定ムル

定ムル所ニ依ル

第二十二條 農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ關シ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル命令ヲ適用スルニ付テハ農地開發營團ガ施行地區内ノ土地

ニ付當該事業ノ施行ニ關シ其ノ所有者ノ同意ヲ得タルトキハ農地開發營團ヲ其ノ土地ノ所有者ト看做ス

ノ農地開發事業ニ之ヲ準用ス但シ第六條中本法トア（但書ヲ除ク）ノ規定ハ農地開發法第四十四條第一號

二項第三項、第二十三條、第二十四條及第二十七條（但書ヲ除ク）ノ規定ハ農地開發法第四十四條第一號

モノニ付テハ其ノ處分ハ當該事業ノ實施計畫ノ定ム
ル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル處分トス
二項ノ規定ニ依ル

第二十六條 農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發
事業ニ關シ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル命令ヲ
適用スルニ付テハ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル

命令ニ依ル地方長官ノ職權ハ農林大臣之ヲ行フ

第二十七條 農林大臣農地開發事業ノ區域及計畫ヲ定
メントスル場合ニ於テ農地開發營闢ガ其ノ計畫ノ實
施上河川、湖沼ノ使用ニ關シ許可ヲ必要トシ又
ハ道路法若ハ公有水面埋立法ノ規定ニ依ル許可若ハ
免許ヲ必要トスルモノニシテ重要ナルモノニ關シテ
アルモノニ關シテハ遞信大臣ニ農林計畫委員會ニ付
議前豫メ協議スベシ

附 則
本令ハ昭和十六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

勞務統制委員會官制の公布

昭和十六年九月二十二日付官報を以て公布を見たる
勞務統制委員會官制を掲ぐれば次の如くである。

勞務統制委員會官制（昭和十六年九月二十日）
勅令第八百七十三號

第一條 勞務統制委員會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ
諮詢ニ應ジテ國民ノ徵用、學校卒業者使用ノ制限、
青少年雇入ノ制限、國民職業能力ノ申告及工場事業
場技能者ノ養成其ノ他勞務ノ統制ニ關スル重要事項
ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之
員ヲ置クコトヲ得
ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調查審議スル爲必要アルトキハ臨時委
員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ厚生次官ヲ以テ之ヲ充ツ
委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル
者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

一 關係各廳高等官
二 學識經驗アル者

前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ
任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任
期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職
務ヲ代理ス

第五條 厚生大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部會ヲ置キ其
ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之
ニ當ル
部會ニ屬スペキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス
委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ委員
會ノ決議ト爲スコトヲ得

第六條 委員會ニ專門委員ヲ置クコトヲ得厚生大臣ノ
奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ
命ズ

勞務統制委員會官制（昭和十六年九月二十日）
勅令第八百七十三號

第一 厚生大臣の指定する工場、事業場其の他の場所
(以下指定工場と稱す)に於て使用せらるる從業者又
は厚生大臣の指定する從業者の解雇及退職に付ては
國民職業指導所長の認可を受くるに非ざれば之を爲

すことを得ざること
前項の從業者に付ては雇傭の期間満了するも雇傭契
約は終了せざること

第二 特別の技術、技能又は經驗を有する者にして厚
生大臣の指定するもの(以下技能者と稱す)の雇入及
就職に付ては國民職業指導所長の認可を受けたる場
合又は國民職業指導所の紹介ある場合を除くの外之
を爲すことを得ざること

第三 第二の規定は年齢十四年未滿者は年齡六十年以
上の男子又は年齡四十年以上もの

第八條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成委員會官制及青少年雇入制限委
員會官制ハ之ヲ廢止ス

女子たる技能者の雇入、就職の場合及命令を以て定むる場合には之を適用せざること

第四 國民學校初等科又は高等科の課程を修了（中途退學を含む）したる後二年を経過せざる者にして技能者たらざるもの（以下國民學校修了者と稱す）の雇入及就職は國民職業指導所の紹介に依るに非ざれば之を爲すことを得ざること但し船員に付船員職業紹介所の紹介に依る場合及命令の定むる場合は此の限に在らざること

第五 年齢十四年以上四十年未満の男子又は年齢十四年以上二十五年未満の女子にして技能者及國民學校修了者たらざるもの（以下一般青壯年と稱す）の雇入及就職は左の各號の一に該當する場合を除くの外之を爲すことを得ざること

一 國民職業指導所の紹介に依り雇入、就職する場合

二 指定工場、厚生大臣の指定する事業を營む者又は厚生大臣の指定する者國民職業指導所の紹介に依らずして雇入るべき一般青壯年の員數其の他雇入に關する事項に付國民職業指導所長の認可を受けたる場合

三 特定の一般青壯年の雇入及就職に付國民職業指導所長の認可を受けたる場合

第六 第五の規定は左の各號の一に該當する場合には之を適用せざること

一 船員に付船員職業紹介所の紹介に依る雇入、就職の場合

二 命令を以て定むる場合を除くの外農業、林業、畜産業及水産業に於ける一般青壯年の雇入、就職

三 其の他命令を以て定むる場合

第七 厚生大臣は勞務供給業者の供給に依り從業者を使用する場合の制限に關し必要な命令を定むることを得ること

第八 國民職業指導所長本要綱に基く認可の申請に付不正若は虚偽の事實ありと認むるとき又は特に必要ありと認むるときは認可を取消すことを得ること

第九 第二、第四又は第五の規定に違反する雇入又は就職ありたる場合に於ては國民職業指導所長は雇入を爲したる者に對し雇入れたる者の解雇を、就職し

定に依り認可の取消ありたる場合亦同じきこと

第十 國民職業指導所長は從業者の雇入、使用、解雇、就職及退職に關し必要な報告を徵することを得ること

第十一 厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長は當該官吏をして關係の工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の狀況又は帳簿書類を検査せしめ得ること

第十二 本制度は必要に應じ前各號に準じ各地域にも之を實施すること

第十三 從業者移動防止令及青少年雇入制限令は之を廢止すること

國民徵用令及國民職業能力申告令中改正に關する勅令案要綱

第一 國民徵用令中左の通改正すること

一 第二條第二項中「軍事上」を「國家總動員上」に改

第二 國民職業能力申告令中左の通改正すること

むること

二 第四條に左の一項を加ふること

國家總動員上特に必要ある場合に於ては前項の規定に拘らず厚生大臣の指定する工場事業場其の他の施設（以下指定工場と稱す）に於て行ふ厚生大臣の指定する總動員業務に從事せしむることを得ること

三 第十九條の三として左の一條を加ふること

被徵用者徵用せられ總動員業務に從事する場合に於て特別の事情ある場合又は被徵用者故意若は重大なる過失に因るに非ずして業務上の傷痍を受け若は疾病に罹り之が徵用を解除せられたる場合に於て本人又は家族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲すこと

被徵用者徵用せられ總動員業務に從事中故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上の傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲死亡したる場合に於て遺族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲すことを得

前二項の家族又は遺族の範圍及扶助に關し必要な事項は命令を以て之を定む

四 第十九條の四として左の一條を加ふること

前條の規定に依る扶助が被徵用者にして管理工場若は指定工場に使用せられ若は使用せられたる者又は其の家族若は遺族に對し爲されたるものなるときは當該管理工場又は指定工場の事業主に扶助に要したる費用を命令の定むる所に依り國庫に納入せしむることを得

第二條中「帝國臣民たる男子」を「帝國臣民」に改め同條に左の但書を加ふること
但し命令を以て定むる者は此の限に在らず

重要事業場の労務管理の監督に關する

勅令案要綱

第一 本要綱に於て重要事業場と稱するは總動員物資の生產若は修理又は國家總動員上必要なる運輸に関する業務を營む工場、鑛山其の他の場所にして厚生大臣の指定するものを謂ふこと

前項の指定は重要事業場の事業主(以下事業主と稱す)に對する通知に依り之を爲すことを得ること

事業主は重要事業場の從業者(以下從業者と稱す)に

第一項の指定ありたる旨を周知せしむべきこと

第二 事業主は從業規則を作成し厚生大臣の認可を受くべきこと之を變更せんとするとき亦同じきこと

第三 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事業主に對し從業規則の變更を命ずることを得ること

第四 事業主は從業規則に依り從業者を從事せしむべきこと但し第七又は第十七の規定に依る命令ありた

るとき其の命令に抵觸する事項に付又は厚生大臣の許可を受けたときは此の限に在らざること

第五 事業主は從業規則を揭示其の他の方法に依り從業者に周知せしむべきこと從業規則を變更したるとき亦同じきこと

第六 従業者は從業規則及從業規則又は第七若は第十七の規定に依り命令若は第四但書の規定に依り受けたる許可に基き事業主の爲す指示に従ひ重要事業場の業務に從事すべきこと

第七 厚生大臣は労務監理上必要ありと認むるときは事業主又は從業者に對し重要事業場に於ける從業時間其の他從業者の使用又は從業に關し命令を爲すことを得ること

第八 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事業主又は從業者に對し從業者の解雇又は退職に關し命令を爲すことを得ること

第九 事業主は賃金規則、給料規則及昇給内規を作成し厚生大臣の認可を受くべきこと之を變更せんとするとき亦同じきこと

第十 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事業主に對し賃金規則、給料規則又は昇給内規の變更を命ずることを得ること

第十一 事業主は賃金規則及給料規則に依り賃金及給料を支拂ひ昇給内規に依り從業者を昇給せしむべきこと但し第十三又は第十七の規定に依る命令ありた

るとき其の命令に抵觸する事項に付又は厚生大臣の許可を受けたときは此の限に在らざること

第十二 第五の規定は賃金規則又は給料規則に之を準用すること

第十三 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは從業者の賃金、給料、手當、實物給與、賞與、又は臨時の給與に關し事業主に命令を爲すことを得ること

第十四 事業主は賃金臺帳及給料臺帳を作成し重要事

第十五 工場就業時間制限令及賃金統制令は重要事業場に之を適用せざること

事業主又は從業者に對し重要事業場に於ける從業時間其の他從業者の使用又は從業に關し命令を爲すこと

第十六 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事業主に對し教養、訓練、體育、保健其の他從業者の厚生に關する事項を命じ又は之に關する設備の新設、擴張若は改良を命ずることを得ること

第十七 厚生大臣又は其の指定する官吏は事業主若は從業者其の他の關係人に出頭を命じ、説明を求め、意見を徵し其の他労務監理上必要な措置を命ずることを得ること

第十八 事業主は主任労務擔當者を選任し重要事業場の労務管理に關する事項を擔任せしむべきこと

事業主二以上の重要事業場を營む場合には主任労務擔當者の外中央労務擔當者を選任し總ての重要事業場の労務管理に關する事項を擔任せしむべきこと

第十九 厚生大臣必要ありと認むるときは主任労務擔當者、中央労務擔當者を選任したるときは其の者の履歴書を具し其の旨を遲滞なく厚生大臣に報告すべきこと

第二十 政府は廳府縣、鑛山監督局高等官中より労務監理官を命じ重要事業場に付厚生大臣の指揮を承けて從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に關する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむること

厚生大臣は前項の規定に依るの外重要事業場に付勞務監理官を命じ重要事業場に付厚生大臣の指揮を承けて從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に關する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむること

厚生大臣は前項の規定に依るの外重要事業場に付勞務監理官を命じ重要事業場に付厚生大臣の指揮を承けて從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に關する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむること

厚生大臣は前項の規定に依るの外重要事業場に付勞務監理官を命じ重要事業場に付厚生大臣の指揮を承けて從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に關する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむること

厚生大臣は前項の規定に依るの外重要事業場に付勞務監理官を命じ重要事業場に付厚生大臣の指揮を承けて從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に關する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむること

務監理官を置き從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に関する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむることを得ること

第二十一 厚生大臣は重要事業場の労務管理の状況に關し事業主より報告を徵し又は當該官吏をして重要な事業場其の他の場所に臨檢し帳簿書類を検査せしむることを得ること

第二十二 第九乃至第十四の規定中會社經理統制令第九條の社員に關するものは同令第七條の會社に之を適用せざること

國民勤勞報國隊に關する勅令案要綱

第一 本要綱に依る帝國臣民の勤勞報國を目的とする協力は隊組織(以下國民勤勞報國隊と稱す)に依り之を行はしむること

前項の協力を爲さしむべき業務は國、地方公共團體又は主務大臣若は地方長官の指定する者の行ふ命令を以て定むる總動員業務とすること

第一 國民勤勞報國隊に參加せしむべき者は帝國臣民にして年齢十四年以上四十年未滿の男子及年齢十四年以上二十五年未滿の女子(配偶者ある者を除く)とすることと但し學校在學者に關しては參加せしむべき者の範圍に付命令を以て別段の規定を設くることを得ること

前項該當者以外の者は志願に依り國民勤勞報國隊に參加せしむることを得ること

第三 國民勤勞報國隊に參加し第一の業務に從事せしむる期間は特別の必要ある場合を除くの外一年に付三十日以内とすること

第四 國民勤勞報國隊の協力を受ける者は主務大臣又は地方長官に之を申請すべきこと

第五 主務大臣又は地方長官第四の規定に依る申請ありたる場合に於て國民勤勞報國隊の協力の必要ありと認むるときは市町村長其の他の團體の長又は學校長に對し作業の種類、期間、場所、所要人員數其の他必要な事項を指定して國民勤勞報國隊の編成を命ずるものとすること

第六 第五の規定に依り國民勤勞報國隊の編成を命ぜられたる者は國民勤勞報國隊に參加すべき者を選定し其の旨を本人に通知すべきこと

前項の選定を爲すに當りては作業の種類、時期、期間等に應じ參加すべき者の年齢、職業、身體の狀態、家庭の狀況、希望等を斟酌すべきこと

第七 國民勤勞報國隊に參加したる者は其の指揮者の指示に従ひ規律を重んじ國民勤勞報國の實を擧ぐることを期すべきこと

第八 國民勤勞報國隊の協力に要する経費は其の協力を受くる者之を負擔すること

第九 左の各號の一に該當する者は國民勤勞報國隊に參加せしめざるものとすること

一 陸海軍軍人にして現役中の者(未だ入營せざる者を除く)及召集中の者(召集中の身分取扱を受くる者を含む)

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及豫備補習生を含む)

三 陸海軍軍屬

四 徵用せられたる者

五 現に軍事上必要な總動員業務に從事する者

六 法令に依り拘禁中の者

第十 左の各號の一に該當する者は志願に依る場合を除くの外國民勤勞報國隊に參加せしめざるものとす

一 第九第五號に掲ぐる者を除くの外現に主務大臣の指定する總動員業務に從事する者

二 其の他主務大臣の指定する者

第十一 主務大臣又は地方長官は國民勤勞報國隊の編成又は運用に關し市町村長其の他の團體の長若は學校長又は國民勤勞報國隊の指揮者に對し必要な命令を爲し及之を監督すること

第十二 本制度は前各號に準じ各外地にも之を實施すること

醫療關係者の徵用に關する勅令案要綱

第一 本要綱は醫師、歯科醫師、藥劑師及看護婦(以下醫療關係者と稱す)の徵用に付之を適用すること

第一 徵用は特別の事由ある場合の外募集の方法に依り所要の人員を得らざる場合に限り之を行ふこと

第三 本要綱により徵用する者は左の各號の一に掲ぐる業務に從事せしむるものとすること

一 軍事上または軍事援護上必要な衛生に關する

二 防空に關する防毒または救護上必要な衛生に關する總動員業務

三 命令を以て定むる國または地方公共團體の行ふ衛生に關する總動員業務

四 工場事業場管理令により政府の管理する工場若くは事業場または厚生大臣の指定する工場若くは

事業場(以下工場事業場と稱す)に於ける衛生に關する總動員業務

前項第三號又は第四號に掲ぐる業務に從事せしむる爲醫療關係者を徵用するは國民衛生上特に必要ある場合に限ること

第四 總動員業務を行ふ官衙(陸海軍の部隊及學校を含む以下同じ)の所管大臣、地方公共團體の長又は工場事業場の事業主徵用に依り人員の配置を必要とするときは厚生大臣に之を請求又は申請すべきこと

第五 厚生大臣第四の規定に依る請求又は申請ありたる場合に於て徵用の必要ありと認むるときは徵用命令を發し徵用せらるべき者の就業地を管轄する地方長官に之を通達すべきこと

地方長官徵用命令の通達を受けたるときは直ちに徵用令書を發し徵用せらるべき者に之を交付すべきこと
第六 徵用令書には左に掲ぐる事項を記載すべきこと
但し軍機保護上特に必要あるときは第二號又は第三號に掲ぐる事項の全部若くは一部を省略することを得ること

一 徵用せらるべき者の氏名出生年月日住所及就業の場所

二 従事すべき總動員業務を行ふ官衙、地方公共團體または工場事業場の名稱及所在地

三 従事すべき業務及場所
四 徵用の期間
五 出頭すべき日時及場所
六 その他必要と認むる事項

第七 地方長官徵用令書を發する場合に於ては徵用せらるべき者の性別、年齢、身體の状況、國民醫療との關係、就業の態様、從事せしむべき總動員業務に對する適否、居住及就業の場所、家庭の状況、希望等を斟酌し徵用の適否ならびに從事すべき總動員業務及場所を決定す

第八 地方長官は徵用の適否其の他を判定する爲必要あるときは徵用せらるべき者に出頭を求め得ること

第九 徵用令書の交付を受けたる者は疾病其の他避くべからざる事故に因り指定の日時及場所に出頭すること能はざる場合は地方長官に其の旨を届出づべきこと

前項の規定に依る届出ありたる場合に於て地方長官必要ありと認むるときは出頭の日時若くは場所を變更し又は其の者徵用に適せずと認むるときは徵用を取消し得ること

第十 被徵用者を使用する官衙の所管大臣、地方公共團體の長又は工場事業場の事業主、被徵用者を使用する官衙、被徵用者の總動員業務に從事する場所または徵用の期間に付變更を必要とするときは厚生大臣にこれを請求または申請すべきこと

第十一 厚生大臣第十の規定による請求または申請められたる場合に於て必要ありと認むるときは被徵用者を使用する官衙、被徵用者の總動員業務に從事する場所又は徵用の期間を變更し得ること

第十二 被徵用者を使用する官衙の所管大臣、地方公共團體の長又は工場事業場の事業主被徵用者が疾病其の他の事由に因り總動員業務に從事するに適せず

と認むるとき又は其の者をして總動員業務に從事せしむる必要なきに至りたるときは厚生大臣に徵用の解除を請求又は申請すべきこと
は當該官衙の所管大臣に、地方公共團體または工場事業場に使用せらるべき者に在りては厚生大臣にその旨を申出得ること

第十三 厚生大臣第十一の規定に依る請求または申請ありたる場合に於ては徵用を解除し得ること

厚生大臣必要ありと認むるときは第十二第一項の規定に依る請求または申請なき場合と雖も徵用を解除し得ること

第十四 厚生大臣徵用の變更又は解除を爲さんとするときは徵用變更命令又は徵用解除命令を發し被徵用者の就業地を管轄する地方長官、徵用令書を發したる地方長官又は第六第五號の出頭の場所を管轄する地方長官に之を通達すべきこと

地方長官徵用變更命令又は徵用解除命令の通達を受けたるときは直ちに徵用變更令書又は徵用解除令書を發し被徵用者に之を交付すべきこと

被徵用者本令施行地外の場所に於て就業する場合に於て徵用の變更又は解除を爲さんとするときは前二

項の規定に拘らず厚生大臣徵用變更令書または徵用解除令書を發し被徵用者にこれを交付すべきこと

第十五 被徵用者總動員業務に從事する場合に於ては官衙に使用せらるべき者にこれを受け地方公共團體に使用せらるべき者にありては當該官衙の長の指揮を受け

當該地方公共團體の長、工場事業場に使用せらるべき者にありては當該官衙の長の指揮を受け

者にありては當該工場事業場の事業主の指示に従ふべきこと

第十六 被徵用者に對する給與はその者の經歷、從事する業務及び場所等に應じ且從前の給與その他これに準すべき收入を斟酌して被徵用者を使用する官

簡、地方公共團體の長または工場事業場の事業主これを支給すること被徵用者に對する給與に關し必要な事項は官衙に使用せらるる者に關しては當該官衙の所管大臣厚生大臣に協議してこれを定め地方公共團體または工場事業場に使用せらるる者に關しては當該地方公共團體の長又は工場事業場の事業主厚生大臣の認可を受けて之を定むること

第十七 徵用せらるるべき者第八の規定に依り出頭する場合、被徵用者徵用令書の交付を受け指定の場所に出頭する場合又は徵用を解除せられて歸郷する場合に於ては旅費を支給すること

前金拂を爲すに非ざれば出頭すること能はざる者の旅費は其の者の居住地の市町村又は之に準すべきものに於て一時繰替支辨すべきこと

第十八 厚生大臣必要ありと認むるときは被徵用者を使用する地方公共團體の長又は工場事業場の事業主に對し被徵用者の使用又は給料其の他の從業條件に關し命令を爲し得ること

第十九 被徵用者徵用せられ總動員業務に從事する場合にして特別の事情ある場合又は被徵用者故意若くは重大なる過失によるに非ずして業務上の傷痍を受け若くは疾病に罹り之が爲徵用を解除せられたる場合に於て本人又は家族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲し得ること

被徵用者徵用せられ總動員業務に從事中故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上の傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲死亡したる場合に於て遺族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲し得ること

第二十 第十九の規定に依る扶助が被徵用者にして工場事業場に使用せられ若くは使用せられたる者又はその家族若くは遺族に對しなされたるものなるときは當該工場事業主に扶助に要したる費用を命令の定むる所に依り國庫に納入せしめ得ること

第二十一 厚生大臣又は地方長官は關係者より徵用に關し報告を徵し得ること

第二十二 左の各號の一に該當する者は之を徵用せざること

二 陸海軍軍屬（被徵用者にして之に該當するに至る者を除く）召集中のもの（召集中の身分取扱を受くる者を含む）

三 看護婦にして日本赤十字社救護員たる身分を有するもの（被徵用者にして之に該當するに至りたるもの）

四 法令に依り拘禁中の者

第二十三 左の各號の一に該當する者は特別の必要ある場合を除く外之を徵用せざること

一 年齢六十年以上の者

二 餘人を以て代ふべからざる職に在る官吏、待遇官吏又は公吏

三 帝國議會の議員

四 總動員業務に從事する者にして餘人をもつて代ふべからざるもの

第二十四 厚生大臣は本要綱の實施に關する重要事項に付内閣總理大臣に協議すべきこと

第二十五 本制度は前各號に準じ各外地にもこれを實施すること

緊急食糧對策の閣議決定に關する企畫院總裁談

長期戰態勢下に於ける現下緊急の食糧對策につき政府に於ては各般の検討が行はれてゐたが、その成案は昭和十六年九月二十六日閣議決定を見るに到り、同日企畫院總裁談を以て次の如く發表された。

企畫院總裁談

政府は長期戰態勢下に於ける食糧の供給確保に付既に米穀の國家管理、米麥等の増産施設、消費規正、外米輸入、主要食糧の配給統制等の施策を實施すると共に米價に對し調整を加ふる等萬全の措置を講じ來つた

であるが、現下の食糧事情に鑑み戰時態勢下に於ける必要限度の食糧を確保し常に戰線及銃後に於ける國民の食糧に不安なからしめ以て國民生活の安定を保持する爲各般の検討を重ね成案を得本日の閣議に於て緊急食糧對策を決定するに至つた。

今次食糧對策は、

(一) 戰時食糧の重要性に鑑み、單に當面せる食糧需給の不均衡に對處する應急方策たるに止らず、同時に將來の需要にも備へて相當量の貯藏保有を爲すことを企圖したこと

(二) 総合食糧確保の見地より米麥等澱粉含有の重要な食糧農産物の外蛋白及脂肪の給源確保に關する需給對策を考慮したこと

(三) 緊迫せる國際情勢下に於て特に主要都市等に於ける需要に充つる爲必要なる對策を考慮したこと等に重點を置いて計畫されたのであって、其の内容は概ね次の如くである。

第一 主要食糧需給對策

一 増產對策

桑、薄荷、烟草、茶等の作物の作付轉換を圖ることと外水田等の裏作獎勵及空閑地の利用に依り麥類、薯等の増產を圖ることと作付の轉換並に水田等の裏付獎勵は、臨時農地等營理令の積極的發動に依るの外農業團體の協力に俟つものとしそが實施を容易ならしむる爲肥料の重點的割當配給を強化し相當額の助成金を交付すること

二 消費規正

(一) 酒及醤油の製造に付原料米麥の使用を節減し極力其の代用化を圖ること

(二) 小麥粉中に一定量の甘藷、馬鈴薯澱粉を混入使用せしむること

三 前記諸對策を實施すると共に來米穀年度に於ても相當量の外米輸入の措置を講ずること

四 外地に於ける米穀管理の強化を圖り内外地食糧需給計畫の適切なる遂行を期する爲速に必要な措置を講ずること

第二 蛋白及脂肪給源需給對策

蛋白及脂肪給源たる水產物及畜產物の供給確保を圖る爲水產對策として水產企業の整備、強化を圖ると共に代用燃料の使用奨勵、動力漁船の帆船化、石油及代用燃料の重點的配給並に大量漁獲物の食用化率の増大、内水漁業及淺海養殖に依る計畫的增產を圖り且大豆其の他の蛋白及油脂原料の輸入を確保すること

第三 非常用食糧貯藏對策

戰時態勢下に於ける主要都市等に於ける國民食糧の供給を確保する爲日常食糧主要物資に付相當量の集積貯藏を爲すこと

之を要するに本年の稻作は天候不順の爲必ずしも満足ならざる情勢に在るのみならず益々戰時彈發力を強化する爲各種の特別施設を講ずるの必要あるを以て國民各務は食糧問題の重大性に鑑み農村都市を通じ增產に消費に食糧確保に關し凡ゆる努力を傾注せられ積極的に政府の對策に協力の誠を致せんことを切望する次第である。

拓務省の溌洲開拓團保健指導員、溌洲開拓青年義勇隊訓練所醫師並に開拓醫學生の募集

拓務省に於ては昭和十六年九月溌洲に於ける開拓地及び溌洲開拓青年義勇隊訓練所に於て診療並に保健衛生指導に從事すべき醫師の募集を行ふと共に、また右醫師となるべき給費醫學生の募集をも行つたが、右募集要綱を掲げれば以下の如くである。(附屬様式省略)

溌洲開拓團保健指導員募集要綱

一 趣旨 滿洲に於ける開拓地に於て診療並に保健衛生指導に從事せしむるため溌洲開拓團保健指導員を募集す

一 募集人員 百名

一 資格 日本内地に於て開業の資格を有する醫師にして身體強健且つ意志堅固なる年齢概ね五十歳未滿の者

一 手續 志願者は左の書類を拓務省拓北局長宛提出すること

(一) 願書(末尾第一號様式)

二通

(二) 履歴書(醫師免許狀下付年月日及登録番號記入のこと)

二通

(三) 戸籍抄本(在籍者全部を記載せるもの)

二通

(四) 身元證明書(市町村長發給のもの)

一通

(五) 家族調書(末尾第二號様式)

一通

(六) 身體檢查書

一通

(七) 寫眞(最近撮影の手札型)

一葉

一 錄衡 拓務省又は道府縣廳に於て拓務省係官面接

銓衡す

一 待遇其他

(二) 身分 日滿兩國に於て開拓團指導員に採用し

開拓團に駐在せしむ

(一) 手當 月額三百圓乃至五百圓程度(學歴及實

歴を審査の上決定す)を支給し別に滿洲國公醫団

託として手當月額五十圓を支給す

(三) 赴任旅費 家族旅費を含み三百五十圓を支給

す但し朝鮮より赴任の場合は三百圓、滿洲より赴

任の場合は二百圓とす

(四) 宿舍 無料貸與す

將來滿洲國內に於て各機關との交流を考慮す

滿洲開拓青年義勇隊訓練所醫師

募集要綱

一 趣旨 滿洲開拓青年義勇隊訓練所に於て診療並に

保健衛生指導に從事せしむるため滿洲開拓青年義勇

隊訓練所醫師を募集す

一 募集人員 百名

一 資格 日本内地に於て開業の資格を有する醫師に

して身體強健且つ意志堅固なる年齢概ね五十歳未満

の者

一 手續 志願者は左の書類を拓務省拓北局長宛提出

すること

(一) 願書(末尾第一號様式)

一通

(二) 履歴書(醫師免許狀下付年月日及登録

二通

番號記入のこと)

二通

(三) 戸籍抄本(在籍者全部を記載せるもの)

二通

(四) 身元證明書(市町村長發給のもの)

一通

(五) 家族調書(末尾第二號様式)

二通

(六) 身體検査書

一通

(七) 寫眞(最近撮影の手札型)

二葉

(二) 勤務 滿洲農業開拓團又は滿洲開拓青年義勇隊の診療に從事す尙ほ滿洲國綜合病院に於て實地臨床實習の機會を與へ相當期間勤務者に對しては騎朝研究、在滿勤務先の交流をも考慮す

(三) 待遇 甲號 初任給月額 二百五十圓

乙號 初任給月額 二百圓

右の外滿洲國公醫を嘱託せられたる者には手當月額五十圓を支給す

爾賓中央醫院に配屬せしむ

宿舍は無料貸與す

赴任旅費は二百圓乃至三百五十圓支給

(四) 就診義務年限 受給期間に一年を加へたる期間

一 募集期限及手續 本月三十日までに願書其他の必要書類を學校當局經由の上拓務省拓北局輔導課宛提出のこと

一 提出書類

(一) 願書(別記様式)

一通

(二) 履歴書(本人自筆)

一通

(三) 戸籍抄本(在籍者全部を記載せるもの)

一通

(四) 學業證明書

一通

(五) 身體検査書

一通

(六) 所屬學部長又は學校長の推薦書

一通

(七) 寫眞(最近撮影の手札型)

一葉

一 銓衡 十月上旬最寄地に於て行ふ

一 問合せ 拓務省拓北局輔導課

一葉

財團法人人口問題研究會主催第十三回
人口問題同攻者會合の開催

財團法人人口問題研究會に於ては昭和十六年九月二

財團法人人口問題研究會主催第五回人口問題全國協議會の開催要項の決定

會は、その開催要項につき準備委員會に於て審議中であつたが、この程最後決定をみ各關係方面へ通知せられた。開催要項並に協議議題細目を掲ぐれば次の如くであるが、特に本年度の主催方針として注目を惹くの

は裏に内閣に於て決定を見たる「人口政策確立要綱」を中心として其の實施具體化に關聯する意見及び研究の發表が要望されてゐることで、之に伴ひ又その會議進行方法に於ても從來の各部會別同時開催の方法にかへ

て各部門別集會を順次開催することとしたことも議題の統一に伴ふ適切な協議方法として特に注意せられる。

第五回人口問題全國協議會開催要項

一、主催 財團法人 人口問題研究會

一、名稱 第五回人口問題全國協議會

一、場所 東京市内（會場神田一橋講堂、如水會館及厚生省會議室）

一、會期 昭和十六年十一月十四（金）、十五（土）の二日間の豫定

一、日程 第一日（午前十時開會）總會及特別報告、午後二時半迄

一、午餐 協議會

一、總會（午前九時開會）協議會、總會、晚餐

一、總議題 我國人口並に人口政策に關する諸問題（細目別々紙の通り）—特に「人口政策確立要綱」に關聯して—

一、特別報告 議題に關し中央當局者の特別報告を行ふ

一、議事方法 議題を縱に各特殊部門に分ち參會者の該事項に關する意見及研究の發表並に協議を行ふ

一、參會資格 1 本會々員並に本會に於て推薦したるもの（團體にして本會々員たる場合は當該團體より二名限度を以て代表とす）

2 官公廳 公共組合、學校、研究調查機關其の他公益諸團體に於ける役職員

3 人口問題に關する事業團體に於ける役職員

員

4 人口問題關係特殊研究者

一、會費 參加者一人に付三圓とし參加申込書と同時に納入のこと、但し本會々員並に本會に於て推薦したるものに就ては會費不要とする。

一、參加申込方法 所定の申込書に依り期日（十月十五日迄）は絶對嚴守のこと

一、關係文書配布 參會者には協議會要錄並に報告書を配布す、報告書は協議會終了後即時に發行の豫定

一、意見並に研究提出方法

イ、議題に就て意見を提出せんとせらるる向は參加申込書該當欄に議案名を記入し 別に説明あらば

之を送付せられたきこと（右は特に諸施策に關する具體的意見が望ましきこと）

ロ、議題に關する諸問題に就ての研究報告を希望せらるる向は參加申込書該當欄に報告題名を記載し、別に同報告要旨を送付せられたきこと

尙右の研究報告本文は可及的御作成の上當日持参提出せられたきこと

ハ、意見並に研究報告は一題五分乃至十五分程度のものとす

一、右の説明並に報告要旨は共に一、〇〇〇字程度以内とし、その送付期日（十月十五日限）は嚴守せられたきこと

ホ、本議題に關しては本年は特に「人口政策確立要綱」に關聯し、之が政策具體化促進に資せらるべき事項に就て重點主義を探るべきに付、事項に依りては協議時間等の關係上口述の省略を相願ふ場合もあるべく諒承相成たきこと（右に關しては會

○婚姻に出産力に關する問題

に於て豫め準備委員を委嘱し審議を行ふものとす）

ヘ、參會者より御提出の意見並に研究報告はすべて之を取纏め人口問題全國協議會報告書中に合輯印刷の豫定なるも之は前例により汎く人口問題研究上の主要參考資料となるべきに付參會各位は奮つて提出あらんことを特に希望す

一、其の他 本協議會に關する質疑照會通信等は、すべて厚生省内人口問題研究會全國協議會係（電話丸ノ内230-210-119番、内線五三番）宛なされし

第一議題 人口に關する基礎的諸問題

○人口發展に對する基本觀念に關する問題

○我國人口發展の過去及將來に關する問題

○我國及諸外國に於ける人口思想、人口動・靜態、人口政策に關する問題

○東亞諸民族との關係に於て見たる日本民族人口に關する問題

○其の他人口に關する基礎的諸問題

○婚姻に關する問題—特に、婚姻年齢及び其の出產率との關係、婚姻と家族制度、婚資、婚姻と婦人労働、結婚指導等の問題

○人口政策より見たる教育制度に關する問題—特に
保育並に保健教育に關する問題

○人口政策より見たる社會・經濟・租稅政策に關する
問題—特に、家族手當、獨身税の問題、多子家庭

及妊娠婦、乳幼兒に對する經濟保護の問題

○人爲的出生制限の禁止並に出生減少を招來すべき
疾病、害毒の防遏に關する問題

○其の他出生増加方策に關する諸問題

第三議題 死亡減少方策に關する諸問題

○保健指導に關する問題

○乳幼兒死亡に關する問題

○結核に關する問題

○母性並に乳幼兒保護に關する問題

○健康保險制度に關する問題

○環境衛生—特に庶民住宅に關する問題

○國民厚生並に栄養に關する問題

○其の他死亡減少方策に關する諸問題

第四議題 人口資質強化方策に關する諸問題

○人口資質に關する問題

○人口構成及分布に關する問題—特に國土計畫より
見たる都市並に農村人口の問題

○兵力並に勞働力に關する問題—特に農業人口に就
て

○青少年特に都市に於ける青少年體鍛に關する問題
○青少年の精神質に關する問題—特に教護兒童、不
良少年の問題

○優生思想並に政策に關する問題
○其の他資質強化に關する諸問題

西班牙に於ける婚資貸付金制度並に多 子家族への賞金交付制度の創設

西班牙の家族手當制度が實施後の好成績により今一
九四一年二月二十二日の命令によりその手當率を倍加
し、四月一日以降實施（手當率倍加の恩典は過去に遡
りて效力をもつ）されたことについて本誌前號所載

の資料欄論説「獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と
最近各國の強制家族手當制度の概観」中所報の如くで
あるが、右改正と並んで又、右家族手當金庫の被保險
者に對し婚姻貸付金を交付する制度が創設せらるるに
到つた。

貸付金額は二、五〇〇ペセタで、申請者が被保險者
たる労働婦人である場合は最高五、〇〇〇ペセタまで
増額せられる。但しその場合は結婚後に（その夫が勞
働不能者乃至失業者たる場合を除き）、有給勞働を爲さ
ざることを條件とする。

貸付金は無利子で、返済率は毎月一%、また出生あ
る毎に減額される規定がある。

又、同じく制定を見た多子家族への賞金交付制度は
每年各州及び全國の最大多子家族を選んで之に賞金を
交付するもので、金額は各州のものに於ては一、〇〇
〇ペセタ、全國のものに對しては五、〇〇〇ペセタで
ある。（Soziale Praxis 8. Heft 1941 所載）

豪洲聯邦に於ける強制家族手當制度實 施の決定

豪洲聯邦政府に於ては家族扶養の義務ある労働者へ

の兒童手當支給の計畫を決定したが、その法案は今年
中に議會に提出されるものと考へられてゐる。同案は
第二子以降各子に對し週五シリシングの手當を支給せん
とするものであるといふ。

尚、本計畫實施の政府決定後間もなくヴィクトリア
州文部大臣は、右兒童手當の實施せらるる場合は義務
教育修了年齢を十四歳より十五歳に延長し度き^{此語}語つ
て居り、同州の教員聯盟等も右談話を極めて歡迎して
ゐる。（International Labour Review April 1941 所載）